

令和元年 6 月定例会 (6 月 10 日 開 会)
6 月 21 日 閉 会

池 田 町 議 会 会 議 録

令和元年6月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示	3 1
○応招・不応招議員	3 2

第 1 号 (6月10日)

○議事日程	3 3
○本日の会議に付した事件	3 4
○出席議員	3 4
○欠席議員	3 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者	3 5
○開会及び開議の宣告	3 6
○諸般の報告	3 6
○会議録署名議員の指名	4 4
○会期の決定	4 4
○町長あいさつ	4 5
○承認第4号、承認第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○承認第7号より承認第11号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第36号の上程、説明、質疑	7 3
○議案第37号の上程、説明、質疑	7 4
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第39号の上程、説明、質疑	7 9
○議案第36号、第37号、第39号について、各委員会に付託	8 5
○請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託	8 6
○散会の宣告	8 6

第 2 号 (6月18日)

○議事日程	8 9
-------	-----

○本日の会議に付した事件	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○事務局職員出席者	89
○6月定例議会一般質問一覧表	91
○開議の宣告	93
○一般質問	93
那 須 博 天 君	93
横 澤 は ま 君	108
服 部 久 子 君	126
薄 井 孝 彦 君	146
大 厩 美 秋 君	165
○散会の宣告	177

第 3 号 （6月19日）

○議事日程	179
○本日の会議に付した事件	179
○出席議員	179
○欠席議員	179
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	179
○事務局職員出席者	179
○開議の宣告	181
○一般質問	181
大 出 美 晴 君	181
矢 口 稔 君	195
松 野 亮 子 君	216
○散会の宣告	219

第 4 号 （6月21日）

○議事日程	2 2 1
○本日の会議に付した事件	2 2 1
○出席議員	2 2 1
○欠席議員	2 2 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 2 2
○事務局職員出席者	2 2 2
○開議の宣告	2 2 3
○各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑	2 2 3
○議案第 3 6 号について、討論、採決	2 3 4
○議案第 3 7 号について、討論、採決	2 3 4
○議案第 3 9 号について、討論、採決	2 3 5
○請願・陳情書について、討論、採決	2 3 6
○日程の追加	2 3 9
○発議第 4 号について、上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 0
○日程の追加	2 4 1
○食育推進特別委員会委員の選任について	2 4 2
○議案第 4 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 2
○同意第 1 8 号について、上程、説明、採決	2 4 4
○同意第 1 9 号について、上程、説明、採決	2 4 5
○日程の追加	2 4 6
○総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件	2 4 7
○日程の追加	2 4 7
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	2 4 8
○日程の追加	2 4 8
○議員派遣の件	2 4 8
○町長あいさつ	2 4 9
○閉議の宣告	2 4 9
○議長あいさつ	2 5 0
○閉会の宣告	2 5 0

○署名議員.....	2 5 1
------------	-------

池田町告示第5号

令和元年6月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月3日

池田町長 甕 聖 章

1.期 日 令和元年6月10日（月） 午前10時

2.場 所 池田町役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	10 番	服 部 久 子 君
11 番	那 須 博 天 君	12 番	倉 科 栄 司 君

不応招議員（なし）

令和元年6月定例町議会

(第 1 号)

令和元年 6 月池田町議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 6 月 1 0 日（月曜日）午前 1 0 時開会

諸般の報告

報告第 5 号 平成 3 0 年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 6 号 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について

報告第 7 号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 8 号 例月出納検査結果報告（3・4・5月）

報告第 9 号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第 1 0 号 議員派遣結果報告について

報告第 1 1 号 寄附採納報告について

報告第 1 2 号 町の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期—6 月 1 0 日（月）から 2 1 日（金）までの 1 2 日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 承認第 4 号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

承認第 5 号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 5 承認第 6 号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 6 承認第 7 号 平成 3 0 年度池田町一般会計補正予算（第 1 3 号）について

承認第 8 号 平成 3 0 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

承認第 9 号 平成 3 0 年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について

承認第10号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

承認第11号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第7 議案第36号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について
上程、説明、質疑

日程第8 議案第37号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について
上程、説明、質疑

日程第9 議案第38号 池田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第10 議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第2号）について
上程、説明、質疑

日程第11 議案第36号、第37号、第39号について
各委員会に付託

日程第12 請願・陳情書について
上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	甕 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総 務 課 総 務 係 課 長 補 佐 兼 係 長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	塩 川 利 夫 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

令和元年6月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

池田町議会では5月1日から10月31日までクールビズ対応を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年6月池田町議会定例会を開会します。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については、言い間違いとして議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（倉科栄司君） 諸般の報告を行います。

報告第5号 平成30年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について、報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について、以上、報告第5号、第6号、第7号を一括して報告を願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

6月定例会、御苦労さまでございます。

それでは、報告第5号 平成30年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項により報告するものでございます。

今回、令和元年度へ繰り越しをする事業は7項目、15事業であります。

まず、2款総務費では2事業が繰り返されておりますが、旧北保育園周辺の用地取得費用、専門学校に係る専門学校寮の改修費及び専門学校第2校舎となる現教育会館の改修工事等の費用でございます。

款3民生費では、消費税率10%への引き上げに合わせて発行するプレミアム付商品券に係る費用となります。

款6農林水産業費では3事業が繰り越され、渋田見、鵜山地区における農村活性化支援事業、会染西部地区における圃場整備、滝沢地区の水路及び鵜山工区区画整理のための工事費などを盛り込んでいます。

款7商工費では、シェアベースにぎわいに係るガラス修繕費用でございます。

款8土木費では、道路橋梁費として3事業を繰り越しています。

社会資本整備交付金事業では、町道251号線に係る工事等の費用を、道路改良事業は町道八代線日向地区、町道旧県道線豊町における改良工事費用を繰り越しています。

款10教育費につきましては、4事業の繰り越しとなります。

学校施設改修事業では、池田、会染両小学校、高瀬中学校に係るエアコン設置のための費用を、社会教育費では、地域交流センター等建設事業に係る費用及び美術館の二酸化炭素消火設備の更新のための費用を盛り込んでいます。

また、保健体育費では、総合体育館駐車場整備事業として土地購入費の費用を繰り越しています。

最後に、款12災害復旧費であります。現年発生公共土木施設災害復旧事業として、町道300号線中之郷地先の復旧費用を盛り込んでいます。

以上、繰り越しをする15事業の合計金額は10億2,627万9,000円となります。

なお、財源内訳であります。国・県等の未収入特定財源は8億8,882万7,000円、一般財源は1億3,745万2,000円であります。

報告第6号 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類についてを説明申し上げます。

地方公共団体の会計制度は、地方自治法等により処理方法が規定されており、現金収支を議会の民主的統制下におくことで予算の適正、確実な執行を図るという観点から、現金主義、単式簿記による現金主義会計が採用されています。

しかしながら、現金主義の会計制度では資産や債務の実態がつかみにくいことから、これらの見えにくい部分を補完するための民間企業で採用されている発生主義、複式簿記の考え方を取り入れた決算資料の作成が求められていました。

平成18年6月に成立した行政改革推進法を契機に新地方公会計制度の整備が位置づけられ、その後、総務省の新地方公会計制度研究会が示した基準モデルにより、発生主義及び複式簿記の考え方に基づき貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書という4つの財務書類を整備することとされました。これにより平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成することとなり、当町では平成28年度決算から作成しております。

財務書類の作成範囲は、一般会計等財務書類に特別会計を加えた全体財務書類、そして全体財務書類に一部事務組合、広域連合、地方公社等を加えた連結財務書類となり、それぞれの区分を設けて貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

平成30年度事業報告及び決算につきましては、5月28日の理事会において承認を受け、財産目録、貸借対照表及び損益計算書とともに会計監事の意見を付して町長に提出されました。

平成30年度当期純損失は2万2,217円で、年度末繰越準備金は5,169万4,542円となりました。平成31年度事業計画及び予算につきましては、2月25日の理事会において承認されたものであります。

事業計画では、現在、公社で所有しています和合住宅地、千本木台住宅地などの早期分譲と公社の解散に向けて調査研究することとしております。

当初予算では、収益的収入、支出では当期純損失1,006万5,000円と見込んでおります。

以上、報告第5号から報告第7号を一括して報告いたしましたが、補足説明は報告第5号を除き担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

報告第6号について、丸山光一企画政策課長。

丸山課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、報告第6号 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類についての補足説明をいたします。

お手元の池田町財務書類をお開きください。

今回の報告資料は、1ページから3ページまでが新地方公会計制度の目的、官庁会計、企業会計、公会計の違い及び財務書類の内容を記しております。

4ページから22ページについては、連結財務書類の実数分析として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、貸金収支計算書が記載されています。

23ページからは、財務分析で主要である経営指標の7項目について分析を行っています。

まず、書類の4ページをごらんください。

4ページからは貸借対照表に関するもので、5ページは平成29年度貸借対照表となっております。数値は四捨五入しているため合計値が一致しない場合がありますが、御了解ください。

まず、左側の借方において固定資産と流動資産を足したものが表の一番下の資産合計となります。

これまでに、一般会計等においては約164億円の資産を形成してきました。そのうち右側貸方の科目、純資産の約107億円については既に支払いが済んでおり、同じく貸方科目の負債合計欄約57億円は将来の世代が負担していく金額になります。全体及び連結についても同様で、数値は表に記載のとおりでございます。

また、6ページ及び7ページは貸借対照表の前年対比、8ページは資産の状況についてということで、資産の構成割合や他団体との比較をしております。

なお、町が他団体と比較するに当たりまして、人口区分は1万人未満での比較が基本となっております。

10ページは有形固定資産の状況で、形成割合から見ますと、最も多くの投資を行った資産は道路等の工作物、次に建物となっております。

11ページは純資産の状況で、純資産の比率を見ますと前年度からわずかにふえてはいますが、池田町は他団体と比較しますと低い比率であり、また資産合計に対しての地方債の割合は高い状況となっております。

次に、12ページからは行政コストの計算書となっております。

企業会計における損益計算書に当たりますが、ここでは損益を見ることが目的ではなく、

住民が受ける行政サービスのコスト計算に重点が置かれています。

一般会計等における行政コスト総額は一番上の欄に記載の約42億2,000万円となり、町民の皆さんが負担する使用料等、経常収益の約2億5,000万円を引いた純行政コストにつきましては約39億7,000万円となります。

また、全体、連結における純行政コストは、表の最下段に記載のとおりであります。

14ページは行政コスト計算書の前年対比で、行政コスト総額は一般会計等で約7,200万円の増加をし、行政コスト総額から経常収益を引き、そこに臨時損益を加えた純行政コストは約400万円減少していることをあらわしています。

また、15ページは、14ページの表における経常費用の構成割合を示しています。

16ページは減価償却費の状況ですが、減価償却の割合は人口1万人未満の自治体の平均水準より低く、償却資産合計に対しての減価償却費の割合は同等となっています。この表からは、新たな資産形成をしない限り資産老朽化率が高くなっていきますので、資産の形成は計画的に行っていくことが重要であることが見てとれます。

続きまして、17ページは移転費用の状況ですが、この表からは、行政サービスに関連して団体への補助金、住民への扶助、他会計への繰出金等の費用割合が表になっていますが、当町は他の団体と比べて補助金等の割合が高くなっております。

18ページからは、純資産変動計算書の関係について記されています。

19ページは、純資産変動計算書の金額前年対比が示されています。

②の表からは、平成29年度は一般会計等において、本年度末純資産残高は前年比で約3億8,000万円、率にして3.7%の増加となっております。

20ページは資金収支計算書で、地方公会計制度では資金収支の状態を見るものと定義しております。

20ページは資金収支計算書の簡易表示、21ページは全体表示、22ページは前年対比となります。

一般会計等では、本年度資金収支額は約4,200万円の増、資金残高は約1億1,000万円に増加しました。

23ページからは、一般会計等に焦点を当て主要な7項目についての財務分析となります。

平成29年度の経営指標における主要項目の前年比は、(1)の純資産比率で0.3ポイントの増、(2)住民1人当たりの資産額は7万円の増、(3)住民1人当たりの負債額は2万円の増、(4)資産老朽化比率は0.3ポイントの増、(5)債務償還可能年数は前年対比で2.3年短くなり、(6)

住民1人当たり行政コストは1万円の増、(7)受益者負担割合は1.2ポイントの増となりました。

なお、当町の受益者負担割合は5.9%で前年度より増加しているものの、人口1万人未満の規模で見た平均値は6.0%ですので、差はほとんどない傾向となっております。

報告第6号の補足説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 報告第7号について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

○建設水道課長（丸山善久君） おはようございます。お疲れさまでございます。

それでは、池田町土地開発公社の経営状況の報告について説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

平成30年度の池田町土地開発公社の事業報告でございます。

1の業務運営報告の用地売却につきましては、和合住宅地の3区画を坪単価5万8,000円で分譲した内容でございます。

2の理事会等の開催状況につきましては、会計監査1回、理事会を2回開催し、内容は記載のとおりでございます。

3の役職員に関する事項につきましては、役職員の異動等について記載したものでございます。

3ページからは、平成30年度の決算でございます。

1の収益的収入及び支出のうち、まず収入でございます。

事業収益につきましては、和合住宅地3区画の分譲により1,381万7,240円の収入でございます。

事業外収益では、預金の受取利息と雑収益として安曇養護学校北の公社保有地を駐車場として貸し付け及び町への派遣職員給与等負担金などで582万7,114円の収入となり、収入総額は1,964万4,354円でございます。

次に、支出でございます。

事業原価につきましては、和合住宅地の完成土地売却原価で1,110万2,850円、次の販売費及び一般管理費では、人件費と公社の運営に必要な経費に856万3,721円の支出がございまして、支出総額は1,966万6,571円でございます。

2の資本的収入及び支出のうち、収入につきましては借入れがございませんでしたので収入はゼロ円でございます。

支出では、和合住宅地分譲広告宣伝費や借入金利子に29万6,376円の支出でございます。

なお、収支の明細につきましては11ページ、12ページに記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、4ページは損益計算書でございます。

先ほど3ページで説明いたしました収益的収入及び支出の内容により事業総利益は271万4,390円で、事業に伴う販売費及び一般管理費を差し引いた事業損失は584万9,331円となり、これに事業外収益を計上した結果、当期純損失は2万2,217円でございます。

次の5ページは貸借対照表でございます。

まず、左側の資産の部でございます。

流動資産の現金及び預金は4,520万8,246円で、未収金の186万4,872円は花見住宅地分譲代金を分割納入していただいている残額と町への派遣職員給与費等負担金でございます。

それから、保有土地につきましては10ページに土地の明細を記載してございますが2,992万5,751円で、資産の合計は7,699万8,869円でございます。

次に、右側の負債の部でございます。

流動負債の未払金で14万円、賞与引当金は61万5,427円でございます。固定負債の長期借入金で1,000万円、退職給付引当金は1,104万8,900円でございます。流動、固定負債、合わせまして負債の合計は2,180万4,327円でございます。

下段、資本の部では、資本金350万円、準備金として前年度からの繰越準備金5,171万6,759円ございまして、先ほどの損益計算書で申し上げました当期純損失を加えますと資本の合計は5,169万4,542円となり、負債と資本を足した合計金額は資産合計と同額の7,699万8,869円でございます。

続きまして、7ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。

平成30年度のキャッシュ・フローは、1から3の各活動のキャッシュ・フローに5の期首残高を加えまして、最下段の期末残高は4,520万8,246円となっております。

なお、平成30年度の決算につきましては、5月28日の理事会において承認をいただいております。

次に、15ページをお開きください。

平成31年度の池田町土地開発公社の事業計画でございます。

平成31年度では千本木台住宅地及び和合住宅地の保有分譲地の販売促進に力を入れる計画でございます。

また、土地開発公社の解散に向けて、手続などの調査研究を行っていく予定でございます。
16ページは、平成31年度の予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定につきましては、収入の事業収益として千本木台住宅地残り1区画、和合住宅地残り3区画の早期完売、事業外収益では貸付時の収入などを見込み、収入合計1,954万円を計上してございます。

支出につきましては、事業原価に土地造成事業原価1,671万円を計上し、販売費及び一般管理費では人件費などの公社運営経費1,289万5,000円を見込み、支出合計2,960万5,000円を計上してございます。

第3条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、借入金に1,000円を計上、支出では、住宅地造成の借入金の償還などを予定しまして、支出合計1,006万3,000円を計上してございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとしてございます。

この予算の明細については、23、24ページに記載してございます。

18ページは、資金計画を記載したものでございます。

19ページ以降には、予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書を記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

なお、平成31年度の事業経過及び予算につきましては、2月25日の理事会において承認をいただいております。

以上で池田町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（倉科栄司君） 報告第8号 例月出納検査結果報告（3月・4月・5月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりであります。

報告第9号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定いたしましたので、お手元に配付した資料のとおり報告いたします。

報告第10号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第11号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第12号 町の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分 of 報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（倉科栄司君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、松野亮子議員、11番、那須博天議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（倉科栄司君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

那須議会運営委員長。

那須委員長。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

○議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。

去る6月5日、令和元年6月定例会の日程及び議事案件について議会運営委員会を開催し、本定例会の会期は本日6月10日から6月21日までの12日間といたしました。

議事日程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりにいたします。

よろしく願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（倉科栄司君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおりと決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（倉科栄司君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

6月定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、季節柄何かとお忙しいところ御出席をいただき、ここに6月定例会が開催できますこと厚く御礼申し上げます。

また、改選後の初めての定例議会となります。活発で前向きな御討議をお願いいたします。

いよいよ当地域も梅雨入りをして、雨の季節を迎えました。昨年は7月豪雨災害と言われ、各地に多くの災害をもたらしました。当町でも堤防決壊の危機に見舞われ、現在もその対策工事が進められているところであります。

温暖化の影響と言われておりますが、年々その降り方が激しさを増し、またどこに降ってもおかしくない状況となっております。天候気候の変化に注視して、災害のなきようできる限りの体制をとってまいりたいと考えております。

本定例会に提案します案件は、報告8件、承認案8件、議案4件であります。また、最終日に追加案件を予定しております。よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いいたします。

さて、平成30年度の予算執行については5月31日で出納閉鎖となり、全ての予算執行は終了いたしました。決算については9月定例議会において御審議をいただく予定ですが、一般会計では歳出の削減等により、基金として2,000万円余りを積み立てすることができました。詳しくは承認第7号で説明させていただきます。

暑さが増し、梅雨時でもありますので健康に十分御留意され、提案いたします案件の御審議、御決定をお願いし、開会に当たってのごあいさつといたします。

◎承認第４号、承認第５号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程４、承認第４号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について、承認第５号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 承認第４号及び承認第５号について一括提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第４号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令・省令が平成31年３月29日に公布され、平成31年４月１日からの施行に伴い池田町税条例等の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定により、３月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

主な改正点は、個人住民税では、ふるさと納税制度の見直しにより、寄附金を特例控除対象寄附金に改めるものです。

また、所得税法の改正により、住宅ローン控除期間が２年間延長されたこと、所得税額から控除し切れない額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものとしたことであります。

申告に関する内容に単身児童扶養者を追加し、あわせて、それぞれ条ずれ等の修正を行うものです。

固定資産税では、わがまち特例についての修正です。

軽自動車税では、グリーン化特例の見直しにより対象を電気自動車に限定するものと、現行制度を消費税引き上げに伴い２年間延長するものであります。

次に、承認第5号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

承認第5号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布されたことに伴い平成31年3月31日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものであります。

主な改正点は、第2条の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものであります。

第23条の国民健康保険税の減額においては、軽減判定の基準の見直しをするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

なお、承認第4号の補足説明は担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

承認第4号について、宮崎総務課長。

宮崎課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、承認第4号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について補足の説明を申し上げます。

まず、主な改正点であります。

第1条につきましては、ふるさと納税制度の見直しにより、条文中の寄附金の文言を特例控除対象寄附金に改めるものであります。

また、所得税法の改正により住宅ローン控除期間が2年間延長され、所得税額から控除し切れない額を控除限度額の範囲内で町民税から控除できるものとしたことであります。

続きまして、固定資産税償却資産のわがまち特例の改正であります。

主な内容としては、水力発電、地熱発電、バイオマス発電施設について県適用施設に合うよう改正をいたしました。

軽自動車税では、税率の特例を2年間延長するものであります。

続きまして、第2条の改正点についてであります。

町民税の申告に関する内容に、単身児童扶養者（未婚のひとり親）を追加するものであります。

軽自動車税では、環境性能割について、設立5年以内のNPO法人が取得した軽自動車に対して非課税とするものであります。

また、本年10月より来年9月末までに取得した軽自動車に対する環境性能割を税率1%軽減するものであります。

第3条の改正点につきましては、個人町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を追加するものであります。

また、軽自動車税については、グリーン化特例の見直しにより対象を電気自動車に限定するものであります。

第4条の改正点については、消費税増税が当初改正を見込んだ施行期日が延びたことにより、令和2年度以降の課税に適用するための改正であります。

第5条の改正点は、法人町民税の大法人に対する電子申告の義務化と申告方法の柔軟化、大規模災害等による電子申告できない場合についての規定の改正となります。

以上、承認第4号の補足説明といたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

各承認案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第4号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第4号を挙手により採決いたします。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第5号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程5、承認第6号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 承認第6号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、災害弔慰金の支給に関する法律施行令が公布され、平成31年4月1日より施行されたことに伴い、災害救援資金貸付の際、保証人を立てることができることとし、その場合は無利子とする。また、保証人を立てない場合は、利率を引き下げるものであります。

平成31年 3月31日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

以上、承認第6号について提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御承認をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第6号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

◎承認第7号より承認第11号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程6、承認第7号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第13号）について、承認第8号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、承認第9号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、承認第10号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、承認第11

号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 承認第7号から承認第11号の提案理由の説明を申し上げます。

この承認案件は、平成30年度の各会計において、事務事業の完了に伴い、最終補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付の専決処分により編成したもので、議会に報告し承認を願うものであります。

初めに、承認第7号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第13号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億4,664万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ59億3,470万2,000円といたしました。これは当初予算と比較いたしますと4億1,570万2,000円の増となり、率としましては7.53%の伸びとなりました。

また、平成31年度へ繰り越して事業を行うための繰越明許費は、15事業、10億2,627万9,000円であります。

歳入で増額補正を行った主なものは、地方譲与税で420万2,000円、地方交付税で3,076万2,000円、県支出金では地域営農基盤強化総合対策事業を主として2,010万5,000円を盛り込み、町債は社会資本総合整備事業等により6,444万4,000円を追加してあります。

減額した主な項目としては、国庫支出金で1億2,866万円、繰入金では財政調整基金を主なものとして1億5,030万7,000円をそれぞれ減額いたしました。

歳出では、款5労働費を除き各款それぞれ減額措置を行っておりますが、大きな減額項目を申し上げます。

款2総務費では1,549万9,000円を減額いたしました。

主なものでは、企画費における専門学校整備事業に伴う工事費等減額及び移住定住事業の補助金の減であります。

款3民生費では、社会福祉費、児童福祉費で総額3,608万9,000円の減額で、障害者福祉事業に関する給付費や地域包括支援センター運営費等の減によるものであります。

4款衛生費では1,514万4,000円の減額ですが、各種健診事業委託料や一般廃棄物処理管理委託料等の減であります。

款6農林水産費では遊休桑園等に伴う土地改良費で992万4,000円、款7商工費では観光費の補助金関係を主なものとして638万5,000円、それぞれ減となっております。

款8土木費では除雪委託料や下水道事業特別会計繰入金等により3,964万1,000円の減、款10教育費では1,246万8,000円の減となり、主なものとして、社総交事業の緑地公園整備に関する費用の減が主なものでございます。

款11公債費では899万2,000円の減額措置を行っていますが、事業費確定による長期償還利子の減によるものであります。

次に、承認第8号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ5,260万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億6,588万円といたしました。

歳入では国民健康保険税は940万円、諸収入では175万6,000円とそれぞれ増額し、減額するものとしましては、県支出金の5,053万4,000円と繰入金の1,397万1,000円が主なものとなっております。

歳出では、保険給付費で5,885万4,000円、保健事業費で338万9,000円を主に減額し、予備費に1,011万5,000円を計上いたしました。

次に、承認第9号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ21万5,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億3,673万9,000円といたしました。

歳入では繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものでございます。

次に、承認第10号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,223万9,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ6億5,047万4,000円といたしました。

歳入の増額分の主なものとしては使用料及び手数料の673万5,000円で、減額分は一般会計からの繰入金の2,174万6,000円が主なものでございます。

歳出では、事業費確定により公共下水事業費及び公債費合わせて1,223万9,000円を減額いたしました。

次に、承認第11号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1,115万9,000円といたしました。

歳入では使用料及び手数料で60万2,000円の増額、繰入金では50万9,000円を減額いたしました。

歳出では、簡水管理費で9万3,000円を増額いたしました。

以上、承認第7号から第11号まで一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

承認第7号中、歳入と企画政策課関係の歳出について、丸山光一企画政策課長。

丸山課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、承認第7号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第13号）につきまして、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

議案書をごらんください。

歳入歳出それぞれに1億4,664万8,000円を減額しまして、総額59億3,470万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費の補正が記載されており、令和元年度へ繰り越しをする事業として7事業を追加するものでございます。

次に、8ページの第3表では地方債の補正を行っており、10の起債額を変更したものです。ともに事業費確定によるもので、総額6,444万4,000円の増としたものであります。

続きまして、歳入関係、11ページをごらんください。

主なところでは、款1町税、項1町民税で個人、法人合わせて633万9,000円の減となっていますが、法人分は当初見込み税収が伸びたものの、個人分については徴収率等の低下により減額となっています。

以下、各項目とも事業確定により増減の補正を行っておりますが、金額の大きいものを御説明いたします。

14ページ中段になりますが、款9地方交付税では3,076万2,000円の増額となっております。

これは主に特別交付税の増加分によるものです。

続きまして、18ページから21ページにかけて、款13国庫支出金がありますが、総額で1億2,866万6,000円の減となっております。

項1国庫負担金では児童手当負担金の減額、項2の国庫補助金では社会資本整備交付金の減額が主な要因となっております。

ただ、これらのものは、地域交流センター、公民館跡地ミニ公園、町道251号線などの未収入特別財源といたしまして翌年度へ繰り越されるものであります。

款14県支出金では、21ページからになりますが、減額分で最も大きかったものは23ページの下から3段目の放課後児童クラブ事業補助金の710万7,000円、増額分で最も大きかったものは、24ページ中段の遊休桑園に係る地域営農基盤強化総合対策事業補助金の2,134万円であります。

次に、27ページまで飛びますが、款17繰入金金は1億5,030万7,000円減額していますが、財政調整基金繰入金が主な減額要因となります。

次に、30ページから31ページにかけて町債となりますが、平成30年度事業確定による起債額の補正であります。そのうち社会資本総合整備事業債に係る補正が大きく、総額は6,444万4,000円となります。

続きまして、歳出にまいります。

歳出全般では不用額等の整理を中心に補正をしてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、企画政策課の歳出関係を御説明申し上げます。

34ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費、目3財政管理費で24万7,000円の減額となっておりますが、地方公会計の業務委託費の減額であります。

その下の財産管理費では1,976万4,000円の増額補正となっております。

内容につきましては、減債基金への2,000万円の積み立てが主なものであります。

その下、目6の企画費では1,857万1,000円の減額を行っております。

34ページから35ページにかけてあります説明欄、企画一般経費のうち専門学校に係る工事費等及び36ページ上段、移住定住補助金が主なものでございます。

次の36ページ、目7の自治振興費では77万2,000円の減額となっております。これは元気なまちづくり事業補助金の減が主なものでございます。

39ページ、項5統計調査費、目2指定統計費についてであります、歳入確定によります財源振替となります。

次に、61ページをごらんいただきたいと思います。

款8土木費の最下段の目1都市計画総務費において10万5,000円の減額となっておりますが、主に土地利用審議会委員の報酬を6万1,000円の減額を行っております。

最後になりますが、71ページをお開きいただきたいと思います。

款1公債費であります、899万2,000円の減額措置を講じております。これにつきましては、借入利率確定による償還利子を減額したことによるものでございます。

企画政策課の補足説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、議会事務局関係の歳出について、塩川議会事務局長。塩川局長。

○議会事務局長（塩川利夫君） それでは、議会事務局関係の御説明をさせていただきたいと思ひます。

32ページをお願いいたします。

款1項1目1の議会費であります。議会運営経費、議会事務関係経費、議会報発行経費、いずれも事業確定によります30万8,000円の減額であります。

次に、40ページをお願いいたします。

款2項6目1の監査委員費であります。事業確定による1万5,000円の減額であります。

議会事務局関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、総務課関係の歳出について、宮崎総務課長。宮崎課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

まず、全款にわたりましてでありますけれども、人件費の関係でございます。こちらについては、手当等の確定によりまして減額補正を行っております。

なお、給与費明細書につきましては、最終ページに添付されておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、予算書32ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、そのうちの目1一般管理費でありますけれども880万円の減額補正であります。

説明欄、一般管理経費及び庁舎管理経費につきましては、それぞれ事業費確定による減額

となっております。

33ページをお願いいたします。

説明欄、公民館跡地ミニ公園整備事業でございます。こちらにつきましては、社会資本総合整備交付金を活用して、ミニ公園の設計委託を行ったところでございます。こちらの落札差金による減額でございます。

続きまして、最下段、目2文書広報費です。90万円の減額補正であります。広報発行のための印刷製本費等、事業費確定による減額でございます。

少し飛んでいただきまして、37ページをお願いいたします。

目11防災対策費69万3,000円の減額であります。こちらについては、空き家解体事業補助金の確定によるものでございます。

続いて、38ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費であります。41万8,000円の減額補正です。こちらにつきましては、電算委託料確定による減額となっております。

39ページをお願いいたします。

項4選挙費、目2選挙啓発費10万円の減額、目3長野県知事選挙費30万円の減額、目4県議会議員選挙費40万円の減額でございますけれども、こちらにつきましては、それぞれ事業費確定によるところでございます。

飛んでいただきまして、64ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費であります。101万円の減額補正であります。こちらにつきましては、池田町消防団維持運営に係る経費の確定による減額となっております。

それから、目3消防施設費につきましては、てるてる坊主のふるさと応援基金からの財源90万円を充当させていただきました。財源振替という形でございます。

以上、総務課関係の補足説明といたします。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

36ページからとなります。

2款総務費、1項8目交通安全防犯対策費18万円の減額でございます。内容は、交通安全指導員報酬1名分の減額となっております。

次に、9目バス等運行事業費は59万6,000円の減額でございます。主に車両更新に伴って修繕料及び車検費用が不要になったためでございます。

37ページにまいりまして、10目消費者行政費11万円の減額につきましては、補助事業の確定により減額するものでございます。

次に、38ページ中段、3項1目戸籍住民基本台帳費は241万円の減額でございます。

これは、説明欄の中ほどの戸籍情報システム・住基ネットシステム等、北アルプス広域への負担金確定による減額が主なものでございます。

次に、40ページをごらんください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費485万円減額のうち住民課にかかわるものは、説明欄の2つ目の二重丸、出産祝金経費93万円の減額でございます。これは、祝い金確定により、当初の見込みよりも支給件数が少なかったことによる減額でございます。

その下の国民健康保険特別会計繰出金経費につきましては、確定により196万9,000円の減額でございます。

次に、41ページの2目高齢者福祉費80万円減額のうち、説明欄2つ目、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、確定により59万円の減額でございます。

次に、45ページをごらんください。

7目医療給付事業費221万6,000円の減額は、福祉医療給付費の確定により158万円の減額が主なものでございます。

下段、10目国民年金事務費71万5,000円の減額につきましては、予定されていたシステム更新がなかったため電算委託料の減額が主なものでございます。

次に、48ページをごらんください。

2項児童福祉費、下段、3目の児童福祉費は、児童手当の確定等により377万2,000円の減額でございます。

次に、52ページをごらんください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費74万円の減額のうち住民課関係でございますが、説明欄二重丸、環境衛生一般経費は、3月に葬祭センターの火葬炉の故障があり、修繕に対応したため池田松川施設組合負担金が31万2,000円の増額となり、確定による減額と合わせまして3万2,000円の追加補正となっております。

1つ飛びまして、地球温暖化対策事業は、太陽光発電システム設置補助金の確定により35万8,000円の減額でございます。

4目公害対策費は、環境審議会の開催事案がなかったため、委員報酬等3万9,000円の減額でございます。

5目墓地公園事業費につきましては、25万3,000円の増額でございます。こちらは、3月に未使用聖地2区画の返還があり、条例により使用料の返還をするため追加補正をしたものでございます。

次に、53ページにまいりまして、6目飼犬対策費は、歳入補正に伴う財源振替でございます。

次に、下段にまいりまして、2項清掃費の関係でございます。

1目清掃費は211万4,000円の減額で、主に資源ごみリサイクルのための一般廃棄物処理管理委託料の減によるものでございます。

2目のし尿処理費につきましては、事業確定により13万1,000円の減額でございます。

住民課関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。宮本課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。40ページからとなります。

中段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費485万円の減額のうち、健康福祉課は、説明欄、社会福祉一般経費53万6,000円の減額です。主なものは、養護老人ホーム鹿島荘運営費負担金の事業確定によるものです。

次に、41ページ、2目高齢者福祉費80万円のうち健康福祉課は、説明欄、高齢福祉事業21万円の減額であります。これは、敬老祭交付金、老人クラブ社会活動事業の確定によるものです。

次に、下段、目3社会障害者福祉費は568万7,000円の減額であります。

説明欄の障害者福祉事業の委託料、負担金補助及び交付金、扶助費、それぞれの確定によるものです。

次に、43ページ、目4介護保険費84万4,000円の減額は、広域連合負担金の確定によるものです。

次に、目5地域包括支援センター運営費467万4,000円の減額であります。主なものは、臨時職員賃金、在宅介護給付金、各種事業の確定によるものです。

次に、44ページ、目6介護予防・日常生活支援総合事業費222万2,000円の減額であります。

主なものは、説明欄二重丸3つ目の介護予防・生活支援サービスのB型、C型、各種サービス事業確定によるものです。

次に、45ページ、目9総合福祉センター管理費15万7,000円の減額は電話料の確定によるものです。

次に、46ページ、目11福祉企業センター費314万4,000円の減額です。主なものは、臨時職員賃金、指導員委託料等の確定によるものです。

次に、50ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は562万5,000円の減額であります。主なものは、予防接種事業の確定と、51ページ、説明欄二重丸3つ目、母子保健事業の確定によるものです。

健康福祉課は以上であります。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、産業振興課関係について補足説明を申し上げます。

専決補正予算書55ページをお開きください。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては67万7,000円の減額であります。それぞれ事業費の確定による減額であります。

同じページの目3農業振興費については、121万9,000円の増額補正となっております。

減額増額それぞれありますけれども、主な内容としましては、農業振興事業、花とハーブの里づくり事業における各種補助金の確定に伴います減額と、あと56ページになりますけれども、農村活性化支援事業としまして、中山間地域の所得向上のためのソフト事業でワイナリー建設に向けた計画策定、マーケティング販路調査をするもので、国の予算繰り越しのため繰越事業で対応をするというものであります。

それから、56ページから57ページ、ほぼ57ページになるんですけれども土地改良費であります。1,021万1,000円の減額補正となります。

主な内容ですけれども、農業農村整備総務費につきましては、高瀬川左岸水利運営委員会の負担金の確定による減額など事業の確定によるものです。

また、農業農村整備管理費につきましては、事業費の確定による工事請負費及び負担金の減であります。

財源内訳で県補助金でありますけれども、地域営農基盤強化総合対策事業補助金が2,134万円の増となったことから財源内訳等変わっております。

それから、57ページから58ページの項2 林業費、目1 林業振興費は16万6,000円の減額補正となります。

目2の森林の里親事業費は3万5,000円の減額であります。林業振興につきましては16万6,000円の減額、目2の森林の里親事業費は3万5,000円の減額であります。それぞれ事業費確定による減額でございます。

あと58ページから59ページでありますけれども、款7 商工費、項1 商工費、目1の商工振興費ですけれども179万7,000円の減額補正となっております。

商工振興事業などの事業費の確定、また地域おこし協力隊の活動事業につきましては、12月で1名任期満了となりましたけれども、その後ちょっと雇用ができなかったということで減額補正となっております。

それから、59ページですけれども、目2になりますが観光費であります。458万8,000円の減額補正となっております。ふるさと祭り中止によります事業費の減、観光協会の補助金につきましては、職員が年度途中で退職したことによるものであります。

それから、72ページをお願いします。

款12の災害復旧費、項2の農林水産業施設災害復旧費、目1 農業用施設災害復旧費ですけれども、39万8,000円の減額となっております。こちらにつきましては、中島、堀之内地区の災害事業費確定による減であります。

産業振興課関係の補足説明は以上であります。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。

52ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費74万円減額のうち、説明欄中段の浄化槽対策経費は41万4,000円の減額で、平成30年度中に合併浄化槽設置に対する補助金の申請がなかったことによるものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。

7 目給水施設費は84万6,000円の減額で、説明欄の飲料水供給事業、簡易水道事業特別会計繰出金経費及び高瀬広域水道企業団経費ともに確定によるものでございます。

ページ飛びまして、60ページをお願いいたします。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は51万7,000円の減額で、説明欄の土木総務一般経費の1万4,000円の減額は、支出がなかったものの科目整理によるものでございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費は684万円の減額で、説明欄の除雪委託料658万円など除雪関係の経費が主なものでございます。

続きまして、2 目道路改良費は370万2,000円の減額で、説明欄の道路改良事業は辺地対策事業として実施しました町道八代線及び登波離橋線の事業費確定により146万2,000円の減額でございます。

次の61ページにかけの説明欄、社会資本整備総合交付金事業は、社会資本総合整備計画による道路整備で、町道251号線の事業費確定により224万円を減額したものでございます。

61ページ中段、3 項河川費、1 目砂防費は116万4,000円の減額で、県事業で実施の花見地区急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金確定によるものでございます。

続きまして、62ページ中段、4 項都市計画費、2 目公園事業費225万6,000円減額のうち、説明欄の公園管理費等一般経費は14万2,000円の減額で、公園管理経費の確定によるものでございます。

説明欄下段の東山夢の郷公園施設整備事業費は22万6,000円の減額で、辺地対策事業で実施しました公園トイレ水洗化の工事費確定によるものでございます。

3 目公共下水道事業費の下水道事業への繰出金は2,174万6,000円の減額で、下水道事業費の確定によるものでございます。

次に、63ページ中段、5 項住宅費、1 目住宅管理費は331万1,000円の減額で、説明欄の住宅等管理一般経費は町営三丁目東住宅の外壁改修を県住宅供給公社の買い取り方式で実施し、費用確定によるもののほか、町営住宅の維持管理経費などで318万3,000円の減額でございます。

説明欄の住宅・建築安全ストック形成事業では、耐震精密診断委託料の確定により12万8,000円を減額したものでございます。

ページ飛びまして、71ページをお願いいたします。

12 款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費は79万円の減額で、平成29年10月の台風21号で被災した2カ所の過年発生災害復旧事業費確定によるものでございます。

建設水道課関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。
寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） それでは、学校保育課関係をお願いいたします。

47ページからになります。

上段、款3項2目1児童福祉総務費では616万1,000円の減額です。

学校保育関係の予算につきましては、認定こども園2園の運営にかかわる臨時職員賃金、給食材料費等の不用額を整理する内容です。

次に、48ページをお願いいたします。

目2特別保育費では25万8,000円の減額です。これは障害児保育事業と一時保育事業にかかわる臨時職員賃金の不用額を減額するものです。

1段飛びまして、目4児童センター費では29万5,000円の減額です。事業実績の確定により、放課後児童クラブ臨時賃金の減額措置を行っております。

次に、49ページをお願いいたします。

目5子育て支援費では29万4,000円の減額です。事業実績が確定したことに伴い不用額を減額するものです。

次に、64ページをお願いいたします。

下段、款10項1目2事務局費では232万9,000円の減額です。

学校保育課関係の内容といたしましては、事業確定によりまして、教育相談員報酬35万5,000円、教育指導員賃金32万3,000円などの減額措置を行っております。

次に、65ページ中段をお願いいたします。

目3教職員住宅管理費では、廃棄物処理委託料1万5,000円を事業確定によりまして減額措置しております。

続いて、項2目1池田小学校管理費では75万3,000円の減額です。

こちらも事業確定による光熱水費の灯油、重油、ガス代等の減額措置を行っております。

次に、目2池田小学校教育振興費では21万8,000円の減額です。こちらも事業確定による減額措置でございます。

続いて、目3会染小学校管理費では71万4,000円の減額です。

池田小学校管理費と同様、光熱水費の事業確定による減額措置を行っております。

次に、目4会染小学校教育振興費では39万9,000円の減額です。こちらも池田小学校教育振興費と同様、事業確定による減額措置でございます。

続いて、67ページをお願いいたします。

上段、項3目1学校管理費では24万円の減額でございます。事業確定により光熱水費の電気料を不用額として減額しております。

次に、目2教育振興費では16万4,000円の減額です。こちらも事業確定により臨時職員賃金等の不用額を整理しております。

続いて、69ページをお願いいたします。

上段、項4目3文化財保護費では32万1,000円の減額でございます。文化財保護事業の確定によりまして不用額の整理をしております。

一段飛びまして、目5記念館費が1万9,000円の減額でございます。こちらも事業確定により施設修繕料の減額措置を行っております。

最後に、70ページの上段をお願いいたします。

項5目1保健体育総務費では36万1,000円の減額でございます。こちらも事業確定により教職員健康診断委託料等の減額措置を行っております。

学校保育課関係の補足説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 承認第7号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） お疲れさまです。

それでは、生涯学習課関係の補足説明を申し上げます。

62ページをごらんいただきたいと思います。

8款の土木費、4項の都市計画費、目2の公園事業費の225万6,000円の減額のうち、説明欄にございますクラフトパーク管理経費の188万8,000円の減額であります。これは事業費の確定によるものでありますが、主なものとしましては、公園管理委託料の81万4,000円、光熱水費の電気料40万7,000円、一般修繕費45万6,000円の減が主なものとなっております。

次に、67ページをごらんいただきたいと思います。

67ページ中段にあります10款教育費の目1社会教育総務費574万9,000円の減額でございます。主なものは緑地公園整備事業費の確定によりまして、さらに主なものとしましては工事請負費486万円の減額によるものであります。

次に、68ページ、2目の公民館費であります。こちらは59万8,000円の減額であります。各種事業の確定による減額となっております。

次に、69ページをごらんください。

7目の創造館費は51万5,000円を事業費の確定により減額をするものであります。

次に、70ページの10款教育費の2目の総合体育館費であります。こちらは20万3,000円の増額となっております。説明欄のところにあります施設修繕料60万円によるものでして、内容としましては、総合体育館西側におきまして雨水排水処理の修繕が必要となりましたので、こちらに関しましては増額をお願いするものでございます。

最後に、3目の体育施設費であります。27万6,000円を事業費の確定により減額をするものでございます。

以上、生涯学習課関係、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 承認第8号、第9号について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、承認第8号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,260万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,588万円と定めるものでございます。

詳細につきましては、6ページからになります。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は1目一般被保険者分で890万円、2目退職被保険者等分で50万円をそれぞれ増額いたしまして、国民健康保険税全体では940万円の増額補正でございます。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料は4万1,000円の増額でございます。

次に、7ページをごらんください。

3款国庫支出金、1目災害臨時特例補助金は、福島第一原発事故に伴う特定被災区域から転入した被保険者の保険料等の免除に対する補助金で、確定により23万4,000円の増額でございます。

4款県支出金、1目保険給付費等交付金は、療養給付費等の確定により5,053万4,000円の減額でございます。

5款財産収入、1目利子及び配当金は、国保支払準備基金の利子で46万9,000円の増額でございます。

次に、8ページをごらんください。

6款の繰入金でございますが、1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定分、出産育児一時金及び事務費の確定により197万1,000円の減額でございます。

また、2項1目基金繰入金につきましては、基金の取り崩しを行わずに財源を確保するこ

とができましたので、全額1,200万円の減額でございます。

次に、8款諸収入でございますが、1目一般被保険者延滞金は確定により95万6,000円の増額でございます。

9ページにまいりまして、2項の雑入はそれぞれ計上してございますが、確定により80万1,000円の増額でございます。

次に、10ページの歳出でございます。

1款総務費は1項1目の一般管理経費38万8,000円の減額、2目連合会負担金は2万6,000円の減額、2項1目賦課徴収費は3万6,000円の減額、11ページにまいりまして、3項1目の運営協議会費は4万5,000円の減額で、それぞれ確定によるものでございます。

2款保険給付費にまいりまして、まず、1項療養諸費でございますが、それぞれ支払額確定によりまして減額となっております。

1目一般被保険者療養給付費で3,730万9,000円、2目退職被保険者等療養給付費で136万9,000円、3目一般被保険者療養費で60万2,000円、4目退職被保険者等療養費で3万4,000円の減額でございます。

5目審査支払手数料につきましては、財源振替のみでございます。

2項の高額療養費にまいりまして、こちらもそれぞれ支払額確定によりまして減額となっております。

1目一般被保険者高額療養費1,641万円、2目退職被保険者等高額療養費32万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費8万9,000円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費4万9,000円、それぞれ減額でございます。

3項移送費につきましては、実績がなかったため全額減額しております。

14ページになりますが、4項1目出産育児一時金252万円の減額、5項1目葬祭費15万円の減額、それぞれ実績によるものでございます。

下段から15ページにかけて、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源振替のみでございます。

4款の保健事業費、1目保健衛生普及費は、確定により29万9,000円の減額でございます。

2項にまいりまして、1目特定健康診査等事業費につきましては、確定により309万円の減額でございます。

5款基金積立金、1目基積立金につきましては、収入で補正いたしました国保支払準備基金利子を全額積み立てるもので47万円の増額でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

6 款諸支出金、1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、確定により30万8,000円の減額、2 目につきましては還付がなかったため全額減額でございます。

2 項1 目指定公費につきましては9万4,000円の減額で、同額が諸収入で収入されております。

18ページの7 款予備費につきましては、歳入歳出差額分の調整として1,011万5,000円の増額補正をしております。

以上です。

続きまして、承認第9号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,673万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、5ページからとなります。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料は1 目の特別徴収保険料34万7,000円、2 目の普通徴収保険料7万円、合わせて41万7,000円の増額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料は7,000円の増額でございます。

次に、下段、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、1 目事務費繰入金33万1,000円、2 目保険基盤安定繰入金25万9,000円、ともに確定により減額でございます。

6 ページにまいりまして、4 款諸収入でございますが、1 目延滞金5,000円、2 目雑入5万円、それぞれ確定による減額でございます。

6 款国庫支出金につきましては、1 目円滑運営事業費補助金の確定によりまして6,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、7 ページをごらんください。

1 款総務費、1 目一般管理費は6,000円の減額でございます。

2 項1 目徴収費は財源振替のみでございます。

下段の2 款1 目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、納付額確定により16万円の減額補正でございます。

8 ページにまいりまして、3 款諸支出金、1 目保険料還付金は4万9,000円の減額でございます。こちらは広域連合に一旦納付したもので、雑入で広域から収入をしております。

補足の説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 承認第10号、第11号について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、承認第10号 池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,223万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,047万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入の関係でございます。

負担金は297万4,000円の増額で、新規加入によるものでございます。

使用料は665万6,000円の増額で、下水道使用料によるものでございます。

次の手数料の7万9,000円の増額は、下水道使用料の督促手数料及び排水設備申請などの手数料でございます。

続いて、7ページ、一般会計繰入金は2,174万6,000円の減額で、歳入歳出の差し引きによるものでございます。

中段、諸収入の雑入は2,000円の減額で、科目整理によるものでございます。

下段の下水道事業債は20万円の減額で、公営企業会計適用債によるものでございます。これにより3ページの地方債を補正してございます。

続きまして、8ページの歳出の関係でございます。

公共下水道事業費は656万円の減額で、施設修繕料、消費税など、それぞれ確定によるものでございます。

次の汚水処理事業費は276万5,000円の減額で、施設修繕料や汚泥処理委託料など汚水処理にかかわる経費の確定によるものでございます。

続いて、9ページの公債費は、償還元金で112万円の減額、利子では借入利率の確定により179万4,000円の減額でございます。

下水道事業特別会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、承認第11号 池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてお願いいたします。

歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,115万9,000円と定めるものでございます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入の関係でございます。

水道使用料は60万2,000円の増額で、水道の使用水量によるものでございます。

下段の一般会計繰入金は50万9,000円の減額で、歳入歳出の差し引きによるものでございます。

続いて、6ページの歳出の関係でございます。

簡水管理費は9万3,000円の増額で、光熱水費、電気料など簡易水道施設管理費用の確定によるものでございます。

簡易水道事業の補足説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

各承認案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第7号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第13号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） お願いをいたします。

基金の積み立てについてお尋ねをいたします。

専決をしてみて、34ページですけれども、基金の積立金で減債基金に2,000万円、財政調整基金に27万6,000円積み立てしております。また、財政調整基金も1億5,000万円ほど取り崩さなくても済んだということで、ありがたいことですが、今の基金のこの専決時点での基金残高等がわかれば教えていただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） 専決の関係は、少し早い時期に補正のほうに提出してあるわけなんです、一応報告第8号でございますが、こちらのほうの監査報告でございます。こちらのほうに基金調べ4月末残高ということで、財政調整基金以下、公共施設等整備基金、こちらのほう一覧で載っておりますので、こちらのほうを御確認いただければと思います。

また、内容等につきまして、詳細の部分につきましては、また決算議会のところで御説明申し上げるようになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） 大変申しわけないんですけれども、金額について示していただければ、質問に、見ていただくのはいいんですけども、幾らなのかということを答弁いただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、こちらのほうですが、財政調整基金のほうにつきましては合計で7億6,846万5,000円、公共施設等整備基金につきましては7億6,201万7,000円、すみません、あと減債基金のほうですが9,500万1,000円と、一応この3つでよろしいでしょうか。

○議長（倉科栄司君） ほかに質疑ありませんか。

10番、服部久子議員。

○10番（服部久子君） 43ページ、44ページにかかるんですけども、介護についてなんですが、5番の地域包括支援センターのところで、在宅介護給付金が146万8,000円、それから介護予防・日常生活支援のところの3つ目の二重丸の生活支援サービスが131万9,000円を減額してあるんですが、広域でもそうなんですが、やはり今度の介護保険はちょっと使いづらいといいますか、活用を控えているというような傾向があるんじゃないかと思いますが、その現状をちょっと教えていただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、1つ目の質問であります在宅介護給付金等の減額のことが1点目でよろしいでしょうか。

このことにつきましては、2度通知のほうを出させていただいているのと、お電話をしてという形でのところでの対応という形での金額となつての確定となっておりますので、よろしくをお願いします。

それから、2点目の介護予防・生活支援サービスの利用等も含めて、全般の介護保険の利用のしづらさということについてお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、サービスの内容が逆に言いますとふえたというような状況です。ですので、相談に来た方がどこのサービスも使えなかったということは、まず余りないというような状況だと思いますので、サービスがふえたところで私たちは認識して対応しておりますので、お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） ほかに質問ありますか。

5番、矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） 1点お願いします。

56ページの6款の農林水産業費の1項農業費、3目のところで、先ほど説明があったんですけども、農村活性化支援事業300万円というのがあるんですけども、もう少しこら

辺のところを詳しく教えていただければと思います。

専決でなければいけなかった、要するに年度末をまたぐ、どのようにしてこういう補正が行われたか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 専決にしました理由としましては、国のほうも繰越事業でありまして、その関係で専決といいますか繰り越しにさせていただいたということであります。

細かい内容ですけれども、今のところだと、例えば所得を向上させるために、どのように品質を向上させていくかですとか、コストをどういうふうに削減していくか、またどこが販売をしていくかということを生産数量も踏まえた中できっちりと計画をしていくところであります。

また、成果品等につきましては、また御提示等させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） ほかに質疑ございませんか。

9 番、薄井議員。

○9 番（薄井孝彦君） 41ページの高齢者福祉事業について、ちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、敬老祭の交付金が10万7,000円、それから老人クラブの社会事業の補助金が10万3,000円載っております。

これは恐らく実施する団体が減ってきてしまったためではないかと思うんですけれども、その辺の見解と、実際、今敬老祭をやっている団体、あるいは老人クラブはどのくらいの団体になっているのか、幾つあるのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 答弁いいですか。

宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 敬老祭の開催については、すみません、ちょっと把握はしっかりできておりませんで大変申しわけございません。

また、老人クラブにつきましては、昨年度は10カ所で、どちらかというとな人数が、会員数が減ってきていることによる減額という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉科栄司君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第7号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第8号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第8号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第9号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑

を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第9号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第10号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第10号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第11号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第11号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程7、議案第36号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第36号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、町営バスの運行に関し利用者の利便性を高めるため、また池田町交流センターの開館に合わせて町内巡回線に交流センターかえでバス停を新設するものであります。

なお、この条例の施行日は令和元年9月1日からとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

審議の途中でありますが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第37号の上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程8、議案第37号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第37号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本年度、森林環境譲与税が創設され、譲与されることに伴い当町における森林整備及びそ

の促進に資するため、当該譲与税を財源とする基金を設置するため本条例を制定するものがあります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長よりいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 議案第37号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由の補足説明をいたします。

本年度創設された森林環境税及び森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るため森林整備等に必要な地方財源を確保するためのものです。

森林環境税は令和6年度から課税されますが、森林環境譲与税は、私有林の人工林面積、林業就業者数、市町村の人口の割合に応じて本年度から譲与されます。使途については、間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備に充てることとされていることから、町では基金を創設し、その整備が必要になった場合、その財源として充てることになります。

条文の概要ですが、第1条は基金設置の目的、第2条は積み立てる額は予算に定めること、第3条は最も確実かつ有利な方法により管理すること、第4条は利子などの運用益を基金に積み立てること、第5条は財政上必要な場合は歳計現金できること、第6条では基金の目的に限り処分できることを定めております。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） この森林基金の使い道なんですけれども、一般的な、例えば松くい虫の除去した後に木を植えるとか、そういうことには目的としては使えないということなのか。その辺のところを具体的な使途についてお聞きをしたいと思います。

それと、松くい虫の東山の状況というのは非常にひどい状況でして、一部進んだんですけ

れども現在ストップの状況にありますけれども、今後、早急に私は伐採をしていただいて広葉樹を植えるなりしてもらいたいと思いますけれども、その辺の今後の計画と財源の見通しはどうなっているのかということ。

それからもう一点は、特にその中でも千本木団地の裏側の東側のあの松くい虫の状況というのは非常にひどい状況でして、やはり団地の人たちも非常に心配をしているわけです。そういった放置されることによって、土砂災害が起きやしないかということを非常に心配しているわけですので、その辺も含めて、伐採も含めて安心して住めるような形の対策というのはどんなふうに町として考えているのか。

以上3点についてお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） まず、今回の基金の使い道ですけれども、今回の説明では税のほうの法律のほうを説明したんですけれども、もう一方で管理につきまして森林経営管理法というものが制定されております。今まで森林の所有者になかった山林の所有について適正に管理するということが消費者に明確に義務づけられたということと、あとなかなか経営の難しい山林につきましては市町村のほうで業者を仲介したり、また、もしだめな場合は市町村みずから管理をしろというような使用目的となっております。

今まで行っていました森林整備ではなくて、そういった整備に使うと。所有者の意向調査をしましたり、今言ったような業者の仲介あっせん等をしていくということに使用するものであります。

それから、東山のほうの松くい虫の関係につきましては、一部経営計画等があって伐採予定もあったんですけれども、なかなか事業者の事情によりまして今ちょっと停滞をしているところがありますので、計画の見直しを進めているところであります。

それから、千本木地区につきましては、当面危険なところの木の伐採等を中心に行っておりまして、またそれぞれ対応のほうは検討といいますか、考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） ほかに質疑。

10番、服部議員。

○10番（服部久子君） この森林税、環境税というのは1人1,000円になっていますけれども、これは生まれたての赤ちゃんまでかかるんでしょうか。

それから、低所得の方とか生活保護の方にもかかってくるんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 個人の住民税と合わせて徴収をされますので、個人の住民税が非課税になっている方には課税はされません。

以上です。

○議長（倉科栄司君） ほかに。

5 番、矢口稔議員。

○5 番（矢口 稔君） 1 点お願いいたします。

たしか本年度は譲与税の額が二百数十万円くらいだったかと思いますが、違いますか。違ったらまた教えていただきたいんですけども、すごく大きな額では、池田町の場合、人口割もあって、期待する額がそんなにも大きな基金になりづらいかなと思って、この基金条例をつくるものだとは認識しておりますけれども、この基金、先ほど薄井議員がおっしゃいました松くい虫や、そういう森林の整備とともに子育て支援の方法の観点からも活用できるとお聞きをしているんですけども、その点についてはどのような感じなのでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 今年度の譲与税ですけれども、また補正のほうでも計上させていただいておりますけれども、157万円ほどの譲与税が交付される見込みであります。

あと子育てという関係ですけれども、ちょっと今法律のほうを見る限りでは、森林の教育といえますか、そちらのほうにも活用できるということになっていますので、その面からは活用できるのではないかなというように思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 10 番、服部議員。

○10 番（服部久子君） 温室効果ガス排出削減の目的というふうになってはいますが、これは企業に、この環境税、森林税というのはかからないということでしょうか。全部個人なのでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） これは個人にかかるものであります。

さっき、すみません、森林環境譲与税ですけれども、今回の補正の159万7,000円の計上というようになっていますので、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程9、議案第38号 池田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第38号 池田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、投票所の投票管理者等の報酬額を改正するものであります。

また、「学校活性化委員会委員」の名称を「学びの郷活性化委員会委員」に改めたため改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程10、議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第2号）について
提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、農業振興費及び土地改良事業の追加内示による事業増と
4月の人事異動による職員給与の予算組み替えを中心とした補正であります。

歳入歳出それぞれ8,597万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億8,955万7,000
円とするものでございます。

歳入では、款2 地方譲与税に新たに項3 森林環境譲与税を設け、159万7,000円を追加して
おります。

款14 国庫支出金では、プレミアム付商品券に関する補助金を主なものとして2,145万4,000
円、款15 県支出金では、農林水産業費県補助金を主とし2,112万2,000円をそれぞれ追加し、
諸収入ではプレミアム付商品券販売収入を主として4,250万4,000円を増額するものでありま
す。

歳出では、人件費の増減を除いた実質的な変動要素として、款2 総務費では企画費等で中
間サーバー利用負担金を中心に増額補正を組み込みました。

款３民生費では、プレミアム付商品券事業と幼児教育無償化事業を中心に4,244万1,000円を追加してございます。

款６農林水産業費では、産地パワーアップ事業補助金を初めとした各種補助金と、林業振興事業では新たに池田町森林環境譲与税基金へ積み立てるため2,304万円を増額して計上するものでございます。

款７商工費では、創業支援事業の補助金、款８土木費では、ブロック塀除去事業のための補助金等を計上しております。

以上、議案第39号の提案説明をいたしました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、補足説明は担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第39号中、歳入と企画政策課関係の歳出について、丸山光一企画政策課長。

丸山課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第２号）につきまして、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれに8,597万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億8,955万7,000円とするものでございます。

歳入関係、６ページをごらんください。

款２地方譲与税では、森林環境譲与税を新たに設け159万7,000円を計上してございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金では、社会保障税番号システム補助金、幼児教育無償化補助金、プレミアム付商品券事業費補助金及び事務費補助金等を主なものとして2,145万4,000円を計上してございます。

７ページになります。

款15県支出金では、産地パワーアップ事業補助金を初めとした農林水産事業県補助金及び商工費県補助金におけるＵＩＪターン就業・創業支援事業補助金等により2,112万2,000円を追加してございます。

９ページをごらんください。

款20諸収入のうち雑入ではプレミアム付商品券販売収入として4,000万円を、コミュニティ助成事業補助金は採択数が多くなったため250万円を増額いたしました。

続きまして、歳出でございますが、企画政策課の歳出関係で11ページをごらんください。

款2総務費、目6企画費で73万4,000円の減額となっておりますが、減額となっているのは人件費の減額によるものでございます。

説明欄、情報処理費では、社会保障税番号システムに係る中間サーバー利用負担金について333万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下のW i - F i ステーション整備事業では、庁舎内2階、3階に計3カ所にW i - F i を設置したため18万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の移住定住推進事業における一般修繕料であります。豊町にあります移住定住のお試し住宅2棟の網戸交換及び臭気扇等を修繕するために19万7,000円を計上するものでございます。

次に、その下の自治振興経費、コミュニティ助成事業助成金であります。1件多く採択されたため250万円を増額をお願いするものでございます。

続きまして、13ページをごらんください。

項5統計調査費、目2指定統計費であります。委託金の交付額の決定により、学校基本調査経費の消耗品で1,000円の増額、工業統計調査経費の消耗品で4,000円の減額をするものであります。

企画政策課の説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 議案第39号中、議会事務局関係の歳出について、塩川議会事務局長。塩川局長。

○議会事務局長（塩川利夫君） それでは、議会事務局関係の補正をお願いしたいと思います。

款1項1目1の議会費であります。議会運営経費5万8,000円の増額でありますけれども、ケーブルテレビ利用料9カ月分でございます。

議会事務局関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 議案第39号中、総務課関係の歳出について、宮崎総務課長。宮崎課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

まず、全款にわたりまして、先ほどの提案にもありましたように人件費の関係でございますけれども、本年4月1日の人事異動に伴う精査を行いました。これによりまして、人件費については組み替えをさせていただいております。

なお、給与費明細書については、最終ページに添付してございますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、予算書10ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費のうち目1 一般管理費であります。154万9,000円の増額補正であります。

一般管理経費につきましては、給与人事システムの新システムへの移行に伴う電算委託料141万3,000円をお願いするものであります。

また、庁舎管理経費につきましては、役場庁舎供給電源の一部に漏電が発見されたため、また電算室サーバー電源を独立するための修繕費用として54万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

飛んでいただきまして、12ページをお願いいたします。

目11防災対策費です。災害時の避難時に確認用のマイバッグ作製費用について県の元気づくり支援金を要望しておりましたが、残念ながら不採択という形になってしまいました。この避難用の表示ができるエコバッグは作製をしていきたいということでございまして、財源を一般財源に振り替え執行してまいりたいということでの財源振替でございます。

以上、総務課の関係の補足説明を申し上げます。

○議長（倉科栄司君） 議案第39号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。宮本課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。13ページ下段になります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費5,329万円の増額のうち健康福祉課は、プレミアム付商品券事業5,326万8,000円の増額であります。主なものとしまして、商品券作成委託料、商品券交付金等によるものです。

次に、目3 障害者福祉費36万1,000円の増額であります。これは、3歳から未就学までの児童発達支援事業無償化対応、消費税増税対応による電算システムの改修によるものです。

次に、16ページをお開きください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費388万2,000円の減額のうち健康福祉課は、説明欄、骨髄等提供者支援事業助成金30万円の増額であります。

次に、目2 予防費37万8,000円の増額であります。説明欄、感染症風しん予防事業で、成人男性の接種実施のためのシステム改修の委託料であります。

健康福祉課は以上であります。

○議長（倉科栄司君） 議案第39号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、予算書の17ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 の農業委員会費でありますけれども、今農業委員会の事務の中に国有農地の管理というものがおりますけれども、未貸し付けになっております国有農地について農地の草刈り等の管理をする経費を計上いたしました。歳入にも委託金を計上してあります。

それから、18ページをお願いします。

目3 の農業振興費ですけれども、1,958万1,000円の増額補正となっております。

説明欄のところですが、産地パワーアップ事業補助金につきましては、認定農業者のブドウ棚、トラクターの導入に係る補助金で835万7,000円であります。

それから、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金は、農業法人のハウス補強工事、融雪装置の設置、基礎改修工事などで614万1,000円であります。

経営体育成支援事業補助金につきましては、認定農業者のコンバイン、ハウスの購入に係る補助金512万2,000円であります。

それから、花とハーブの里再ブランド化事業は、元気づくり支援金で交付決定とありまして財源内訳が変わっているのと、減額につきましてはトレーナー育成講座の謝礼等を委託料で対応をしたいと考えるのと、一部認定されなかった経費を減額するものであります。

増額分につきましては、ハーバルヘルスツーリズムの都市部企業向けへの営業をするための旅費であります。

それから、花とハーブの里ブランディング推進事業ですけれども、新規事業ですけれども元気づくり支援金において認定されましたアルプス、酒&ハーブカクテルプラス池田町ブランディング推進事業であります。

昨年度開催しました本事業によりまして受賞しました5作品のカクテルを普及させるために、受賞カクテルに合うフードメニューを開発したり、カクテルとあわせて広めることで、池田町の特産品である日本酒とハーブの振興を図りたいというもので必要経費を計上いたしました。61万4,000円の増額補正であります。

続きまして、19ページをお願いします。

林業振興費ですけれども159万7,000円の増額補正をいたしました。森林環境譲与税の関係で本年度から譲与されることになりました。当面、実施事業が決まっていないため基金化をしたいというように考えております。

それから、款7 商工費の商工振興費ですけれども、81万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

説明欄ですけれども、創業支援事業といたしまして、企業の担い手不足の解消及び移住の促進を図るため、三大都市圏からU I Jターンをして移住をし、就職ですとか起業をした者を支援するための補助金を創設いたしました。2名分で200万円の計上となっております。

それから、ものづくり産業クラスター形成事業で20万円の計上をしてあります。今年度、中小企業円卓会議等で農業部会を立ち上げました。環境と農業を考える、農業と地域の付加価値を考えるようなことをテーマに後援会のほうを開催したいと考えております。

産業振興課の補足説明は以上であります。

○議長（倉科栄司君） 議案第39号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

20ページをお願いいたします。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費につきまして、105万9,000円の増額補正でございます。

内容としましては、地震等によるブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止するために、ブロック塀の所有者が安全点検を行う際に、鉄筋の有無を調べることによる安全性の確認と塀の撤去をするかどうかの判断する際の参考としてもらうため、貸し出し用の鉄筋探査機2台の購入費5万9,000円の計上と、道路に面した危険なブロック塀などの撤去に対して、住宅・建築物安全ストック形成事業の効果促進事業を一部活用し、撤去費の2分の1で10万円を上限に補助するブロック塀等除去事業補助金に100万円を予算計上したものでございます。

建設水道課の関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 議案第39号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） それでは、学校保育関係をお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

下段、款3項2目1児童福祉総務費では、1,609万5,000円の減額でございます。

学校保育課関係の予算につきましては、幼児教育無償化事業465万7,000円の増額補正をお

願いいたします。

内容といたしましては、本年10月1日より、3歳以上児の保護者及び3歳未満児の保護者のうち市町村民税が非課税世帯である保護者の保育料が無償化されることに対する事務経費であります。内訳として、臨時職員賃金149万8,000円、システム改修委託料295万9,000円が主なものであります。

また財源につきましては、国庫補助金の幼児教育無償化補助金465万6,000円を充当いたします。補助率は10分の10でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

下段、款10項1目2事務局費では1,442万1,000円の増額でございますが、学校保育課関係では32万5,000円の減額をお願いいたします。

内容につきましては、会染小の臨時職員賃金をシルバー人材センターへの委託料に変更する関係で予算の組み替えを行うものであります。

21ページの下段、項2目3会染小学校管理費の14万2,000円の増額とあわせましての補正予算となります。

学校保育課関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

◎議案第36号、第37号、第39号について、各委員会に付託

○議長（倉科栄司君） 日程11、議案第36号、第37号、第39号を各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読いたさせます。

塩川議会事務局長。

塩川局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） ただいまの付託表により各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

○議長（倉科栄司君） 日程12、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をいたさせます。

塩川議会事務局長。

塩川局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） これについては各常任委員会に付託をしたいと思います。

職員をして付託表の朗読をいたさせます。

塩川議会事務局長。

塩川局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） お諮りします。

本請願・陳情書は付託表により各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（倉科栄司君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会　午後　１時３５分

令和元年6月定例町議会

(第 2 号)

令和元年6月池田町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和元年6月18日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	10 番	服 部 久 子 君
11 番	那 須 博 天 君	12 番	倉 科 栄 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	甕 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総 務 課 課長補佐兼 総 務 係 長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 塩川利夫君 事務局書記 矢口富代君

6月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	11番 那須博天議員	1. カモミールが10月で終了するが、町の対応はどのようなにするのかについて 2. 会染西部地区は場整備で非農用地の方向性、又町の予算について 3. 町長、副町長の行政及び大会への参加基準について
2	4番 横澤はま議員	1. 第6次総合計画「平和な未来のまちづくり」について 2. 命を守る防災推進策について 3. 池田町食育条例制定について
3	10番 服部久子議員	1. 総合教育会議について 2. 子育て世帯の国保被保険者への支援 3. 高齢者の足の確保を 4. 高齢者の特殊詐欺防止対策を
4	9番 薄井孝彦議員	1. 遊休農地を利用した人口増対策について 2. 「花とハーブの里 池田」を目指す取り組みについて 3. 交流センターの利用料減免措置などについて
5	2番 大厩美秋議員	1. 各地区に設置された遊具施設の取り扱いについて 2. 池田町社会資本総合整備計画で整備された道路安全対策について
6	7番 大出美晴議員	1. ふるさと納税制度を利用し財政面に反映する町長の意気込みは 2. 移住希望者の受け入れを池田町は積極的に進めるのか 3. 買い物弱者に対する町の考えは

7	5 番 矢口 稔議員	1. 長野県も導入している持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）における町の取り組みについて 2. 池田町の自然保育「やまほいく」の現状と課題、今後の展開について 3. 子どもたちが安心して遊べる公園遊具の改修計画について 4. 防犯対策の実態と改良型さすまたの導入について
8	1 番 松野亮子議員	1. 池田町の教育施設における除草剤の使用について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願い申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話しいただきますようお願いいたします。

◎一般質問

○議長（倉科栄司君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順といたします。

職員をして一般質問の一覧表を朗読いたさせます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） これより一般質問を行います。

◇ 那 須 博 天 君

○議長（倉科栄司君） 1番に、11番の那須博天議員。

那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） おはようございます。11番の那須博天でございます。

令和元年6月定例会一般質問をさせていただきます。

新しい年号になりまして初めての議会、それとまた、行政側も半数以上が課長さんかわられて、新しいスタートの一般質問の形になりまして、私みたいな4年振りに、どちらかとい

うと年寄りであり、新人に近いものがトップバッターを務めさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

今回、私は、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目、農産物加工施設カモミールの取り組みで、町はどのように進めているのか。これは、過日も委員会等でいろいろな報告がございまして、あえてこれをもう一度お伺いするのは、一般の町民は、その委員会の情報は得ておりません。そういう形の中で、きょう、おいでの傍聴の皆さんに対しても、同じようなダブった形でも構いませんので、まずその取り組みについてお伺いをしていきます。

1点目として、12月の定例会等で農産物加工所を第6次の拠点化とか、または5月か6月にかけてある程度の方向性を出すという、町が回答しております。これについて、今まではどのように進められているのか、お伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

〔産業振興課長 宮澤 達君 登壇〕

○産業振興課長（宮澤 達君） おはようございます。

それでは、那須議員の農産物加工施設、カモミールの取り組みで、町はどのような予定で進めていくのかという点についてお答えをいたします。

カモミールの会の役員の方と話し合いを行った結果、営業とかが終了することしの10月で営業を終了し、施設内の整理等のため、営業終了から撤収まで2カ月間の時間をいただきたいということでありました。

そのため、本年度のカモミールの会との施設貸借契約を、ことしの12月までとしました。今後、次に営業していただく事業者を公募する予定です。

また、農産物加工施設の活用方法については、加工施設単体での活用、または道の駅池田として、ハーブセンターを含め、全体で活用することを検討しています。

いずれにしても、農産物加工施設としましては、既存の設備を生かし、商業ベースの施設として食品等の加工、地元食材、ハーブ等を活用した料理を提供する飲食店として、農村女性の就労の場としての活用を継続していく形で、事業者を選定したいというように考えております。

また現在、直売店舗、みそ、漬け物加工で利用している1号館については、町で進めているハーバルヘルスツーリズムのさらなる推進のため、その拠点施設としての活用も検討しています。

そのため、募集の方法として2つの案で検討しています。1つは、1号館は町直営施設として管理委託、レストラン、総菜加工で利用している2号館は、公募による指定管理者にする。もう一つは、ハーブセンター、加工販売施設、1号館、2号館、あわせて公募による指定管理にするというものであります。スケジュールについては、9月ごろまでに公募をし、年内には町議会の議決を経て事業者を決定し、4月には次の事業者に営業を開始していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 今の課長の御答弁のとおりかと思えますけれども、過去いろいろ見ても、やはり町の取り組みが余りにも遅過ぎます。

といいますのは、もう昨年の12月、同僚議員からもいろいろ質問中で、もう閉鎖という話が出てきました。その時点で、町がどうしようかということは、もう頭に描いていなければ進まない問題です。これが9月、あるいは10月までに、指定管理者も含めてやろうなんて言っても、またそこから2カ月、3カ月かかります。

これは、大きな、町の影響出る問題ではないかはわかりませんが、そういう形の中で、もうちょっと物事に対してスピーディーなものの進め方を、こればかりではなくて、やっていかないと、何をやっているんだという、今、町民も思っています。

そういう形の中で、今後の動きの中で、本当にそれが9月かその辺で持っていけるのか、まずもう一度それをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 現在、募集要項等を検討して固めつつあるところですので、お示ししましたスケジュールどおり進めていきたいというように考えております。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） あわせて、加工施設の取り組みについてお聞きをいたしますけれども、町民の皆さんも、実はできたときも、私もちょっと農業委員にかかわって、あそこの動きについてちょっとかかわっていました。

その中でも、せっかく加工施設なんだから、町民が使える施設として何とかならないかなという意見が大分ございました。それがどの程度、もし、そうしたときに使えたかはわかり

ません。しかし、多目的にも、こういう食生活的なものもございました。そういうものを一括してそこに持っていくのかなと、当時は、10年前、みんな考えておりました。しかし、指定管理の中で、そういう町民の利用はできませんという話がありました。これからも、そういう考えで進むのか、それをまずお聞きをいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 形態を指定管理者にする場合なんですけれども、その場合については、やはり指定管理者のほうで、許可というものをしていくということがありますので、利用規定をどういうふうにするかにもよるんですけれども、そういった意味で、自由に使えるということはないかというように考えております。

また、営業許可の関係がありますので、町のほうで直営にするという場合でありましても、立地条件的には隣接するハーブセンターも含め、商業ベースの施設として町の産業振興、観光拠点、情報発信の場として活用するということもありますので、不特定多数の方が自由に使用するというようなことは難しいかと思っておりますけれども、一定の条件のもとに使用すること、検討できるのではないかというように考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） この問題を、私の近間の中でもよく出るのは、1つの例をとりました、みその加工、自家製みそ。こういうものも、ああいうところによって、家庭でなかなか、手前みそですけれども、自分のところは全部みそを炊ける、自家製みそを、釜から全部設備がありますけれども、そういうものを持っていない人たちが、自家製みそというものをつくるのに、せっかくできたそういう施設で何でできないんだろうと、これがまず1つの問題点でありました。

一時聞きましたら、やはり食品衛生法でもないけれども、そういう観点だから、余り出入りの激しいことはいかがなものかなということもちょっとお聞きをしました。ですので、町があつ施設をどう管理するかによって、その辺が解消されてくると思いますので、先ほども言いましたけれども、町が、あそこの施設をどうしたいかという方向性がきちっと見えてくれば、やはり町の皆さんも、ああ、あそこを使えるんだなというのが出てくるとは思います、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 営業としては活用したいということもありますので、やはり営業許可の関係で、従事者の方の検便等の検査も必要ということもありますので、そういった面で、全く自由ということは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 委員会を含めていろいろのから判断しますと、正直に申し上げまして、町は、あの加工施設をそんなに重要視していないのではないかと、そう思います。

なぜかと言いますと、本当に町民のためにあそこを何とか生かそうといったら、いろいろな方法がございます。それに手を打とうとしないという形は、やはり、何とかそれを民間等へお願いをして、町としてはあれは、もう、そういうものに預けたいという考えが見え見えだと、私はそう今は感じています。

そういう形の中で、次に入りますけれども、あそこを、じゃ、どうようにしようかという、周りを含めた、例えば、てる坊さんとか個人名出していけないけれども、隣の食堂とかそういう形のところで、あそこを今後どうしようかという、意見交換みたいなそういうものはやられたんですか、あるいは、これからやられる予定があるんでしょうか、それをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 直接の、周りの方との意見交換というものはしておりませんが、けれども、那須議員おっしゃるとおり、今後、意見交換というものはしていきたいなというように考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 町民もあそこは、1つの方法として、大きく言う人は、いっそのことぶっ壊して、ずっとつなげた大きな施設にすればもっと客も入るだろう、利用もできるだろう。それは今の中で、不可能に近いかなと思っています。

しかし、隣とそういう話し合いの中で、あそこをどうやって生かそうか、町の拠点施設としてどうしようかというのは、やはりそういう人たちの意見も取り入れて、町だけでできる問題ではないかな、これはそう思っています。そういう形の中で、ぜひ隣とかいろいろな人

を巻き込んでやっていかないと、池田町のああいう施設というのは、ほかのものもそうですけれども、何となく孤立したそういう施設になりつつあります。

やはり、町が次にもなりますけれども、あそこを池田町の南の拠点として生かそうしたら、そういう意見も取り入れていけなければ絶対いけないと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 那須議員の御指摘のとおり、ハーブセンターを含め、一体感のあるエリアとして進めていく必要があると、そのように考えております。

道の駅の機能であります駐車場、公衆トイレだけでなく、地域情報の発信、地場製品の販売、飲食の提供等をする中で、訪れた方が、池田町の産業や文化に触れられる施設にしたいと思います。多くの町民の皆さんにも、産業振興、地域情報の発信の拠点として、ハーブセンター、道の駅にかかわっていただきたいというように考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 宮澤課長は、まだなったばかりで、あの辺の対応、余り質問はしなくなっただんですが、はっきり申し上げて、前課長が逃げて、そのまんまで終わらせてしまったので、あえて挑戦をしました。

これについて、町長はあの施設をどう考えるか、お聞きをいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 一般質問、御苦労さまでございます。

皆さんから、あそこ一体的な施設としてという御意見を随時伺っております。今回、そういうことで、今までばらばらにスタートいたしましたし、独立した施設として、それぞれの思いでスタートしているというような、私は受け取り方をしておりました。

その中から、町民の皆さんから一体的な施設とする、そういうふうな考えがいいんじゃないかというような御意見もいただきましたので、このたび、カモミールの会撤退いたしますので、これを機会に一体的な施設として、全体を池田町の観光拠点、またあるいは、池田町の顔としての、そういう施設づくりに取り組んでいきたいなど、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） やはり、南の人、会染地区の人たちにすれば、池田町の活性化、これは町だけでやっていて、南はお粗末じゃないかなという御意見もございます。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、あそこを南側の拠点として町もぜひ考えていただいて、どの程度できるかわかりませんが、ぜひ、そういう形で進めていただければと思います。この問題はこれで終わります。

次に、2点目、会染地区西部の圃場整備、これがことしの12月から、たしかスタートされると思います。その中で、昨年もちっとちらっとありましたけれども、町の非農用地、これの扱いについて、防災広場とかそういう案もちっと出ておりましたけれども、しかし、もう12月スタートということは、町もある程度の設計含めて進んでいるはずです。その辺について、まずお聞きをいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、会染整備地区圃場整備の非農用地の活用についての質問にお答えします。

圃場整備事業で確保される創設非農用地の用途としまして、現在のところ、防災機能をあわせ持つ多目的広場として計画をしております。面積が約4ヘクタールの規模であるため、防災公園の種別としては、旧一時避難所であります指定緊急避難場所という種類に区分をされます。

役割としましては、大震災、火災等の災害発生時におきまして、主として一時的、緊急的な避難の用に供するとされております。施設としては、一時的な避難スペースや必要な箇所からの緊急車両の乗り入れを考慮し、また、救護等の支援スペースとして活用する広場の確保と、平常時のトイレを有効に活用することの検討、照明施設については、非常時に備えたソーラー化等の検討の上、整備をするというようにしております。広場の用途としては、いまだ確定をしておりませんので、町にある既存施設の利用状況などから、必要とされる施設を考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） これ、スタート時に、ちょっと案として、サッカー場という案も1

つあったと記憶しております。この辺は、今の中では進んでいないんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） そういった用途も、選択肢といいますか検討事項の中の一つには入っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） これも先ほどと同じように、何か動きが遅過ぎます。

といいますのは、この非農用地も含めて今回の圃場整備は、補助対象の一つの要件に入っていると私は解釈しています。そういう中でそのものが、今後、次の問題で予算的なものも出てきますけれども、これが認められなかったら、圃場整備そのものがだめになります。これは御理解していますね、まずお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それは理解をしております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 議会軽視じゃないとは思いますが、また際になって、もう、これで認めてもらえなければ、今言うように、圃場整備ができませんというようなことのないように、ぜひお願いをしておきますけれども、それと、今2番目にいきます。

これについて、農地の買い上げの予算づけというのは、私はちょっと予算書しっかり見ていないものですから、わからないものですからお聞きをいたしますけれども、どんなようになっているかお聞きをいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 創設非農用地の購入金額と、その予算づけはどのようにという御質問についてですけれども、購入予定面積約4万平方メートルに対します購入合計金額につきましては、約9,675万円を見込んでおります。

予算づけとしましては、換地処分前に行われる換地精算の時点で取得をする予定としております。現在の事業計画としましては、令和5年度の予定ということになっております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） ちょっと心配になるのは、令和5年まで、承認とかその辺を議会にも提示しないという解釈になるんですか。

それとも、その前にどこかで、もう、どっちかというとな農用地の利用とかそういう青写真はもっと前に出てこないか、議会も賛成のしようがないかなと。これは、私は地権者ですので、余りその時点ではいろいろ言えませんが、そういう形の中で、町のこの動き、非農用地について、本当にどうしようかというのは考えているのかなという気がします。町長、お聞きをしますが。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 社総交事業に次ぐ、今度大型の事業ということになってまいります。

当初は、いろいろ皆さんの御意見がありまして、サッカー場というような御要望もありました。まだ、具体的に提示はされておられませんけれども、莫大な金額がかかるということがようやくわかってきました。そこで、いろいろ考えが揺れ動いているというのが現状であります。

サッカー場で決めれば、当然、皆さんにお示しできたんですけども、余りにも町の今、財政考えますと、手の届くような金額ではないということと、また、構造物をつくりますと、その後の管理ということがありますので、それを考えますと、なかなか目に見えた構造物というのは、これは難しいというような判断もあります。

いずれにいたしましても、町として有効活用という部分と、財政ももちろん外して考えることはできませんので、そういう点でしっかりとした案が示せないというのが現状ということも御理解いただきたいと思いますが、そんな中で、多目的広場ということで防災の拠点が南はないものですから、そういう点では防災拠点として整備していくというのは、住民の皆さんにとっても御理解いただけるのかなと、そんなところは今考えているところであります。

いずれにいたしましても、また皆さんの御意見を伺いながら、予算等につきまして、大分具体的にはなってきましたので、一度議会に提示をして、まず皆さんの御意見を伺いたいと、そんな場を持ちたいということは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 今回の町長の発言、大事だと、全部が決まってから出すではなくて過程でも構いませんので、今までもいろいろありましたけれども、小まめに情報として出していただければ、議会としても対応とれると思います。これは、地権者じゃなくて、議会議員としてそういう要望をお願いしておきますけれども。

それともう一つ、これは可能かどうかわかりません。ちょっとあるところから話を聞きましたら、今回、国体が何年後かだかございますね。サッカーのメイン会場が大町になるそうです。そういう中で、この中信、この辺で次のサブ的なサッカー場がないので、それに名乗りを上げれば池田町もかなりの補助金が出て、サッカー場ができるという話をちょっとお聞きしております。この辺、情報として持っていますでしょうか、お聞きをしておきます。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） その具体的なところは、申しわけないんですけれども、情報として持ってございません。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） これ、行政側から得た情報ですので、要するにみんなの横のつながりがなっていないということです。これ以上あえて言いませんけれども、そういう形の中で使えるものは使って、防災広場も大事ですけれども、そういう形。

私は、別にサッカーに下をもらって言えと言われているわけじゃございません。自分の感覚の中で、やはり、そういうものも池田町として必要かなと感じておりますので、その辺もちょっとチェックをしていただきながら、今後の一つの参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、くどいようですが、これはもう、ことしから、たしか始まりますよね。そういう動きをした中で、非農用地だけがだめというわけにいきませんので、これだけはぜひ肝に銘じてこの事業は取り組んでほしいと思いますので、もう走り出していますのでお願いをしておきます。

次、3点目、町長、副町長の町行事等の参加についての基準をお聞きしますという質問。

これは、なぜこんな質問を出したかといいますと、実はことし、会染小学校の入学式のと

きに町長がお見えになりませんでした。これは、児童の人たちに言わせますと、こういう表現でいいか悪いかは別としまして、会染は40人の生徒が入学して、池田は20人。倍もある会染小をないがしろにして、町長は来ないのか。ちょっとこの問題、私自身も不思議に思ったのは、昨年まではたしか時間をずらして、池田も会染も町長お見えになっていたと思います。

そういう形の中で、何で、ことしからなのかことしだけそういう形のことをされたのか、まずそこをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの池田小学校と会染小学校の入学式の関係につきましてお答えいたします。

御指摘のとおり、本年度につきましては、池田小学校と会染小学校の入学式が4月4日に行われておりますが、池田小学校には甕町長、会染小学校には小田切副町長に来賓祝辞をお願いしたところでございます。

池田小学校と会染小学校の入学式は、例年、隔年で午前中に順番を入れかえて実施してきておりましたが、今年度につきましては、池田小学校の校長先生が新任のため着任式を行う事情があり、町長が両校の入学式に出席できるようなスケジュール調整がうまくできなかったという経緯がございます。

今後は、2校の入学式に町長が出席できるよう、日程調整には十分配慮してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） ちょっと今の答弁、疑問を感じますが、今までも、会染も池田も校長の交代は随時行われていました。そのときに、そういう着任式なんていうのは一度も聞いたことございません。何で、ことしだけそんなことをされたのか、それについてお答えをお願いします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 校長先生の着任式につきましては、新任の校長先生が学校のほうに着任する年につきましては、着任式は例年も行っております。

ことしにつきましては、着任式のスケジュールを入学式の前に行う必要がありましたので、日程調整がうまくできなかったという経緯がございます。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔 1 1 番 那須博天君 登壇〕

○ 1 1 番（那須博天君） この問題、そんなに大きな問題じゃないのかなととらまえる人もおられますけれども、やはり地元としては、先ほども申し上げましたけれども、会染というものを、何か軽視しているんじゃないかなということまで言う人もおられます。

そういう形の中で、ここから質問事項にはないですけれども、保育園の問題。会染保育園、いまだに建たないのもやっぱりそういうことかなと、ここまで言う人すらおられます。そういう形のものをやはり考慮して、町は町民のための町だよ、あるいは行政は、町民のための行政だよということを、もう一度きちっと自分のおのおのの中で理解してもらわないと、また、こういう問題が起きると思います。

次に、同じような問題で、各種団体への町長、副町長の出席についてです。

まず、例を挙げますと、3月というか、ゲートボールの総会がございました。これに町は、課長すら誰も出席されませんでした。こんなことは過去に一度もございません。また、花とハーブの町づくりと町が掲げていながら、きのうだか閉会しました都市緑化フェスタですか、県が主催して全国レベルの行事がございましたけれども、これにも誰も出席されません。

やはり、これは某理事長の学校の開設だかそれのとダブって、そちらにみんな行かれたということなんですけれども、それほどそっちのほうが大事なのか。やはり、県が、知事が主体になって進めようというものに対して、行政の一員として池田町は誰も出席しないという、これはどういうことかと思います。これについて、町長にお答えをお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 本当に、これ、タイミングが悪かったかと、まことに反省しておりますけれども、誰も出席しないということに対しましては、私もおわびをしなければいけないなと思っております。

ただ、町の行事で、専門学校の開校式に準ずるような大きな式典でありましたので、私も町代表としてのあいさつということのスケジュールも組まれておりました。そういう中では大変申しわけなかったと思いますけれども、花フェスタのほうはちょっと欠席をさせていただきました。

本当に議員御指摘のように、やっぱり誰か出なければこれはまずいなということは、今、深く反省しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） 私は、最初から県の関係、立場的に、これに必要なと思って出席しました。周りの人たちも、「あれ、那須さん、池田町は誰もいないの」とはっきり言われました。

そういう中で、やはり片方、これ、お聞きしますけれども、あの学校は町としてどのくらいの重要度を持っているのか、お聞きをいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この専門学校につきましては、安曇野以北での高等教育の場ということと考えますと、教育過疎地というようなことも言われているこの地域の中であっては、非常に画期的な事業じゃないかと私は考えております。

たまたま外国の方がほとんどでありますけれども、学校としては専門学校という位置づけになって、高等教育の場であるという位置づけは変わらないと思います。その場が、この大北の地域、安曇野市以北で、この場が池田町にできたということは、大変私は重要な、いわば、先進的な取り組みではないかと思えますし、これからも池田町としては十分この学校を生かして、そして、地域に貢献できるような人材を育成していくという使命を与えられているんじゃないかな。そういう点では、非常に市にとりまして重要な施設であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） あわせてお聞きをしますけれども、今回、副町長という職務を設置されています。

町長、副町長の役割、町長がだめというか無理なときは、そこへ副町長が出るという、そういうことが普通、町民もそう、例えば1つの例をします。この間のナイターソフトも、やはり町長、副町長、出席されなかったと。きのうもちょっと地区の農作業のときに、そんなことを言われました。

そういう形の中で、町長、副町長の役割分担という言い方でいいのかな、その辺はどうなっているか教えていただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、町長、副町長の役割分担はということでございます。

議員おっしゃるように、できるだけ町長につきましては、都合がつく範囲の中で、各行事、会議等に出席をいただいているところでございますけれども、幾つかの行事、会議等が重複した場合には、代理で副町長をお願いをするという状況でございます。

先ほどお話に出ておりましたナイターソフトの開幕式につきましては、町長に御招待状をいただいております、町長、副町長とも、その夜、他の会議がございましてそちらのほうに出席をさせていただき、教育長に、かわって出席をしていただいたという経過でございます。

できるだけ町長が出られない場合には副町長をお願いをし、それでもだめな場合は、各担当課長等に対応させていただいているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） きのうちも出たんですけれども、ナイターソフトは町主催じゃないのか。町主催に対して町長、副町長、教育長には申しわけないですけれども、教育長は立場的なものであって、町主催として、そのどっちかが出るのが普通じゃないかなという、そういう意見がございました。

そういう意味合いの中で、やはり今後、町民に対して説明ができる、そういう出席体制というのが必要かなと思います。

それと、次になりますけれども、やはりそういうものの調整といいますか取りまとめは、これは総務課の仕事だと思います。過去、私も4年間議長をやらせていただいて、総務課に話をすれば、大体そういうものを調整していただいて見えてきました。今回その辺が見えてきません。総務課の仕事として、これ、どうとらまえているかお聞きをします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 議員おっしゃられるとおり、町長日程調整等のスケジュール調整につきましては、総務課長のほうで対応させていただいております。

それぞれ上位関係の会議等、また町の関係団体の会議等、そして、各担当課の会議等がはっきりなしに入ってくるわけでございます。そのスケジュールの調整につきましては、町長の判断にもよるところもありますけれども、出欠席、また代理出席、委任状等による出席という形で調整をさせていただいているところでございます。また、こちらにつきましては、町長の意向を確認した後に、副町長にもすぐお知らせをしまして、確認をしていただくよう

な形で連絡報告を行っているところでございます。

本年につきましては、先ほど議員の御指摘いただいた関係につきましては、他の行事との重複によりまして、欠席をさせていただいたという状況でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

○11番（那須博天君） くどいようですが、その辺の調整が総務課の仕事だと私は思います。

私も、会社勤めした中で全職場を体験させてもらいました。そういう中で、やはり総務課、あるいは工場の責任者は、そういうものまで全部目を配って、それで相手に対して失礼のないようにするのがおまえの仕事だよと、よく言われました。そういう意味合いで、はっきり申し上げて、今の総務課長の仕事からして、本当にそれをしているのかなとちょっと疑問を思います。

これ以上言っても、お互いの中でいろいろありますので言いませんけれども、皆さん、議員の皆さんもそうですけれども、やはり自分らは、町民から委託をされて、町民の納めていただいた税金で自分らは生活しているんだということをもう一度肝に銘じて、町民のために何ができるか、よく町民目線と言いますけれども、それが何かということをもう一度、皆さん、新しい課長さんも含めて見直していただいて、行政に取りかかっていたきたいなと思います。

そうしませんと、ますます、特に会染地区の人たちは、俺ら南は、どうせ町は、北きりやっていないんだなという発言が大分ございます。そういう中で、今回のあっぱれについても、恐らく、南のほうは余り出席率がよくございせん。おとといも、ちょっと地区でそんな話がありましたけれども、今回も出ません。やはりそれは、町が、町なかだけに対応しているのではないかと意見すらございました。

そういうものを払拭するためにも、やはり皆さんのこれからの行動が一つの起点となると思いますので、ぜひお願いをして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉科栄司君） 以上で那須博天議員の一般質問は終了しました。

◇ 横 澤 は ま 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

2 番に、4 番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4 番 横澤はま君 登壇〕

○4 番（横澤はま君） おはようございます。4 番の横澤はままでございます。

明るい平和な時代になることを願った「令和」の新しい時代が幕をあけました。超高齢化社会に伴う年金、医療、介護の社会保障制度をどう維持するか。さらに、現役世代がやせ細ることで企業の人手不足が現実となり、外国人労働者やA I 方策など、分野を超えた連携、行政と住民の協働がますます大事になると言われております。

一方、人間関係は希薄傾向の中、家族とのきずなの大切さや人と人との結びつきをより深め、健康長寿が豊かな人生につながる真の成熟社会になってほしいと思うところで、人口1万人を割った当町の未来を、経済の豊かさを維持しながら、幸せな明るい安心・安全なまちづくりにしていきたいものであります。

さて、改元とともに町は、第6次総合計画策定による新たな10年がスタートいたしました。初議会一般質問として、これからの池田町の10年の行政と住民の協働による魅力・活力あるまちづくりを主として、3つの課題についてお伺いしたいと思います。

なお、多数にわたりますので、なるべく簡潔にお願いいたします。

1つ、第6次総合計画「平和な未来のまちづくり」についてであります。

1つ、「豊かな文化」の協働のまちづくりへの施策について伺います。

第6次総合計画では、「住民主役による協働のまちづくり」が重要とし、基本理念「温かい心・豊かな文化・活力ある産業が育ち 魅力あふれる美しいまち」を掲げております。この中でうたわれている「豊かな文化」とはどのようなことを指しているのでしょうか。

また、住民主役による協働のまちづくりを進める中、町民が理解し合い、官民一体となった魅力ある地域社会づくりとしての豊かな文化の施策とは何か、町民が理解できる明確な考えをお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

〔企画政策課長 丸山光一君 登壇〕

○企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまでございます。

それでは、ただいまの横澤議員の質問にお答えさせていただきます。

基本理念の豊かな文化という言葉には、先人の伝統文化を大切に、多様性を尊重し合い、さらに魅力ある地域文化を育てることを通じて、町民の皆様に、精神的に充実した生活と幸せをより実感していただきたいとの意味が込められています。

豊かな文化の協働のまちづくりのための基本目標には、町の将来を見据えて、「未来を切り拓くたくましい子どもが育つ町」を掲げ、その施策として、子育て支援、青少年健全育成、保育、幼児・学校教育の充実、生涯学習のまちづくり、生涯スポーツの推進、交流の拡充を図るというものでございます。

これらの施策を進めていく中で、町が扶助・サポート等を行っていくことのほかに、町民の皆様による地域での支え合い、見守り、指導等の御協力をいただくことがとても重要であります。

子供たちには、子育て支援から保小中における地域と一体となった学びを通じて、創造力に富み、心の豊かな人に育ってもらい、大人の方には、生涯学習やスポーツを通じて生きがいを感じるとともに、日常生活の中に、精神的なゆとりが持てるような環境をつくっていきたいと思います。

また、グローバル化している社会状況の中で、国内外を問わず各種交流等により視野を広げるとともに、現在、外国人観光客の誘致や移住施策を進めていますが、お互いがわかり合い、よい関係を築くためには、それぞれの文化を尊重することが大事であると考えます。それぞれの文化を大切に、文化を通して心が触れ合い、お互いが理解し合う気持ちが強くなれば、豊かなコミュニティを形成していくことができると考えます。

このような施策を進めることで、豊かな文化がより醸成されていくのではないかと考えますが、そのためには町民の皆様の御協力が不可欠ですので、まちづくり懇談会などにおいて説明を行いまして、御理解いただけるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。

これは大変重要なことだと思います。この「豊かな文化」というのは、やはりものではなく心を育てるところに大事な基点があるかと思います。

ぜひ、これからのスタートでありますけれども、地域交流センターもできますし、その中

での生涯教育、あるいは子供たちの育ち、この心の育ちというのは、私がここの「豊かな文化」というのは、そこに力点を置いた中での町づくりが必要かなと、そんなふうに思います。ぜひ、町の皆さんも一緒になって、この「豊かな文化」というものをつくり上げていかなければ、池田町の未来というのは、非常に細くなっていくのかなという危惧をしております。

これに関しては、次のところにも行きますので、進めたいと思います。

次に、「文化」を重視した教育への転換であります。

「豊かな文化」の町づくりを進めていくためには、やはり「教育」の問題が発生するものと考えます。家族のきずなのこと、地域社会のこと、公共のための奉仕の精神等を、意識的に教育することをやっていかなければならないではないかと考えます。文化は、生命であり、命であり、感謝であり、恩であり、孝行、兄弟愛、そして、祖国愛であると理解いたします。

学校教育における「未来を切り拓くたくましい子どもが育つ町」を目標とした施策の中で、この「豊かな文化」の育成とした明確な施策が示されておりませんが、信州池田町学びの郷保小中15年プランの中で、「豊かな文化」を重視した教育への転換をどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 豊かな文化を重視した教育を、保小中15年プランの中でどのように転換するのかというお尋ねにお答えいたします。

池田町が定義し目指している豊かな文化とは、先ほど企画政策課長がお答えしたとおりであると私も考えておりますが、そこで説明された内容は、決して新しいことを目指すというものではなく、池田町においては、既に長い歴史の中でじっくり培われてきたものであります。

しかしながら、少子高齢化等による人口減少と地方の過疎化が進み、地域社会のつながりも希薄になりつつあると言われる中で、人々の意識が変容し、池田町ならではのよさを持続することが難しくなってきた面があるのでは、とも感じています。

現在、検討を進めております次期池田町教育大綱において、大切にしたいと考える理念の一つは、約230年前に創設された池田学問所が掲げていた「地域の子どもは地域で育てる」という考えです。

温故知新という言葉のとおり、池田町に、現在も絶えることなく流れ続けているその精神を、改めて町全体で再確認しながら、地域と一体となった保育や幼児、学校教育において、日常的に子供たちが池田町の歴史と文化、地域の特色などを学び、その大切さを認識できる

ような取り組みを広げていくことが、不可欠であると考えています。

つまり、池田町の従来の教育の流れを別の形に転換するものではなく、池田町の歴史と文化の継承を大切にしながら、さらに幅広く広げつつ深められるよう、地域と学校が一体となった学びのあり方を求める続けることが、豊かな文化を醸成することにほかならず、その具現化のために、信州池田町学びの郷保小中15年プランを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） この文化、今、教育長からいろいろお話いただきました。

私も十分承知しているつもりでございます。しかし、今のこの時代、池田町、先日もそうですが、文化、そして芸術文化協会の総会がございました。年々、高齢化になります。そして、ひょっとしたら、一つ一つがこの文化を継承していきたいけれども、消えていくのかなという危惧がございます。

私、個人的ではありますが、邦楽の一点がもう担い手がない。そして、例えば、踊りのグループの皆さんもだんだん高齢化して、どうやって子供たちに伝えていきたいのかなというのが、各それぞれの芸文協の皆さんの悩みかなというふうに思っております。

地域が、どうやって子供たちにそういった文化を伝えていったらいいのかなと、その辺のところを、教育長、もう一度お答えいただければありがたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複する部分はございますが、基本的には子供が、しっかりその地域の大人の皆さんと一緒に日々活動するという中で、暮らしというものを受け継ぐという中に、やはり文化が根差しているのではないかというふうに考えております。

ですので、これは私の持論でございますが、子供たちの学びは、学校の中のその教科書の中にあるのではなく、日々の地域の暮らしの中にあるというものを、しっかり大人の皆さんが意識した上で、学校の先生はもちろんですが、地域、保護者の方も含めて、しっかり子供たちに、そういった意味で積極的にかかわっていく。そういったようなことを教育委員会としても、いろんな、既に地域学習等は進めているところではございますけれども、それをもうちょっと一体的に、ちゃんとつながりが見える形で展開していきたいなと考えております。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 子供たちの体験というのが非常に大事かと、私も思っております。

先ほどの文化も、これをどう継承していくか、我々大人の責任もございます。ぜひ学校と一体した、そういった連携を密にさせていただいて、私どもができることは精いっぱいさせていただきますなど、そんなところで、ぜひ協力をともに、学校づくりをしていければというふうに思っておりますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。

地方創生実現に向けた人材育成の施策についてであります。

人生100年時代を迎え、各地方は人口減少や地域経済縮小という課題を抱えており、この2つが悪循環に陥り、地方の弱体化が進んでいけば、国全体の衰退と成長力を損ねることにつながりかねないと言われております。

それゆえに、この課題を一人一人が共有し、危機感を持って克服し、地方創生に取り組むことが必要と思います。それをなし遂げることができるかどうかは、地域の人材をいかに育て、確保できるかが鍵であり、さらに魅力ある教育を展開することにより、地域の将来を担う原動力となる若者や子育て世代を引きつけるといった観点からも、「教育」が地方創生に果たし得る役割は非常に大きいと考えます。

そこで、新たな時代を迎え行政は、地方創生を実現するこれからの人材育成の施策をどのようなようにお考えか伺います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 地方創生のための人材育成をどう考えるのかというお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、長く地方分権が叫ばれつつも、なかなか進まない地方の活性化に対して、地域の将来を担う若者や子育て世代に魅力を感じてもらい、U I J ターン等によって地方で暮らしてもらうための施策を、自治体としてさらに積極的に推進すべきだと考えます。

昨今の傾向として、若い子育て世代が感じる地方の魅力は、豊かな自然環境や地域の人々との温かなつながりの中で安心して暮らせることや、質の高い子育て支援や教育環境であり、多様な子供一人一人の幸せを尊重する教育を求めて、移住する人々が実際にふえていて実感しています。

さて、地方創生のための人材とはどのような人か、ということを一言で申し上げるならば

「自己肯定感が高く、みずから考え判断できる力とグローバルな視野を備えた人」であると
考えます。

自己肯定感を高めるには、幼児期からたくさん遊んだり、自由な発想が尊重される環境が
不可欠であり、生まれ育った地域社会への愛着を育むことが大切です。みずから考え判断で
きる力が備わるためには、やはり幼児期から、さまざまな自然体験や生活体験等ができる環
境が重要であり、学校のみならず地域社会の中で、日々、子供たちが豊かに学ぶことが大切
です。そして、グローバルな視点を育むためには、10代から世界を意識し、多様な価値観と
出会える異文化交流等が不可欠であり、英語を初めとする多言語の学びを広げつつ、海外の
生活や文化等に直接触れる機会が得られる環境づくりが求められます。

つまり、15歳までは、生まれ育った地域でたっぷりと愛情を受けながら、安心して自由に
さまざまな体験を蓄積すること、そして、15歳を過ぎてからは、世界を感じながら、さらに
学びや経験を広げることによって大きな自信を培うことができれば、そうした若者のうちの
多くは、「愛着ある故郷で子育てをしよう」、「ふるさとである池田町の未来に貢献したい」
と考えてくれるに違いないと信じております。

保小中15年プランは、まさにそうした人づくりを目指すものであり、地方創生を実現する
ための人材づくりの土台として、ゼロ歳から15歳の育ちと学びをさらに充実させたいと考
えています。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） この人材育成、大変私どもも責任がございます。

やはり、地域の皆さん方も参加できる、これからの子供たちを育成していくにはどうした
らいいのかなというその辺のところと、ぜひ保小中一貫の教育大綱もそうですが、私たちの
住民の意見も十分聞いて、素晴らしい教育大綱をつくっていただきたいと思います、そ
の辺の意見をどう取り入れていただけるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。

既に、教育大綱の議論につきましては、さまざまな皆さんから関心をお寄せいただい
ておまして、町民の方を中心に自主的に勉強したい、情報交換をしたいというようなお問い
合わせもいただいております。

私自身もそうですし、教育委員会としても、ぜひそういった主体的な、自主的な町民の皆様動きをしっかりと尊重して、また、できるだけ応援するというのを1つは進めてまいりたいと思いますし、もちろんこれからの答弁とも重複しますが、これから町として行いますまちづくり懇談会であったりとか、あと、教育大綱に特化した町民の皆様との意見交換の場を、しっかり年内には複数、そういったものも設定をしていきたい。

議員おっしゃるように、この教育大綱は、教育委員会や町が勝手につくるものではなく、池田町の将来にかかわるものでございますので、ぜひ町民一人一人の皆様に、年齢問わず、主体的に受けとめていただけるようなものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） ぜひお願いしたいと思います。

そして、池田町には大変豊かな知識者がおいでになります。そういった方も取り込んで、そして学校現場の先生方にも、ぜひ御一緒にこの問題を考えていただくような、そんなことをお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

少子対策についてであります。

急激な少子化に関する対策は喫緊の課題であります。昨年度、当町の出生数は27人、男児8人、女児19人と、これまでにない極めて少ない出生数です。また、特殊出生率は、長野県大北に対しても低い率と聞いております。

かつて、町長が議員時代、危機感を持って人口減少・少子化対策の取り組みについて一般質問をされております。自治体によって出生率には大きな差があるのですが、当町の特殊出生率について、町長はどのように認識されておられるのか、お聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの横澤議員の御質問にお答えをいたします。

出生率についての認識はどの御質問でありますけれども、当町の出生数の傾向を見ますと、2008年から2012年、5年間におきましては、年平均の出生数は約60人でありました。1,000人当たり5.9人と、全国では8.4人で、1,741市町村の中では1,319番目となっております。このときの合計特殊出生率は1.42で、全国では1,073番目でありました。

しかしながら、2016年、平成28年度、初めて50人を切り、その後、急激と言ってよいほど

出生数が落ち込んでまいりました。2015年から2019年の5年間、平成27年から令和元年、これは予測でありますけれども、今年度であります、の5年間の平均は41人と考えられます。出生率のデータはありませんけれども、かなり低くなっているものと思われれます。

その現状につきましては十分認識しておりますし、極めて危機的な状況であると考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） せんだって、新聞に載っておりました。

長野県も非常に出生率、低くなっておるわけですが、ちょっと古い資料をいただいたんですが、平成23年度は、県が、特殊出生率が1.5というふうにお聞きしております。そして、大北が1.49、池田町が1.23ということで、平成23年では既にそういうことであります。

今の現在の人数は、私は知り得ておりませんけれども、そういった中で今、町長が申し上げておられましたけれども、本当にこの27人で非常にショックであります、今後のやはり人口対策については、真剣にいろいろと取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

そんな中で、人口が減ったからどうかという、そういう方向も大事でありますけれども、やはり、どうこの町で、先ほどの教育の問題もそうですけれども、住みたいという、そして、長く元気でこの町に暮らすという、そういうところも大事なることかなということでもあります。

そういったところで、次にまいりたいと思います。

次、「住民主役による協働のまちづくり」についてであります。

第6次総合計画では、移住・定住促進、そして、出産・子育て支援、交流人口の増加及びふるさと産業の育成・創出などの取り組みを強化し、人口減少を抑える対策を進めていくとしております。

この施策が、「住民主役による協働のまちづくり」として、具体的な研究対策の整備や今後の戦略について、積極的な施策が見えてきませんが、どのように進めていこうとお考えか伺います。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの横澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

第6次総合計画における町づくりの基本方針では、住民主役による協働の町づくりを進めて行くに当たって、町民の皆様には、町政へ関心を持つ、地域活動への自主的な参画、町事業への積極的参加について取り組んでいただき、町は、効果的な情報発信、丁寧な合意形成活動、目的・課題への積極的対応に努め、取り組んでいくことが求められています。

さまざまな施策はございますが、進め方としては、住民が主体となっていくことができるものと、御協力をいただき進める場合の2つの進め方があるかと思います。

町民が主体となっていく例として、もうすぐ竣工となります池田町交流センターかえでにおいては、池田町交流センターを、「それぞれが気軽に集い 楽しみ くつろぐ 居場所」として魅力的な施設にしていくために、センター運営に参画することを目的として、平成30年度に利用者の会を立ち上げ、現在は名称をかえでの会として活動がされています。

講座・イベント部会、図書館部会等、4つの部会での活動と部会合同の全体会では会議研修等が行われております。この会につきましては、会員が主体的に会を運営していくことを将来的な目標としていますので、交流センターの運営等にも深くかかわっていただけると考えております。

また、継続して行っている元気なまちづくり事業については、まさに住民が主役になって行っている事業でありますし、各自治会で組織している自主防災会についても、以前と比べて皆さんが関心を持って、災害に対しての訓練、装備の充実に努めていただいております。

第6次総合計画は始まったところで、施策に対して、これから具体的な検討をしていくものもありますが、各課で所管している審議会、協議会等組織の中で、総合計画に掲げている重要課題及び基本目標にある課題など関係する案件について、協議、検討を行い、より具体的に取るようにしたいと考えています。

また、住民主役による協働のまちづくりを行っていくために、町民の声をお聞きしていくことは重要でありますので、効果的な情報発信により、まずは町民の皆さんに町政への関心を持っていただけるように努め、これから開催します町政懇談会等におきまして、いただいた御意見や御要望について検討し、合意形成をした上で、できるだけ施策に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 私も、こっちはちょっと自治会に足を踏み込みまして、自分の住んで

いる町が、こんなにいろいろと問題があるのかなということ、今さらながらに、恥ずかしい話ですけども感じております。

まさに、この協働の町づくりというのは、高齢化になり、そして空き家もふえ、そしてこれを支えようとする人力が余りにも高齢化になってきて、本当にここを支えられるのかなと、これが自治会の1つの問題であります。

ましてや、一人一人の意識を変えていかなければいけないんですが、これはどうしようもない、もうやってもできない、体が不自由になってきて、そして、どうしたらいいのかなというそういう高齢者が非常に多くなってきている中で、いかにこの自治を活力するかということは、これからの大きな課題かと思えます。

ぜひ、行政の皆さんも地域に足を伸ばして、そして、どういうところが課題であるのか、皆さん、悩んでいるのか、汗をかきながら、ぜひ地域に向けて発信をしていただきたいなど。そして、お互いにお互いさまの心の交流というものが、そこにでき上がるのではないかなと。それが豊かな、そして安心な、安全な、そして平和な町づくりになってくるのかなということで、やはりここの辺のコミュニケーションを、ぜひ行政としても考えていただきたいなど、そんなふうに思っております。

次にまいりたいと思います。

ちょっと重複するところがございますが、さっと行きます。池田町が目指す子どもの将来像であります。

子供は宝、そして地域の子どもは地域で育てる、これは何回も申し上げて、また、お話を聞いたところであります。その精神を家庭、学校、地域が一体となって守り、育てることこそ最も大切なことと認識しております。

ある専門家は、きょうの社会では唯心論、つまり心を大事にしていくことを持たない国になってしまい、それが人口減少、少子高齢化問題の基本的な原因ではないかと述べております。経済面での豊かさを追い求める中で、私たちの暮らしは自然の生活を失い、生命のとうとさを忘れがちです。

ことは、池田町教育大綱を策定されると聞いておりますが、未来を切り開くたくましい子供の育ちを願う、目指す子供たちの将来像の実現に向かい、心の教育をどう据え、取り組まれているのかということでお聞きしたいと思います。

なお、参考にここに上げております、かつて、今の天皇陛下が45歳の誕生日に、「こども」という詩、これはアメリカのドロシー・ロー・ノルトさんのつくられた詩であります。参考

ここに添付しておきました。既に、スウェーデンの人口が少なく、非常に少子化対策については必死であったということで、教科書にも載っているということを聞いております。よろしく願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 池田町が掲げる「未来を切り拓くたくましい子どもが育つ町」の実現に向け、心の教育をどう捉え、取り組むのかというお尋ねにお答えいたします。

近年、増加の一途をたどる子供への虐待は、悲しいニュースが流れない日がないくらい深刻な状況です。また、10代の子供たちの自死や、長期化し高齢化していくひきこもりについても、緊急かつ集中的に取り組むべき課題です。

議員御指摘のとおり、それら諸問題に共通する課題が人としての心のあり方、人間性であると私も感じています。心は目には見えません。形にして手につかむこともできません。どうやって心を伝えていくのか、それは人と人とのつながりを深める中でさまざまな体験をし、感動や喜び、悲しみなどの感情を共有し合う、そうした機会を幼児期から意識的にふやすことでしか、心を伝え、育むことはできないと考えます。教科書で学ぶ知識とは違い、リアルな人間関係を通してしか心を学ぶことはできないと考えます。

心の教育を一言で申し上げるなら、共感力を高める、ともに感じる力です。共感力を高めることであると私は考えます。保育・幼児教育の大家である東京大学名誉教授の汐見稔幸先生は、「人間は生物の中で最もどうもうで、残虐な性質を持つ生き物である。しかし、それを抑制できるのは、唯一人間には『共感力』が備わっているからだ」と言われました。そして、「共感力を育むためには、幼児期からたっぷり遊び、周囲の人たちと一緒にたくさんの体験をすることが大切だ」ともおっしゃいました。

自立した人間になるために、高い自己肯定感や、みずから考え判断できる力が不可欠であるとさきの答弁で述べましたが、社会人として地域社会で生きていくためには共感力が不可欠であり、それもまた、幼児期からじっくり時間をかけて育まれるものであることを、改めて大人たちが認識し、学校や地域社会の中で子供たちと接する場面で、大人たち自身も共感し合うことが、子供にとっての心の教育につながるものと考えます。

子供たちには、自分の命や人生を大切に思う心をぜひ育てほしいと願っております。自分を大切にすることで、他人をも大切に思う心も芽生えていくものと考えます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） かつて、私の大先輩がこういうことを申し上げました。教育についてありますが、１つ、学ぶとは誠実を胸に刻むこと、そして、教えるとはともに夢を語ることという、こういう、そういう教育でありたいという、かつての先輩が申し上げております。

今、教育長の心の問題について、確かに大事な事かなというふうに私も感じております。その中で、教育現場の先生方も子供たちが何を学ぶのかなということを、やはり、きちんと据えた中で教えていかなければ心が育っていかない、そういうふうに私は感じております。

ですので、先生方、大変御苦労して、また新学習指導要領も改訂されましたし、されていきます。そして、そういったいろいろな問題がございますけれども、その中で子供たちに生きるため、生きる力、これは池田の教育にも掲げてありますけれども、なぜ生きるのか、そして命を大事にするのか、その辺をしっかりと教育の現場でも、ぜひ子供たちに教えてほしいなど、それが私の願いであります。

そういうことも、やはり家庭もそうであります。家庭の教育力も低下されているというふうに聞いておりますけれども、やはり大人としての子供をどう育てるのかということも、大人の中で、きちんこの辺のところを子供たちに教えていくような、そういうことをしていかなければいけないというふうに痛切に感じております。よろしくお願いしたいと思えます。

さて、次にまいりたいと思えます。

大きな２つ目になりますが、命を守る防災推進策についてであります。

平成の時代は、地震や豪雨など災害が相次ぎました。このところ、激しい雨による土砂災害、落雷など、低い土地の浸水に注意を促すテレビ放送をよく耳にいたします。

昨年、西日本豪雨で100人を超えたとうい命が奪われ、大惨事となりました。松山市沖の怒和島にある家族４人が住む住宅が押し流され、親子３人が犠牲となったはこのときの豪雨であります。怒和島小学校の島の宝、児童は６人だけ。少ない子供の成長を、地域ぐるみで見守っていた「島の宝」、２人の姉妹のとうい命を奪ったは記憶に新しいわけでありす。

池田町では、防災計画やハザードマップの作成、自主防災会を設置し、町民の災害に対する意識の向上を図っているところですが、地震や豪雨災害時に、共働き家庭がふえ、「いざ」というときに子供や高齢者、障害者の方と一緒にいられない場合も多い状況です。防災についてお聞きしたいと思います。

なお、参考に、この「怒和島の給食」ということで、「忘れない この仲間」という大変印象的な新聞がありましたので掲載させていただきました。この中の6人の中の2人が犠牲になったということでもあります。

1つ、地域防災計画の現状と今後の推進策についてです。

東日本大震災の教訓から、平成26年4月から、災害対策基本法では、地区防災計画制度が創設され施行されています。当町では、地区防災計画がどのように整備されているかお聞きします。また、整備されていない地区への対策について伺います。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

地区防災計画につきましては、地区居住者や事業者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であります。地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となったいわゆる自主防災組織が、地区防災力の強化のためにつくる計画となっております。

一昨年、自主防災組織運営マニュアルを、全自主防災会長さんへ配布をさせていただくとともに、町ホームページにも掲載をしてきております。まずは自主防災組織の規約の見直し、マニュアルを策定していただくようお願いをしておるところでございます。

既に策定済みの地区もございますけれども、策定が進んでいない地区においては、消防防災係で相談窓口を開設しまして、サポートをしております。

御指摘の地区防災計画につきましては、全国でも、なかなか策定が進んでいないという状況でございます。国では、モデル地区を選定して取り組んでいる状況でございますけれども、当町におきましては、この自主防災組織をいかに運営していくか、このマニュアルを早急につくることによって、地区防災計画と同等のものとなるように進めていきたいというふうに考えております。

まずは、自主防災組織の運営マニュアル、こちらを策定することによって、また一歩、地区の住民の皆さんが、自分がいざというときに、どのように行動するかということを十分認識していただけるような、行動に移せるものを作成するようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 先日ですが、災害時の住民支え合いマップ研修会に、私、初めて参加させていただきました。

そのときの講師の先生方のお話の中で、非常に印象に残ったということは、「災害とはいつも想定外」と、そして、「未災害地こそ準備が必要」、「事前にみんなで考え、行動することで奇跡が起こる」と、こういう言葉を残されておりました。

私たち一人一人が、本当にこれは真剣に考えていかなければいけないと。私の町も非常に町が大きいために、なかなか今、課長の申し上げたことが手につかないのが現状であります。しかし、これは本当に、行政がやっているからとかそういう問題では私はないかと思います。各自が一人一人認識をして、町民一人一人が絶対に命を落とさないそういう方法、そういうことをするにはどうしたらいいのか。これからもぜひ、行政と一体に進めていってほしいなと、そんなことでお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

地域防災と学校の連携であります。

政府の防災関係の災害の手引に「7つの備え」が記されています。自助、共助、地域の危険を知る、地震に強い家、家具の固定、日ごろからの備え、家族で防災会議、「地域とのつながり」というものです。

この中で、「地域とのつながり」は、自分や家族だけではつukれない関係です。消防などの活動は限界があります。みずから、救助等行わなければならない場合もあります。中でも子供たちは弱い立場にあり、園や学校は避難場所として指定されています。

そこで、「地域」と「学校」の連携が必要と考えます。学校の危機管理マニュアルが策定されているということで前回お聞きしておりますが、災害時における地域と学校の連携について、どのように対応されているのかお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、池田町の保育園、また小・中学校におきましては、それぞれ指定緊急避難場所に、または指定避難場所に指定をさせていただいております。

このことから、一昨年でありましたけれども、該当する地区自主防災会長さんで組織する避難所運営委員会というものを、保育園また小・中学校の関係者で協議をしていただきまして、運営規約、また運営マニュアルを策定してきております。

自主防災会長さんが、毎年交代される地区におかれましては、地区で引き継ぎをしていただくとともに、年度当初に、自主防災会長連絡会議においてその趣旨を説明し、規約やマニュアルの確認をしていただくとともに、施設側の皆さん、保育園、小・中学校の先生方であ

りますけれども、顔を見て覚えていただく、関係を築いていけるようなことをお願いしているところでもあります。

有事の際には、公助が必ずしも期待できないということがありますので、災害時においては、こうしたふだんからの連携が必要であると認識しているところでございます。今後も、やはりこういう形の中で、地域の皆さんと関連する施設との顔つなぎと申しますか、きずなをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 一般の人たちは、よくそういうことがどうなっているのかということで、疑問を抱いているかと思います。

ぜひ、そういった中で、皆さんにも知っていただくという場面では大事なことかと思うので、今後ぜひ、町民の皆さんにも向けて、こういうふうにして連携をとって守っているんだというところの発信をしていただきたいなど、そんなふうに思っております。

次にまいります。

子どもの命を守る防災教育についてであります。

子供の防災教育については再度お聞きいたしました。豪雨災害では、2015年９月、関東、東北に、2017年７月、九州北部、2018年７月、西日本に災害が発生して、多くのとうとい命が奪われました。

全国を駆けめぐり、災害ボランティア活動をされている尾畠春夫さんが報道で語った言葉に、「自然の中の30％に約１億2,000万人住んでいることは、海、川、山、地、いつでもどこでも自然災害が起きるかわからない。常日ごろ、自分たちの周りには危険がたくさんあるんだということを認識してほしい。耳から聞いたり見たものはいつか忘れるが、体験したことは忘れない。もしものとき、どのような備えが必要か、身を持って体験すること」など。

また、災害に備えた実体験が必要として、「よい子の土のうづくり」の教室を開き、教えるときには、「やってみて、褒めてやらねば上達なし」と、子供たちに「自分の命を守れて、人の命を守る人になってほしい」と、この言葉は、非常に経験を重ねてこられたこそメッセージと私は感じております。

そこで、当町の学校保育では、防災教育の推進をしていくとしていますが、体験を通した命を守る防災教育は重要であります。この点、この取り組みをどのように進められるのか伺いたいします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 学校保育での防災教育の推進についてどのように取り組むのかというお尋ねにお答えしたいと思います。御質問の中にもありましたように、子供の命は、自分で自分の命を守るという、そういった観点からお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、体験を通して命を守る防災教育は大変重要であると考えます。人間は、全く体験していないことには、まず対応できないと思われませんが、どんな小さなことでも、どこかで体験していればそれを思い出し、自信をもって判断できると思います。

池田町では、長野県が推進しております自然保育に早くから取り組んでおり、幼児期から遊びを通じて、日常的に自然体験や生活体験を重ねることにより、子供たちは自然環境との付き合い方を体で感じ、理解していきます。

自然は美しく豊かなものですが、時に人間に牙をむくものであるということを、子供のころから身をもって感じる事ができれば、自然に対する畏敬の念が育まれ、自然を利用するだけでなく、環境問題に関心を持ったり、人間の力を過信することなく、自然環境と共存することの大切さをみずから学ぶことにつながります。

災害ボランティアの尾畠さんが体験の重要性を説いておられるとおり、学校はもとより地域でも、子供達にはできるだけ実体験できる活動の機会をふやすことが重要であり、教科書で知識だけを学ぶのではなく、みずからの体験を通じて知恵と自信を蓄えることこそが、災害時にも落ちついて行動できる原動力になると考えます。

繰り返しになりますが、幼児期からの自然保育は、防災教育という視点からも有益であると考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） これも、本当に私たちとともに子供を守っていくということの意味の中で、実体験、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、次にまいりたいと思います。

3、池田町食育条例制定についてであります。

説明をカットさせていただきます。直接、町長にお聞きしたいと思います。

今まで2年間、食育推進特別委員会が設置されまして、各地を回ってそれぞれ勉強してまいりました。そこで、どうしてもこの食育推進条例から、条例といいますか、推進計画に

基づいた条例が必要だなということで、今回もこれから続けていきたいというふうに思っておりますが、まさに、この活力ある町づくりの食育条例とはここにも書いてあります。あらゆる機関で、そして、食育に関する取り組みを行っていくというこの中で、食育推進計画ができております。

これを底上げしていかなければ、一人一人の町民の健康長寿には到達できないというふうに私は確信しております。問題点はたくさんありますが、これはまた見ていただいた中で、ぜひこの辺のところをどう考えておられるか、条例につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

食育条例制定をとの御質問でありますけれども、町では平成29年度に食育推進計画がスタートいたしました。それぞれ年度ごとにテーマを決め、食育の推進に当たっております。

計画の推進に当たっては、家庭、地域、教育関係、行政それぞれの役割が明記されており、スタートして3年目に入りましたが、各所で折に触れ食育の話題が出て、少しずつ町民の皆様に浸透しつつあるように思われます。

私といたしましては、推進計画が進められている中でありますので、この計画の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。新たな条例の制定につきましては、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 今後の課題ということであります。

非常にこの重みを、町長の今、発した言葉を私は大事にしたいと思います。ぜひ、この食育条例につきましては、例えば青森県、これは朝ごはん条例、それから、ここにも書いてありますけれども、名張市、これはばりばりという名張の名前をつけまして、そうした条例をつくっております。ここは一番、議会から発信をされたということで、もう町ぐるみがそれにもう一押しで進めていくという、こういうことであります。

推進計画というのは、全国どこでもやっております。しかし、これを現実的に町民の皆さんのもとに、この健康をどういうふうにするかということについては、推進計画では計画倒れになるというふうに私は思っております。

池田らしさ、池田の長寿、そして子供たちも、今の子供たちの食生活どうでしょうか。推進計画の中でもそのアンケートをとっております。朝食を十分に食べてこない子供たち、そして、健康福祉課のほうでも、若者の朝食を、これをはっきりと上げております。しっかりしたバランスのよい食事をされております。その辺で、ぜひこれは条例化していかなければ、生きる力を育むことはできないというふうに私は確信しております。

ぜひ、若い世代の食育に対しても、そして、これに積極的に町民が取り組む一つの、お金もかかりません、知恵と、そしてやる気と元気です。これがあれば、この地域力がしっかりとできると。そして、元気で長生きができるというふうに私は信じております。

そんなところで、ぜひこの考えを検討するのではなく、実現に向かってやっていただきたいと思いますが、健康課長の御意見お聞きしたいと思います。この食育条例についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 横澤議員のお考え、お伺いしました。

町長と同じでして、今後、食育条例については課題として取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 1点の光であります。これを、光を太陽のようにぜひ広げていただきたいと思います。

やはり、池田町の幸せを考えると、食で発信することしか考えられないというふうに思っております。子供たちの命も、そして元気に過ごしていくためにも、この食育条例を設定していただけるような、そんな気持ちを各課の皆さん方も考えていただきたいなと、そんなふうに思っております。

最後に、先ほどのカモミールの問題がございました。10年も本当に食育、皆さんのこの汗と力です、そして働く女性が食育を考えたこの10年間の発信をしてくださった皆さんに、本当に感謝申し上げたいと思います。

この大切な宝を次期の食育のためにも活用していただき、生かしていただけるような、そして、池田町が明るいきずかしい未来に向かっていけるような、そういった健康の町づくりを目指して、ともに行きたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって私の質問を終わりにいたします。

○議長（倉科栄司君） 以上で横澤はま議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 服 部 久 子 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

3 番に、10 番の服部久子議員。

服部議員。

〔10 番 服部久子君 登壇〕

○10 番（服部久子君） 10 番の服部久子です。

一般質問をさせていただきます。今回 4 点お願いいたします。

まず、総合教育会議についてお尋ねいたします。

5 月 23 日開かれました第 1 回の総合教育会議を傍聴いたしました。町長、教育長、教育委員 3 人の合計 5 人の議論を拝聴しました。傍聴に子育て世帯の方が多く参加され、関心の高さを感じました。

会議の議論を聞いた感想は、池田町の教育大綱を策定するには少人数であると思いました。教育長は、「町民の意見を聞く機会を持ちたい」と話されていました。町民の思いが反映された大綱にしていきたいと思います。

町の教育会議の内容についてお聞きいたします。

まず、教育への思いとして町長が話された中で、「若者の犯罪が多く、利己的で戦後の教育に『家庭教育』、『道徳教育』がなかった」と話されていました。家庭教育、道徳教育について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） ただいまの服部久子議員の御質問にお答えをしてみたい。

家庭教育、道徳教育についての考えはどの御質問でありますか、家庭教育には道徳教育も入っておりますし、道徳教育の中に家庭教育も包含されていると考えております。

家庭教育は家庭で行われるものでありますが、家族が共同生活を送る場である家庭を、いかに暮らしやすく、安らぎの場となるよう、協力して築いていくための生き方を身につけていくものであると考えております。

具体的には、親、祖先への尊敬、夫婦仲よく、家族、兄弟助け合い、力合わせてよりよい家庭を築いていくということになるのかと思います。そして、家族の一員としての自覚と喜びを感じられるような家庭を築いていくということでもあります。社会に向かっては、人に対する思いやり、善悪の判断など、基本的なルールやマナーを身につけさせるということであると考えております。

道徳教育とは、社会の一員としての自覚を持ち、皆が生きやすい社会を築いていくための、生き方を身につけていくための教育ではないかと考えております。公共心を育んだり、相手の気持ちを思いやったり、周りを喜ばせるような生き方をすることと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 2006年に教育基本法が改定されまして、個人よりも公共の精神で、社会発展のために寄与する態度を養うことを強調されました。そして、国を愛する心が持ち込まれました。

本来、子供、保護者、教師が自主的、自発的に進めることが実を結んでいくことだと思います。道徳教育は、特に上からの押しつけではなく、道徳の形成は、社会生活や学校生活を送る中で、試行錯誤して進めていくものだと思います。

それから、町長のお考えは、押しつけじゃないということが今確認されたので、よかったかなと思います。

それから同じく、家庭教育でもそれぞれの家庭事情が違いますので、保護者の考えで、自主的に、家庭を皆さん生活しておられますので、そこに国が、画一的な考えを持ってくるといっても、私は憲法の問題からいっても違反ではないかと思いますが、ぜひそういう観点

で教育大綱を考えていただければと思います。

じゃ、次にいきます。

教育への思いとして、教育委員から「地域で子育て」、「一人一人多様」、「よさを認め合う」などの発言や、教育長から「親身になる大人が1人でもおれば、子供は道を外れない」と言われ、大切な教育の考え方だと思いました。

また、教育大綱について教育委員から「教えるのではなく、子供が発見することで学習が楽しくなる」、「体験で五感を育てる」、「信頼されていることで自信を持ち、自分で判断していく」などの発言や、町長から「問題解決に武力を選択しない平和教育を」の発言がありました。これらの考え方を貫いて、池田町の教育大綱を策定していただきたいと思います。

町長、教育長のお考え、大綱についてのお考えをお聞きしたいと思いますが、さきの質問で、横澤さんとの質問と重なる部分がありますので、重点的なところを答えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、教育大綱についてということではありますが、総合教育会議における委員の皆さんの発言内容の根底にあるものは、人間社会の中で生きる上で、その社会の一員としてお互いの存在、能力を認め合い、理解し合い、受けとめ、尊重し合う心を育む教育ではないかと考えております。

このたび策定いたします教育大綱には、そのような心を育んでいけるような内容を十分に盛り込んでまいりたいと考えております。

私から以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 私の教育大綱についての考えに関するお尋ねにお答えをさせていただきます。

議員にも傍聴いただきました第1回総合教育会議では、私自身の思いも込めて、現在策定しております次期教育大綱についての基本的な考えを述べさせていただきましたが、改めてその理念を申し上げますと、町の第6次総合計画に掲げられている未来を切り拓くたくましい子供が育つために、ゼロ歳から幼児期における子供の育ちと学びの大切さを全ての町民が共有すること、そして、子供自身が安心して育ち、自由な発想で学びを広げ、深めていける環境づくりを、中学校卒業まで、保小中とステージが上がっても、切れ目なくつないでいくことを目指すというものであります。

多様な子供一人一人の個性や特性が尊重され、幸せな気持ちで育つことが、それぞれの自己肯定感を高めることにつながり、幼児期から自由な遊びを通してさまざまな体験を蓄積することは、みずから考え判断する力を育むことにつながります。

教育大綱では、子供たちが15歳になったときに、そうあってほしいと願う姿、例えば、自己肯定感が高い、創造性が豊か、コミュニケーション力が高いといったような表現をわかりやすく掲示したいと考えておりますが、それがまさに、未来を切り開くたくましさの資質となり、自信を持って自律的に社会生活を営んでいくための原動力になるものであると考えています。

次期教育大綱では、一人一人の子供が、それぞれに幸せな人生を送るために必要な力とは何かを、町民とともに考え、確実に共有していくことを基本理念とし、そのために必要な地域と一体となった保小中の育ちと学びの環境づくりについて、基本目標と重点政策に整理して、池田町らしい誇れる大綱を定めたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 次の質問ですが、これは、「保小中一貫教育についてわかりにくい」という2人の教育委員からの、町民の意見がありましたということで、町民への説明はというように、最初、横澤議員さんの質問の答えとしたら、年内に数回持つということでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） はい。横澤議員に答弁させていただきましたとおり、これから、もう既に予定されていますまちづくり懇談会含めて、年内に数回はきちっと設定したいと思います。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 町の一貫教育の方針は、施設はそのまま教育の考えを一貫する方針ということですが、国の教育政策を見ると将来が心配です。

文科省の中央教育審議会は、小中一貫教育の制度化に向けた議論を進め実施している学校では、「教師の負担が重くなった、教員の目が生徒に行き届かなくなった」などの状況が報告されております。

町は一貫教育をこのような状況にならないよう、教育会議で出された発言を、町の教育大綱に生かしていただきたいと思いますが、町のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 一貫教育において、教師の負担が重くなったり、教員の目が生徒に行き届かなくなったという状況にならないようにしてほしいというお尋ねにお答えいたします。

議員にも御理解いただいておりますとおり、池田町が目指している保小中15年の教育環境づくりが、一般的に言われる施設一体型の一貫教育とは全く異なる考え方です。

池田学問所に始まる「地域の子どもは地域で育てる」という理念を継承した教育大綱にしたいという考えは、これまでも述べているとおりですが、池田町がこれから目指す子供たちの学びの環境づくりとは、子供たちの学びを学校だけに限定するものではなく、地域社会の中で、地域の人々と一緒に、さまざまな体験を通じて学ぶことを大切にするというものです。

一言で申し上げるとすれば、「いつでも、どこでも、学び育つことができる池田町」を目指すものであり、現在5つある保育園、小学校、中学校を育ちと学びの重要な拠点としつつ、池田町全体が子供にとっての学びやとして、幸せな気持ちで育ち、学ぶためのフィールドになってほしいと願っています。

つまり、子供たちは教師だけから学ぶのではなく、地域の全ての大人から学ぶことができるのであり、池田町が目指す、地域と一体となった保小中15年の学びが実現されれば、結果として、学校の先生方の負担感は軽減され、むしろ先生方のモチベーションややりがいが増すのではと期待しています。

ぜひ、学校の先生方には、池田町で教育に携わることを魅力に感じていただけるよう、教育委員会として、先生方が意欲的に取り組める環境づくりに努めたいと考えています。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 児童の保護者の方に、やはり、これを進めていくためには、協力していただかないと思います。

もちろん、地域の自治会の方々もそうなんですが、私いつも思うんですけども、学童保育、児童クラブ、それとか子ども教室なんかに預けられる保護者は、やはり働いておられる方が多くて、非常に時間がなくて、保護者会といいますか、そういう会にもなかなか出てこ

られなくて、保護者会が本当に数人ってということもお聞きしております。

ですから、もし、これをやっていくためには、やっぱり保護者の協力がどうしても必要なので、その辺の御理解、保護者に対しての理解を求めるということもやっていかなければいけないんじゃないかと思いますが、その辺のお考えどうでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 議員おっしゃるとおり、私も保護者の方の理解が、まずは重要だというふうに考えております。

なかなかおっしゃるように、仕事の都合であつたりとか、直接集まって御意見を伺うという機会がとるのが難しいのであれば、場合によっては私が出向くということも含めて、できる限りの保護者の方の意見を、率直な話を伺えるような機会を積極的につくっていきたいと考えています。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 議会もこの教育大綱に当たって、やはり子供たちの育ちというのが大事なので、教育委員会に協力していただいて、ぜひ園児のお母さんとか保護者と、それから学校の保護者の方の意見を聞きたいという会を持ちたいことで、教育課長に相談したんですけれども、ぜひその場を、有効ある保護者の方の意見をお聞きしたいと議会でも思っております。

次に進みます。

2013年に発足いたしました教育再生実行会議は、教育改革を内閣の最重要課題として閣議決定し、「国力の源である人材に質と量を充実・確保していく」、「グローバル化への対応から英語教育の抜本的充実や理数教育の強化、ICT教育の充実が求められる質の高い職業人を育成する」、「国際競争強化に勝つ人材」などを進めるとしています。

国のために役に立つ人材づくりが重要視され、競争が激化し、いじめ、不登校がますますふえないか心配です。町の教育会議で出された考えで、町の教育を進めていただければよいのですが、国の方針に影響されるのではないかと心配いたします。町長、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、教育大綱について、国の方針に影響されるのではないかと御質問であります、当然、国の方針がベースとはなります

が、自治体それぞれの状況等違いがありますので、国におきましても、県におきましても、自治体独自の方針が十分尊重される体制となっております。

私は、教育面において、池田町の独自性が大いに表現できるような内容になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 現在策定中の次期教育大綱に対する国の方針の影響ということで、お答えを私のほうからもさせていただきます。

来年、2020年より、小学校以降で全面实施される新しい学習指導要領は、子供たちの生きる力を育むための主体的・対話的で深い学びを柱とし、これからの時代を生きていく子供たちに必要な力として、学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、実際の社会や生活で生きて働く、知識及び技能をバランスよく育むことが大切であると定めています。

こうした国の新しい考え方は、国家や組織にとって必要な人材を育成するのが教育の目的であるという従来の発想から、一人一人が未知の世界を切り開きつつ、幸せで自立的な生活を営むことを大切にすること、そして、そうした個人が互いに対話しながら、人と人とのつながりを大切にできるコミュニティを形成していくことを目指すものであると理解しております。

これまで述べておりますとおり、教育は本来、一人一人の子供の幸せな人生を実現するためにあるということを、次期教育大綱の理念として明確に示すことで、国家や組織の存続を目的とする画一的な人材育成を目指してきた一時代の教育と、池田町が目指す子供本位の教育とは、本質的に異なるものになると考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 私も、今、言いました教育再生実行会議の目的が、非常に人を、子供たちを国の競争力に勝つ人材というふうな感じで、食材、木材、そういうような感じで見ているんじゃないかなと非常に心配しております。

今の教育長のお考えでは、そうじゃなくて、やはり子供を1人の人格として、個々の才能を発揮できるようにということのお考えでしたので、非常によいなと思いました。ぜひその

お考えでやっていただきたいと思います。

それから最後に、3月の教育委員会定例会をホームページ見させてもらいました。その中に、保育士不足で大学生の募集を考えるとありました。現在、働いておられる保育士さんの処遇を改善することが、特に臨時保育士さんの単年度更新など、処遇改善のほうが先ではないかと思うんですが、その点お聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

○副町長（小田切 隆君） それでは、この件につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在、保育士の環境につきましては、どこもかしこも人手不足ということが言われておりまして、殊、臨時保育士につきましては、その初任給を上げ、人材確保に躍起になっている自治体が、ここ数年非常に目立ってきております。

当然その余波が、当町におきまして波及がされたということでございまして、この4月に賃金体制の見直しを行ったばかりであります。具体的に申し上げますと初任給のアップ、そして、それに伴います3年に一度の昇給額の見直し及び担任手当の増額を行っておりまして、これに従来から行っております賞与の支給、これが相まりまして、大北管内の自治体の中では、トップの年収の確保を図っているという状況になっております。

ただ、これによりまして、正規職員の初任給のほうが高い格付となってしまったという、逆転現象も生じておりますし、また、あっちが上げればこっちが上げるといったようなことで、自治体間の白熱しましたといえますか加熱した争奪戦、これも危惧する声も実際に上がっていることも事実であります。

また、別件のことでお話しさせていただきますが、来年度からは、会計年度任用職員という新たな雇用制度がスタートいたします。これは、何も保育士の臨時職員だけではなく、一般事務員全て含めた中の制度改正というものになっております。

主な改正点につきましても、簡単に御説明申し上げますが、今までフルタイムで働いておりました日額の臨時職員の方、これは月給制に移行されます。さらに期末手当も支給されるというものが主な内容となっております。

ただし、先ほど議員の提案がございましたいわゆる雇用当初からの複数年契約、これにつきましては、法的には不可ということが出ておりまして、毎年度、単年度契約でのものということが義務づけられております。しかしながら、その毎年度の契約更新の際は、毎年給料を上げるという仕組みにもなっております。

ですから、非常に現状について憂いがあるわけですが、町単独の政策、それと国の方策も積極的に取り入れる中で、ただ手をこまねいているだけでなく、処遇改善につきましても実施をしているということを御理解いただければと思っております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 臨時保育士さんの立場に立てば、単年度更新というのは非常に不安定な自分の待遇だと思うんです。

だから、3年なり5年なりそういう複数年の更新を任期にすれば、安心して働けるんじゃないか。人手不足と言われますけれども、やっぱりそのところを、居心地いい保育士さんの仕事場をつくるということも必要じゃないかと思うんですが、これ、制度にはないと言われますけれども、複数年の更新ということを考えてみてはいかがなんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

○副町長（小田切 隆君） これにつきましては各町村を調べてみますと、実際には複数年契約という形態をとっているわけですが、ただ法的に、あるいは人事通知書、これにつきましては、どうしても単年度契約とうたわざるを得ないということがございます。

ですから一つの方法としましては、その都度その都度、本人からの辞職の意思がない限りは、自動的に、自動的という言葉はどうですが、更新されるものということを、耳打ちしていくことは十分可能かなと思っております。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） ぜひ耳打ちしていただきたいと思います。

それでは、次に進みます。

子育て世帯の国保被保険者への支援についてお聞きいたします。

国民健康保険料負担は、他の保険より群を抜いて重いことは知られております。国保加入者は年金者、非正規雇用者など、比較的所得が低い方が加入していますが、保険負担は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍と非常に重くなっております。滞納から、短期保険証や無保険状態になり、全国で、医療にかかれず重症になり、死亡に至る例も出ております。

国民健康保険事業は社会保障としての事業であり、国民皆保険を支えている制度で、負担はできるだけ軽くし、安心して医療が受けられる制度の充実を図ることが基本ではないかと

考えます。

全国知事会、全国市長会は国保に公費 1 兆円を投入し、協会けんぽ並みにすることを要求し、国保の都道府県化後も、引き続き国定率負担の引き上げを国に求め、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を求めています。

町の国保加入世帯は約 4 割、平成31年度 3 月時点で1,500世帯に及んでおり、国保料の高額負担は一部住民だけの問題ではなく、町全体の課題だと考えます。今後、保険料の引き上げが予想される状況があり、町の対応をお聞きいたします。

平成30年度から国保の都道府県化が実施され、国は自治体独自の国保料軽減をやめさせ、それを保険料に転嫁させ、また、病院の統廃合や病床削減など、医療費削減を推進するとしております。保険者努力支援制度は、自治体の医療費削減の努力を国が採点し、その努力に予算を配分するというものですが、自治体が国の言うとおりにしていけば国保料がかさみ、ますます住民の負担が重くなります。

国保加入者は、安心して医療が受けられるために保険に加入しています。町民の負担がこれ以上重くなると滞納がふえ、医療にかかれなくなることになりかねません。何のための保険制度かということになります。この点について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

国民健康保険は、安心して医療を受けるための制度であります。高齢者の加入割合が高く、医療費は年々増加していることなどにより、国保財政は厳しいものとなっております。

また、小規模な保険者は、財政が不安定となりやすいことなどから、平成30年度から都道府県が市町村とともに保険者に位置づけられ、安定的な財政運営や事業の効率的な運営を行うことにより、保険料の変動リスクを軽減するなど、国民健康保険制度の安定化を図ることとなりました。

その中で、保険者努力支援制度は、国保の財政基盤を強化する観点から、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援として、努力を行っていると評価される都道府県や市町村に対して、指標に基づいて交付金が算定され、交付されるものであります。

国民健康保険制度の抱える課題や医療保険制度間の公平などの制度に関することは、国に求めていく一方で、今後も国の制度と県の運営方針に基づき、予防や健康づくりへの取り組みの推進や医療費の適正化を進め、保険者努力支援制度を活用した財政基盤の強化を図ることにより、保険料の引き上げとはならないよう、安定的な運営に努めてまいりたいと考えて

おります。

以上、答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 国の国保が始まったときは、国の負担が最初50%だったんですけれども、今25%しか国は負担しておりません。

それで、都道府県化になって県へ納める国保事業納付金というのは、今年度は2億5,470万6,154円、前年より645万円減っておりますが、1人当たり納付金が600円ほどふえております。将来、統一保険料を目指しているということで、来年度中に方針を出す見込みと聞いております。県内の国保料の格差は最大3倍ですが、今後、保険料が統一になると、池田町はどのような見込みになるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） その件につきましては、住民課長に答えていただきます。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 県の国民健康保険の運営方針におきまして、将来、国保税の水準の統一化に向けて、現在の運営方針の改定時期であります平成32年度までに、統一ということではなく、ロードマップを策定することになっております。

今後の見通しでございますが、平成29年度から平成30年度にかわった時点でも、当町の保険料負担というものは増加をしているような状況でございます。長野県が保険者になりまして、制度も変わったところでありますので、今後、変化はあろうかと思っておりますけれども、当面は現状のまま、今までどおりの状況で推移していくものと考えております。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 前の住民課長さんのお答えだと、3月議会です。上がる方向になると思いますというようなお答えでした。

それで、重ねてお尋ねいたしますが、これ以上上がる場合、保険料負担が非常に高くなれば、ますます滞納がふえてくると思うんです。保険があっても、なきに等しい状態が生まれてくるのではないのでしょうか。そうなれば、町独自の方針を出して、対策を講じなければいけないと思います。

早い話が、法定外繰入についてお尋ねいたします。一般会計からの法定外繰入、町は、や

りませんというような、前回お答えだったんですけれども、これをやっている自治体は平成31年度、県内21の自治体がされておりまして、近くでは松川村が法定外繰入をされております。

これをしなければ、ますます被保険者の負担がきつくなると思うんですけれども、この法定外繰入、値上げをどんどんされる場合は、これも町は考えに入れるということはどうでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 現在のところ、法定外繰入を行うという考えはございません。

先ほど町長も申し上げましたが、保険者努力支援制度がございまして、これによって国のほうから財政基盤の安定という目的で交付金が交付されます。こういったところを活用しながら運営を進めてまいりたいと思いますし、努力支援制度の中にも赤字の解消という項目もありまして、赤字に対応した法定外繰入等を行いますとマイナス評価というような形で、今度、交付金のほうが減って、現在のところ、マイナス評価というのはないんですけれども、今後、制度が変わる中でそういった評価をされた場合には、交付金が減額されるというような問題点も出てくるかと思いますので、法定外繰入は行わない方向で運営をしてまいりたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） やはり、国の方針だと努力支援制度ですか、やっぱり日本の医療の何ていうんですか、下がるといいますか、病院の統廃合だとか病床の削減などで、入院しても何カ月、1カ月ですか、なんかしたら、もう出ていっていただくとか、何かそういうことで、なかなか落ちついて病気に対応できないというようなことも聞いておりますので、これを素直に国の方針だからと受け入れるんじゃなくて、市長会とか全国知事会も要求を出しておりますけれども、これはぜひ国に対しても、町からこんなことでは本当に対応できないということを言っていただければと思うんです。

本当にこういうことをしていけば、私たちのせっかく皆保険なのに、それが十分に機能を発揮しないということになりますので、それはぜひ県とか国に言っていただきたいと思います。

それから均等割、平等割についてお尋ねいたします。

これは所得高い低い関係なく、全員の国保の被保険者に係ってきます。特に均等割は、家

族が多いほど負担が重くなります。今年度の均等割額は1人2万8,000円です。前回、子供の均等割の減免を求めましたが、町は国保制度に均等割の軽減措置はありませんと回答しました。

国保の都道府県化実施後も、自治体の判断で、国保料軽減のために公費繰入ができることを厚生省は認めております。2013年の3月現在、子供の均等割減免を実施している自治体は全国では、この原稿を書いたときは25自治体だったんですけれども、現在、新たに小海町と神奈川県の中井町が加わりまして、今、27自治体が均等割減免をしております。このうち、9自治体が高校生まで対象に、第1子から所得制限なしで減免し、その他は多子世帯減免や所得制限を設けて減免をしております。

町は少子化が課題となっておりますが、子育て世帯の支援を考え、子育て世帯の国保料負担の軽減を実施することを考えてもいいのではありませんか。せめて、多子世帯の支援の方針を打ち出してもよいのではありませんか、お聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 服部議員の御質問にお答えをいたします。

均等割につきましては、国民健康保険に加入している方それぞれに、等しく負担いただくものとして設定をしております。

子供を扶養している世帯の均等割を減免した場合には、その財源を確保するために、ほかの加入者の方に、その分負担していただくことになりますので、現行の制度の中では公平感が損なわれます。また、基準以下の所得の世帯にかかる均等割につきましては、7割、5割、2割を軽減する制度も講じておりまして、一定の配慮がなされているものと考えております。

今後、少子高齢化、人口減少が進み、1人当たりの医療費が増加傾向にある中で、当町の国保財政も厳しい状況となってまいります。議員のおっしゃるとおり、全国知事会等でも国に対して要望しております。国の制度として行うべきと考えておりまして、現行の国保制度にない減免措置を独自に実施する予定はありませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 町の18歳以下の国保被保険者の状態をお聞きしましたところ、被保険者の子供さんの数は18歳以下127人でした。その内訳ですが、子供1人世帯は51世帯でした。子供お二人が23世帯、3人が7世帯、4人が1世帯、5人が1世帯となっております。

均等割は1人2万8,000円なので、夫婦と子供2人の世帯4人家族になると、均等割が11万2,000円負担と非常に高額です。子供さんが3人、4人となると、さらに負担が大きくなります。子供2人以上は32世帯あるんですけども、子供さん1人の世帯が51世帯なので、子供1人の世帯が非常に多いことがわかります。

少子化問題を抱えている町ですので、この均等割減免というのを、多子世帯の減免ということも考えていってはいかがでしょうか、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 国保運営、町の運営にかかわることで、いろんなバランスの中でそういう制度、取り入れているということになります。

その部分に限って言うとそういう負担になってきますけれども、皆保険と言われるように、みんなが平等に負担していくというような考えからいきますと、ある程度必要じゃないかなと。

町独自の減免ということにつきましては、今、課長が答弁いたしましたとおり、また運営協議会等でも話題にしてもいいかなと思っておりますけれども、当面はちょっと考えてはいないということでお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 他の健康保険の場合は、会社が半分持ったりしますので、非常に負担が少ないんです。それで均等割というのは、ないというふうに聞いております。

所得が低い年金者とか非正規雇用の方に、こういう国保料の高い設定というのは、やはり矛盾を感じるんです。それで、各自治体ではいろいろと工夫をされていて、小海町では、19年度から国保の子供の均等割減免を、国保多子世帯支援事業として、一般国保、それから医師国保、建設国保も対象にしまして、町の一般会計から支出する国保だけの政策じゃなくて、町の政策として打ち出して、19年度、今年度から均等割減免をいたしております。

それで、均等割減免している自治体は、国保法の77条に、「特別な理由がある者に対し、保険料減免し、またはその徴収を猶予することができる」というのに基づいて、多子は特別な理由とみなして、自治体独自で減免基準を決めて、子供の均等割を減免しております。やはりそれは、その町々の独自の工夫とかそういうことで、何とか子沢山の世帯を支援しようという苦勞が感じられるんです。

それで、国保の負担を少しでも抑えることで、1人しか今おられない世帯も、もう一人欲しいねということになるかもしれない。それはちょっとわかりませんが、そういうことも、やはり池田町としては考えていただきたいと思うんです。

ちょっと試算したんですが、127人の子供さんがおられて、これもし、全面減免すると335万6,000円なんですけれども、子供さん3人以上の人数は30人ですので、これを30人減免すると84万円になるんです。だから、もう3人のところは何とか応援したいと、そういう町の考えも打ち出してもよろしいんじゃないでしょうか、ちょっと町長の考え、もう一度聞きます。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 子育て支援につきましては、いろんな角度があると思います。

国民保険料につきましても同じことが言えると思います。その他、給食費、あるいは保育料等について負担をしていくという方向があります。また、国民健康保険につきましても、今後の研究課題として考えてまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 今後、私、国保の運営委員にならせてもらいましたので、ぜひ、そこで検討していただければと思います。

それで、次に進みます。

国保滞納世帯についてお尋ねいたします。

短期保険証が今、交付されておりますが、町の短期保険証は81件です。それで、そのうちの1カ月短期保険証は76件、3カ月が5件でした。1カ月は期限がすぐ切れますので、役場に来て手続をしなければ交付してもらえません。お金を持ってこなければ交付してもらえないということになれば、やはり役場へ来づらい方もおられると思うんです。そうすると、無保険で医療を受ければ実費で払わなければならないので、じゃ、病院に行くのをやめようかということにもなりますので、やはり社会保障の役目を担う国保でありますので、このところをぜひ考えていただいて、基本的に、短期保険証を6カ月以上にしていただけないかということをお訪ねしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

国民健康保険法の第9条第10項の規定によりまして、議員の御指摘のとおり、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間は、市町村によって定めることができるという形になっております。

当町におきましては、昨年、国民健康保険税の滞納処分基準を作成いたしました。この中で、国民健康保険税滞納者の状況、保険税の滞納状況、また納付相談状況、納付に対する意思、健康状況、所得・財産状況等を把握いたしまして、6カ月以上の滞納がある被保険者について納付相談を行い、その状況により1カ月から3カ月の短期証の交付を行っておるところでございます。町としては、更新時において、今後の納付等についての小まめな相談が行えるように、あえて交付期間を短く設定しております。

税の公平性ということも含める中で、有効期限6カ月との御提案でございますけれども、滞納している納税者との意思疎通を図るためにも、現在の運用を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 池田町保険証の未交付数というのが、長野県社会保障推進協議会の調べで、6月6日現在19という数字がありました。短期保険証交付と合わせると、多分100件になるんじゃないかと思うんですけども、その辺よろしいでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 短期証につきましては、3月末現在で議員のおっしゃるとおりでございます。

未交付につきましては、ちょっと今のところ、私の中では、未交付者はないという形での認識で、未交付であっても、もし医療機関にかかった場合におきましては、当然、国保対象者としてみなしておるということで、これを、無保険状態にあるという形ではなくて、何らかの形で交付はされなくても、医療機関からの情報提供によりまして、国保加入者という形での保険対応はさせていただいているという形での認識であります。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） そうすると、もし滞納で、1カ月保険証も短期保険証も持っていない方が病院にかかるときは、町の証明書とかそういうのがないと、何かかかりにくいなと思

うんですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 先ほど申し上げましたように、医療機関のほうから国民健康保険担当のほうに連絡が入ります。その中で、この方は保険証が未交付であるという形ではお話はしておりません。国保加入者として対応させていただいている、医療機関につきましては。

ですので、短期証につきましては先ほども申し上げましたが、納税の義務があるものでございまして、それぞれに、健康状態も含めて小まめな相談をしていきたいという形で、短期証をあえて短くしてあるということですので、納税者との情報の共有をしつつ、納税に向けてお願いをしている状況でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） あえて短くしてあると言われても、短期保険証の方は役場に来る場合は、せめて1カ月でも払わないといけないという頭がありますので、それがもしなければ、やはり役場から足が遠のくという点もあるんです。

何とかその辺、町のほうから短期保険証の方に電話でも訪問でもしていただいて、そういうことを密にいただければなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 現在、短期の保険証の交付の方、また、そうでない方、医療機関にかからないというような方もいらっしゃいますけれども、こちらについては、徴収担当の方でお話をさせていただいて、先ほど、お金を持ってこなければ、短期証が交付できないということではありません。次回に、このぐらいいは納められますよという形で、御相談をさせていただくということでやっておりますので、今、短期の保険証をお持ちの方については、そのような認識ではおられないと。常に情報共有しながら、御相談に乗りながら、今後の納付についてお話を申し上げているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） ぜひ、その人の命、健康にかかわることですので、そこは本当に、町を挙げて対応していただきたいと思います。

次に進みます。

高齢者の足の確保を取り上げます。

今年度から10年間の第6次総合計画が出されました。交通弱者対策として、「現状把握・共有・支援策検討」とあり、5次総合計画と余り変わっていないなと思いました。

交通弱者の方は買い物、通院など、たえず不便を感じながら毎日の生活を送っておられます。バス停まで行けない方は外出にタクシーを利用して、月の負担が1万円を超えると話されておりました。自立されている高齢者が外出を控えがちになると、徐々に社会から孤立していく状況になります。そのような状況にならないよう、早急に手だてを打つ必要があります。

交通弱者移動対策は、前回の回答では、平成30年度は「生活実態とニーズ把握調査」をし、今年度は「協議体を置き、前年度の調査結果を踏まえ、移動支援について研究していく」と回答がありました。

6次総合計画策定のための平成29年度実施のアンケートでは、町が優先すべき分野で、「交通弱者のための交通手段の確保」が第3位になっております。町は具体的な区切りを決めて具体策を打ち出すべきと考えますが、町の方針をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの服部議員の質問にお答えさせていただきます。

団塊の世代が後期高齢者となります2025年には、生活支援を初めとした移動支援について一層問題となると推測されます。

そのため、平成29年度に地域包括支援センターでは、生活支援サービスについての協議を行う支え合い・助け合いの協議体を立ち上げました。昨年度は、地域支え合い推進員等が総合事業対象者、要支援者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯に訪問し、生活実態・ニーズ把握調査を実施してきました。今年度は、協議体におきまして生活実態・ニーズ把握調査の結果からひとり暮らし、高齢者世帯の買い物のための移動支援について、優先事項として検討したいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 前回の回答では、「デマンド交通は経費がかかり過ぎる」としましたが、大町市の交通計画を見ましても、地域によってはデマンド方式を取り入れる計画があります。経費の負担を理由に、デマンド方式を検討から除外するのではなくて、町民の足の

確保のために検討を加えるべきだと考えます。

県は、デマンド交通システム導入に関する事業費に補助金を出しております。導入検討経費の支援として、1市町村当たり限度額100万円、運行支援として限度額200万円の補助が出る制度があります。

また、東京大学が安価でデマンド交通を導入できるシステムを開発して、全国21の市町村が利用しております。東大のオンデマンド交通プロジェクトは「コンビニクル」と呼ばれ、インターネットを運用する方式で、順風路株式会社が運用し、初期費用に約50万円、月の経費は約10万円ということで、町はデマンド方式も検討に入れ、全国の例を参考に具体的に研究をすることを求めますが、町の考えをお聞きます。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 服部議員の御質問にお答えをいたします。

ことし3月に、県の主催で北アルプス地域の公共交通に関する市町村担当者の意見交換会が開催されました。その中で、ほかの自治体では、利用者の減少が課題となっておりまして、利用促進のための見直しが必要になっているとのことでした。

当町では、平成25年に、町内巡回線の運行形態を現在の形に見直しをいたしました。それ以降、利用者は増加をしており、平成30年度と平成24年度を比較しますと、乗車人数は約1.6倍となっております。また、利用されている方からも、定時運行のほうがいいという意見もいただいております。運行形態が定着してきていると認識をしております。

本年度4月から、運行会社が安曇野市でも公共交通を運行している安曇観光タクシー株式会社に変更となりましたが、池田町営バスについては路線が非常に充実しており、町内巡回線については、各集落を回り、フリー乗降も取り入れられているため、よく考えられたシステムで池田町には今のスタイルが合っていると感じているとのことでした。

デマンド方式は、到着時間が一定しないことにより、乗り継ぎの計画ができないため、特に町外へ出かける場合には不都合が生じ、デメリットとなります。当面は、現在の運行形態を継続していきたいと考えておりますが、利用状況を把握しながら引き続き利用しやすい運行に努めてまいります。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 私、最近、特に何とか交通事情を考えてもらいたいということは、高齢者の方から聞くようになりまして、これも前回も取り上げましたが、今回も取り上げ

たんですが、ぜひデマンド交通というのは、それぞれの人の都合に合わせて動くのですから、その乗り継ぎとかそういうのは多分ないと思うんです。

それで、担当が高齢者からどのようなお話を聞いておられるのかわからないですけど、私が聞く話では、ほとんどの高齢者の方は、何とかしてもらえないかっていうような話をすごく聞くんです。

デマンド方式は、ただお金かかるからとか、町の考えから排除するというんじゃなくて、一度これを検討してみる。そのデマンド方式やっている町、生坂をこの前聞きましたけれども、そういうのをやっていくということも具体的に検討してみてはどうでしょうか、町長どうでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 当然、もうこれは町のほうにも耳に入ってきておりますし、直接伺ってもおります。

生坂等のデマンド方式、また安曇野市のデマンド方式、いろいろ研究も進められてきておりますけれども、どれをとりましてもやっぱり一長一短と、簡単にいいますとメリット、デメリットが存在しております。その町村に合わせて、また自治体に合わせてどういう方式がいいのか。

さっき課長の答弁でありましたように、安曇観光タクシーの社長さんは、地域に合わせたやり方をやっぱり考えるべきじゃないかということで、池田町としては今の巡回バスシステム、非常によくできていると。そう考えると、デマンド等を考えるよりも、また今考えておりますのはタクシーの利用ということではありますが、これにどんな形で補助をするのかというところに尽きてきますけれども、ちょっとデマンドは当町では、巡回バスを廃止するなら別ですけども、これだけやっている中でのデマンド方式というのは余り有効ではないかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） じゃ、次に進みます。

高齢者の特殊詐欺防止対策をお願いいたします。

最近、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの世帯に、電話による特殊詐欺が頻発しております。それで松本市、それから安曇野市、伊那市では機器を購入する補助を出したり、それか

ら松本市、伊那市などは装置を貸し出したりしております。

池田町でも、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らしがふえておりますので、ぜひ被害者にならないように、録音装置の貸し出し、または購入の補助を求めたいと思いますが、町の考えをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 服部議員の御質問にお答えをいたします。

まず、当町での特殊詐欺被害の状況でございますが、大町警察署でまとめた被害の認知件数を見ますと、平成26年度に2件、平成27年度に1件発生しましたが、平成28年以降は被害は発生しておりません。

現在、町の対応としましては、特殊詐欺の前兆事案が発生した場合には、大町警察署から被害防止のため広報の依頼が参りますので、防災行政無線で町民の方に注意喚起を図っております。また、青色回転灯防犯パトロールの際にも広報活動を行い、特殊詐欺被害防止を図っております。

電話の自動録音装置につきましては、1万円程度から販売されています。貸し出し、補助につきましては、現在実施の予定がありませんが、そういった機器の紹介も含めて、引き続き啓発に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 以上で服部久子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 薄 井 孝 彦 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

4番に、9番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 9番議員、薄井孝彦です。

今回は、3つのテーマについて質問いたします。

まず、遊休農地を利用した人口増対策についてですけれども、2ページの資料1の北アルプス振興局の「農ある暮らしサポート」、直売所チラシをごらんになっていただきたいと思います。

います。

ここに示されていますように、「田舎暮らし」や「農ある暮らし」への志向が高まる中、北アルプス振興局はＪＡ大北と連携し、農に関心のある移住希望者や定年帰農者など、地域住民の農ある暮らしをサポートすることを目的に、「農あるくらしサポート直売所ええこの里」をこの４月から開設しました。「ええこの里」には営農技術員を置き、希望者に野菜づくり講習会を５月、６月、９月に開催する予定で、そういうふうになっております。

池田町でもこの動きと連携し、アルプスの景観がすばらしい当町の遊休農地での「農ある暮らし」を宣伝し、県内外の人に貸し出し、人口増対策につなげられないか、次の諸点について、町の考え方をお聞きします。

まず、産業振興課長に次の４点をお聞きします。

１点目、池田町における遊休農地の面積はどのくらいあるのでしょうか。また、そこでの野菜づくりは可能なんでしょうか。

２点目に、県内外の耕作希望者が遊休農地を適正に管理することを条件に、農地を貸し出すことは可能でしょうか。

３番目に、耕作希望者がある場合は「野菜づくり講習会」を、ＪＡ大北会染支所で開催できるよう、働きかけられないでしょうか。

４番目に、町の遊休農地で貸し出し可能な農地を、（仮称）遊休農地バンクとしてまとめられないでしょうか。

以上の点についてお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

〔産業振興課長 宮澤 達君 登壇〕

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、薄井議員の質問にお答えいたします。

１点目の、遊休農地の面積、野菜づくりは可能かについてですけれども、昨年８月に、農業委員会で実施した農地パトロールの結果、当町の遊休農地は３,０００平方メートルほどありました。また、その農地は、野菜づくりは可能であります。

２点目の、県内外の耕作希望者への農地の貸し出しですが、農地の所有権や利用権など権利の異動については、農業委員会の許可が必要になります。許可基準の中に、居住地から農地までの距離、農業従事日数等があります。農地の緊急事態に迅速に対応することができる距離として、町内または近隣の市町村、時間にして車で３０分以内に農地に到着できる方、また、年間１５０日農業に従事している方が適当ということになります。

このような事情を考慮しますので、県外など遠方の方に貸し出すということは難しいと考えます。

3点目の、耕作希望者がある場合、「野菜づくり講習」をJA大北会染支所で開催できるよう、働きかけられないかについてですが、農ある暮らし応援事業の主催者であります北アルプス地域振興局、またJA大北に相談しましたところ、本事業の中に、市町村の農業体験の魅力アップの支援などもあり、必要に応じての対応は可能であるとお聞きしております。

また、あわせて、「ええっこの里」で開催される講習会への参加も、引き続き呼びかけてほしいとのことでありました。この件については、関係機関と連携し対応したいと考えます。

4点目の、町の遊休農地で貸し出し可能な農地を遊休農地バンクとしてまとめられないかについてですが、農地については、高齢等の理由でリタイアするので農地を貸したい、または手放したい、利用権を交換して分散した農地をまとめたい、新規就農するので農地を借りたいなど、さまざまなニーズがあると考えます。

現在、農地バンクはありませんが、農業委員会ではこれらの課題を解決するために、毎月、農地利用最適化推進会議を開催しています。その会議には、JA大北会染支所、池田町農業再生協議会、営農支援センター、産業振興課の農政係も参加をしております。

それぞれの機関で把握をしている農地に関する要望、例えば、所有者の意向などを情報共有し、人と農地のマッチングをして貸し付けにつなげており、事実上、農地バンクとして農地をまとめているものと考えております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 農業委員会の規定により、なかなか現実的には県外の人に貸し出すことは難しいと、そういうことの回答だったと思いますけれども、そういうことになれば、住んでもらえばいいと、あるいは近くに住んでもらえばいいと、そういう形になりますよね。

ですから、宣伝をして、近くに住んでもらうようにすればいいというのと、農地法の改正というんですか、何とかそれを変えて県外の人に貸し出すという、その方策というのは考えられませんか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 農地の貸し借りにつきましては、現況のままで大きく変わるというような情報は、今のところございません。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） わかりました。

国の法律のことも絡んできますので、そう簡単にはいかないと思います。

次のほうにいきます。

企画政策課長に聞きます。

町のホームページの移住・定住の欄に、3ページの資料2にあるような、信州あずみの池田移住ガイドブックなどを参考にした「農ある暮らし」を紹介するコーナーを設け、県内外の希望者を募集できないか。

また、そこから町のホームページに、先ほど課長のほうから、遊休農地バンク的なものができるというお話ですので、そこに、その遊休農地から見えるアルプス風景を添付したような形でもって接続することができないか。そういうことができれば、池田町の景観に憧れて、「農ある暮らし」をしたいという人は移住してくる可能性もありますので、その辺の取り組みができないか、お聞きします。

○議長（倉科栄司君） 丸山企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの薄井議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、町のホームページの移住・定住ページの中で、野菜づくりなどをアドバイスする「農ある暮らし」を紹介しておりますが、移住・定住ページの中の、その他の事業の欄に掲載されていますので、別に設けるなど工夫は必要と考えます。

「農ある暮らし」という地域振興局と大北農協の共同での取り組みが始まったところですので、町としてはその動向を注視していきたいと考えます。

このページでの参加者募集は考えておりませんが、希望に応じてこの取り組みを紹介し、つなげていく考えであります。また、相談者が農業を希望する場合は、現在は営農支援センターと連携し、農地の紹介や助言を行っております。農地の適正な管理の面からも同様の考えであります。

遊休農地バンクへの接続に関しては、遊休農地バンク及び情報として公表できるデータがありませんので、接続はできません。今後、遊休農地バンクのようなものができて公開できるようになれば、「農ある暮らし」紹介ページから農業委員会の該当するページへ接続できるように、ホームページを編集していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今のお答えですと、今後、遊休農地バンク的なものができれば、ホームページとうまく接続できるというお話でしたので、産業振興課長にもう一度という悪いんだけど、遊休農地バンク的なものを、できれば年内的に整備してもらいたいと思うんですけど、そういうことはできませんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 今、実際にホームページにアップしている農地の情報というのは、農地を売りたいというものです。売りたい農地についてなかなか買い手が定まらないものについては、大字名までと面積をホームページにアップをしております。

なかなか貸したいというものにつきましたは、機械的にやるのではなくて、やっぱり人が間に入ってやりませんと、誰々には貸すときに、人によって成立したりしなかったりすることがありますので、今のところはマンパワーで行っておりますし、もうちょっと有休農地とかがふえてくれば、また考えたいとは思いますが、現況、先ほど言いましたように3,000平方メートルくらいというようなこともありまして、すぐ年内にできるかどうかということとは、まだわからないところであります。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 町長にお聞きします。

方向としては、遊休農地バンクが、将来的にはやっていくことは可能だという、今、課長の答弁かと思いますが、やはり今、「農ある暮らし」を求める都会も人も含めて、移住してまでもやりたいという方は何人もいると思うので、ぜひ移住・定住対策として、遊休農地バンク的なものを早く整理していただいて、それと、町の移住・定住のホームページと結びつけるような形でもって移住・定住対策を進めていくと、そういうことを進めてほしいと思うんですけど、町長の考え方はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 確かに言われるとおり、農地の有効活用、大事なことでありますし、また移住・定住につながれば、なおさら効果的かなと思います。

農業委員会等、関係機関と検討いたしまして、そのような制度をつくる方向に向かって研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今、研究していきたいという町長の答弁ですので、なるべく早めに研究して、実施に移していただきたい。そういうことを要望しまして、次の課題に移りたいと思います。

「花とハーブの里 池田町」を目指す取り組みについてです。

池田町は、「美しいまちづくり」をコンセプトに、「花とハーブの里づくり」を進め、魅力あふれるうつくしい町を目指すこととしております。そこで、「花とハーブの里づくり」に役立つと考える3つの施策について、お聞きをします。

まず1点目、町内の道路沿いにあるコンクリートプランターの有効活用についてですけれども、「美しいまち」を目指す当町は、その方策の一つとして、第6次総合計画でも「花とハーブ」をふやし、町を彩る修景促進に取り組むとしております。

町内の道路沿いには、大型コンクリートプランターやミニプランター、以降、プランターと呼びますけれども、そういったものが約99基あります。昨年、これらのプランターに植えられていたラベンダーの多くが枯れました。そこで大北法人会の池田支部は、町内の民間事業者の協力のもと、新たな花を植栽する措置をとりました。林中工業団地だとかハーブセンターの前に約27基について、きれいな花が現在植えられておりまして、町民を楽しませております。しかしながら、いまだに管理者が決まっていないプランターが、私の調査では約47基ほどあるというふうに思います。

そこで、プランターの有効活用が図られるよう、町として次の5つの取り組みを考えてほしいと思いますので、町の考え方をお聞きします。

1点目、広報などを通じ、プランター設置を希望する新たな事業体を募集すること。

2点目、管理が必要となるプランターの位置と数を明示し、「花とハーブの里づくり事業補助金」なども活用し、プランター管理者希望者を町民から募集すること。

3点目、管理されていないプランター所有者を確認し、「花とハーブの美しいまちづくり」の趣旨に賛同してもらい、管理の協力を得るよう依頼すること。

4点目、施設のプランターのラベンダー管理、これは剪定、施肥、除草などがあるかと思

いますけれども、について、管理講習会の開催など、町として所有者に援助をしてもらいたいと思います。その4点について、町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、薄井議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の、新たな事業体の募集でありますけれども、道路沿いにあるコンクリートプランターの有効活用についてということですが、道路沿いに花やハーブが植栽されたプランターが設置されているということは、花とハーブの修景促進に効果があると考えます。

しかし、実際、設置するに当たっては、道路管理者との協議ですとか、また、水の供給方法を含むプランターの管理が、持続的に適切になされるか考える必要があり、公に公募する前に、その研究をすることが必要であるというように考えております。

それから、2点目、3点目のコンクリートプランターの位置と数を明示し、補助金を活用したプランター管理者の希望の募集についてと、管理されていないプランター所有者を確認し、管理協力を得るよう依頼することについてでありますけれども、コンクリートプランターなどにつきましては、設置者がわかっているものや不明なものがありますけれども、基本的には設置者ですとか、設置者に依頼された管理者が管理するべきだというように考えております。

プランターに限らず、花とハーブの里づくり事業を推進していく中で、補助制度を活用していただきたいと考えております。プランターの購入についても補助制度の対象となっていることから、補助金を活用していただきたいと思います。

また、管理については設置者の意向もあると考え、募集をする前に、その確認をする必要があると考えますけれども、景観上の問題もあるので、所有者・管理者の確認方法も含め、検討させていただきたいというように考えております。

それから、4点目のラベンダーの管理講習会でありますけれども、今年度、ハーブ普及促進講座を開催する予定であります。その事業の中で、ラベンダー管理講習会を実施していきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ①のプランター設置を希望する新たな事業体を募集するということは、今、県道沿いの管理で、ちょっと問題が出てくる可能性があるので研究したいというふうな

答弁だったかと思いますがけれども、これはあくまでも、県道沿いにあるんだけれども事業所の敷地内ですので、そういった心配はないと思います。

そういったところでないと、そういったところが、可能性があるところが実際にはあるというふうに私も聞いておりますので、そういった事業者が、町からそういう声がかかれば手を挙げてくれると思いますので、そういうことをやってもらいたいということです、その点については、研究も何も私はないというふうに考えていますけど、いかがでしょうか。

それから③の、実際に30くらい、プランターの名前が書かれていなくて、コンクリートプランター、大北法人会じゃなくて、管理されていないものが、実際に放置されているものがあるわけですね。それは多分、そこの前に置いてあるところのが多分所有者だと思うんですけども、それをやっぱり確認していただいて、花とハーブの町づくりをやるんで、ぜひ協力をしてもらえないかということを行政としてやってもらい、町としてやってもらいたい、ということですので、そんなに難しいことではないと思いますので、それはそんなに検討するというような内容ではないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 1点目の件に関しましては、また現場とかを見る中で、また確認をさせていただきたいと思いますし、3点目の件につきましても、やはり今、薄井議員おっしゃるところも踏まえて、所有者ですとか管理者の確認等もしていく中で検討したいということなので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ぜひ、現場を見ていただいて、やっぱり花とハーブの里とうたっている以上は、何らかのプランターがあって、そのまま放置されているというのは、花とハーブの町にふさわしくないと思うんで、なるべくそこをきれいにしようということで、大北法人会も、林中工業団地だとかハーブセンターの前に新たなきれいな花を植えて、努力しているところがもう出てきているものですから、やっぱりそういう動きと合わせて、ぜひ取り組みを強めてもらいたいと思いますけれども、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 議員御指摘のとおりだと思いますけれども、これから十分調査をする中、また希望者と検討する中で新たな設置ができるかどうか、また考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ぜひ、取り組みをお願いしたいということを申し上げまして、次の（２）「花とハーブの里ブランド検討委員会（修景部会）」を再開し、「花とハーブの植栽地」をふやす取り組みの具体化を。について移ります。

「花とハーブの里ブランド検討委員会、修景部会」、以降、委員会は、町に「花とハーブ」をふやし、町を彩る活動を進める町民参加の組織として、平成29年度に発足しました。しかしこの部会は平成30年6月に開催されて以降、開催されておられません。第6次総合計画でも新規の「花とハーブの植栽地」をふやすことを成果指標として上げております。委員会を再開し、その具体化を検討してほしいと考えます。町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、御質問にお答えいたします。

検討委員会ですけれども、正確には、花とハーブの里ブランド化推進委員会のことだと思えますけれども、修景部会につきましては、平成28年度にリニューアルしましたハーブセンターのハーブガーデンの植栽等をしまして、一定の成果が上がったのではないかとこのように考えております。

修景部会につきましては、また開催したいというように考えておりますけれども、今後、町民の意見を聞く場を設けつつ、組織的ではない機動力のある体制も考えていく必要があるというように思います。

第6次総合計画の成果指標としています花・ハーブなどによる新規の植栽・事業の、新規の植栽地については、植栽後の管理が必要であり、給水等の設備、管理体制等の条件から、町有地が望ましいと考えて適当な場所を探しております。今後も成果指標を達成するように取り組みたいと思います。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今、委員会は開催するということで回答をいただきましたけれども、いつごろ開催予定なのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） すみません、期間は決めておりませんが、なるべく早いうちに開催したいと考えております。

以上です

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 実際問題として、構成員の中には、ちょっともう町は、もうそういうことを諦めてしまったんじゃないかとおっしゃる委員さんもいるんです。

ですから、これは余り決してよくないことですから、やっぱり一度早目にやっていただいて、花とハーブの町づくりをどうやって進めていくかという、具体的な方策を検討していただきたいというふうに思います。

それで、町長はブランド推進委員会、先ほどちょっと言葉、間違えてすみませんでしたけれども、その辺の再開を含めて、今後、花とハーブの里づくりをどんなふうに進めていくのか、町長としての決意、それから考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、花とハーブの里づくりということで進んでおります。

一歩一歩でありますけれども、進んでいるということではありますが、ちょっと停滞している部分も確かにあるかなと、そんなところも感じておりますので、今年度、年度かわりましたので、また担当もそれぞれかわりましたので、新たな気持ちでまた取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

町民及び観光客がハーブを理解し、楽しめる池田町ハーブガーデンに向けた取り組みを。に移ります。

池田町ハーブガーデン、以降、ガーデンとしますけれども、は、「花とハーブの里」池田町を推進する基幹的役割を担う重要な施設と考えます。町民はガーデンを訪れ、見て、触れて、香りを感じることで、「花とハーブ」と学び、楽しみ、身近に感じる事ができ、それが第6次総合計画で述べている町民みずからが日常的に花とハーブに親しむことになり、

「花とハーブの町」につながっていくというふうに考えます。

ガーデンは「花とハーブの里 再ブランド化事業」の一環として、平成27年、28年度で総計約3,100万円をかけて整備されました。開園2年目を迎えたガーデンは、ハーブセンターにより適切に管理されておりますが、「花とハーブの里」を推進する基幹的役割を果たすには、次の取り組みが必要かと考えます。町の考え方をお聞きます。

1点目は、6ページの資料3をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、これは花とハーブガーデンの説明の看板なんですけれども、この説明の看板には、各構成部分のコンセプトが書いていないものですから、訪れた人がどういうハーブなのか、ここは何が植わっているのかよくわからない。そういうことがありますので、ぜひそのコンセプトを書いていただきたいということと、それから植栽されたハーブについては、一部については説明看板がついていますけれども、それもちょっと小さいということと、まだまだ多くの植栽されたものに説明看板がついていないので、その説明看板を書いてもらいたい。ハーブの特徴とか利用方法です、そういったものをぜひ設置してもらいたいということが1点目です。

それから2点目は、訪問客に対して週1回でもいいから、ハーブガイドの実施をしていただきたいと。見ただけでは、なかなかハーブというものがどんなものかわからないと思うんです。ぜひ、私の、後で神戸の布引ハーブ園を見に行ってきたんですけれども、そこではちゃんとハーブのガイドをやっていて、説明者がいるんです。やっぱりその説明を聞くことによって、ハーブの内容がわかりますので、ぜひそういうハーブガイドの実施をやるような形をとっていただきたい。

3番目にハーブティーなど、訪問者がハーブのことを楽しめる、そういうコーナーを設置してもらいたいということで。

4番目に、いわゆるハーブの専門家を、やはりあそこの場に雇用していただきたいということ。

5番目に、「ハーブを理解して楽しめるガーデン」にするために、日本の先進的なハーブ園である布引ハーブ園の見学を、町長、産業振興課長、町担当者、ハーブセンター管理者などで実施をしていただきたいということ。

それから6番目に、ガーデンを含めた県道より東側の施設の管理は、那須議員の質問でもありましたけれども、町からの説明がありましたけれども、町で管理したらどうかという案も出ているようですので、私としましては、東側については町で管理してもらったほうがいいんじゃないかと。

その理由としましては、そのガーデンの管理には多くの人手を要しますが、すぐには利潤につながらないと。採算が第一の民間にとって、ハーブ園にとっては、ハーブ園の管理は大変だということと、やはりガーデンが、「花とハーブの里 池田町」の基幹的役割を有しているので、町が管理するのは適当ではないかと。そういう理由で、東側については町で管理することを検討してもらいたいと。

以上6点ですけれども、町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、薄井議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、ハーブガーデンの配置看板にコンセプトをということですが、ハーブガーデンに看板を設置する際、ハーブの植栽内容の変更も想定し、看板の表示内容の変更には費用がかかるということから、コンセプト等の表示はいたしませんでした。コンセプトにつきましては、パンフレットを作成しまして対応しております。

また、ハーブごとの説明については、植栽されているハーブの品種が多く、大きな説明版を設置すると見づらく悪くなるため、小さな表示板を一部に設置してありますけれども、表示面積が小さいため、QRコード表示などで、スマートフォン等で閲覧できる仕組みについて検討をしているところであります。

それから、2点目のハーブガイドの実施、3点目のハーブを楽しめるコーナー設置、4点目のハーブ専門家の雇用についてでありますけれども、ハーブガイド、またハーブを楽しめるコーナー設置につきましては、ハーバルヘルスケアトレーナーの人数もふえてきていることから、ハーバルヘルスツーリズム事業とあわせて検討していきたいというふうに考えております。

また、専門家の雇用については、過去にも適当な人材を探していましたが、見つからなかったという経過があります。引き続き、人材を探していきたいというように考えております。

それから5点目の、ハーブの先進地でありますけれども、先進地視察につきましては、ハーバルヘルスツーリズムを具現化するため、事業に携わるハーバルヘルスケアトレーナーのスキルアップ研修を、ハーブ園の管理も含めて行う予定であります。視察先ですとか、参加者につきましては、今後検討していきたいというように考えております。

それから、6点目の、主要地方道大町明科線の東側の施設の管理についてでありますけれども、先ほどの那須議員の質問でも答弁させていただいたとおり、町としましては、県道西

側の施設と東側のハーブガーデン等を分けて管理をするということを検討しておりました。
また、ハーブセンター、農産物加工施設の契約更新時にあわせて、管理方法については検討
したいと思います。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） まず1点目で、コンセプトについては、一応パンフレット、季節によ
って変わるから固定的なものはできないということで、パンフレットでの対応をしたいとい
うことで、それは一理あると思いますけれども、ただパンフレットが、私の見る限りではど
こにあるかわからないんです。

ですから、あそこの看板の近くがいいのかどうか、あるいは足湯のところがいいのかわか
りませんけれども、パンフレットをちょっと置いて、それで訪問者がとれるような、そうい
う措置を検討してもらいたいと思います。それが1点です。

それから説明の看板はQ R Cといういことで、それは持っている人はいいかもしれないん
ですけれども、誰もがそれを持っているわけじゃないんで、やはり他のハーブ園見ても、ある
程度大きく、少なくともこの程度ですよ、このくらいの程度の看板にはみんなしてありま
すので、ちょっと今のは余りにも小さ過ぎますし、それからやっぱり高さが低いものではな
ら、植物が大きくなってくるとわかんなくなっちゃうんですよ、見えなくなっちゃう。そう
いうこともありますので、もう少しその辺のところは検討してもらって、特に他のハーブ園
の表示板も見えていただいて、検討していただきたいと思います。

それから2、3については、今後、ハーバルヘルストレーナーを含めて検討したいという
ことですので、それはそういうやり方でいいと思いますけれども、ぜひそんな形でもって、
やっぱり説明的なものが入ると全然違うと思いますので、今のままでいきますと、全く説明
を何も無いもので、ただ見るだけですから、見た人がとどまらないというかそういうことも
ありますので、やっぱりその辺のちょっとことを考え、あるいはイベント的なことを、今の
段階じゃ無理かと思いますが、今後はイベント、月一編くらいハーブのことがわかる
イベントをやるとか、そういったようなことも含めて、やっぱり3,100万円もかけてつくっ
たわけですから、来た人が楽しめて、また来るというようなハーブ園にしていく必要がある
と思いますので、ぜひその辺のところを検討してもらいたいと思いますけれども、4番目の
町長にお聞きしたいと思いますけれども、「花とハーブの里づくり」を進める上でどんなハー

ブガーデンを目指して、その実現のためにどのような措置をとるのか、町長の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、ハーブガーデン、リニューアルして2年目を迎えております。

どのようなハーブガーデンということになりますと、やはり町民の皆様にとって親しみやすい、またハーブを楽しみ、気軽に足を運んで、心が安らげるような場である。また来訪者の皆さんにとっても、気軽に親しんで、いつも新たな発見があったり、癒しと感動を感じられるような、そんなハーブガーデンを目指してまいりたいと考えております。

そのためにどうするかということですが、リニューアルして2年目に入りましたが、多くのサポーターの皆さんのお力添えもあり、整備が進められております。今後は皆さんの御意見を伺いながら、委員からの御提案も含めて、池田町らしい魅力あるハーブガーデンとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ハーブガーデンについては、外のほうはハーブガーデンという形でしたけれども、温室の中と私は一体のものというふうに考えるわけです。

ですから、温室についても、たしか生活の木のように委託をして、外のハーブガーデンとあわせて改修計画をしていくという計画が、多分あったんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところを含めて、やはり温室とガーデンとが一体となってリニューアルをして、魅力的なハーブ園にして客を呼んで楽しませていくという、そういう形が必要かと思うんですけれども、その辺のところについて、温室のほうの計画はどんなふうになっているのか、また今後どのようにするのか、その辺のことをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） たしか、生活の木からの提案は、ハーブ園ですとか足湯のほうは提案していただいたんですけども、温室のほうについては、まだちょっとそこまではいってなかったような気がいたします。

また、温室のほうの活用につきましても、またハーブガーデンとあわせて研究をしていきたいなというように考えます。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） たしか、温室についても、私は前の振興課長さんから調査計画書を見せてもらったような気がするんです。

ですから、ちょっとその辺のところはもう一度確認をしていただいて、たしか、生活の木のほうから提案が出ているはずですので、それも含めてハーブの里研究推進委員会の中で、温室も含めたハーブガーデンの利用、ハーブの、あそこへ行ったらどうするのかという、どのようにしていくのかという、そういうことをちょっと推進委員会の中で検討してもらいたいと思いますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 温室につきましては従来からの大きな課題で、なかなか思うようにいかないというのが現状であります。

今、議員御指摘のように、皆さんの御意見伺いながら、何とか方向、今年度は見出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今、町長のほうから、今年度、ぜひその辺のところを見直していきたいということですので、まずそんな中で検討していただいて、本当に3,100万円が生かせるようなハーブ園、それから温室も含めて検討を実現させていただきたいと思います。

では、最後の交流センターの使用料減免などについてお聞きします。

まず、町民活動支援のための町登録団体の交流センター使用料に減免措置を、に移ります。

3月議会で、交流センターでの町民活動支援のため、池田町社交ダンスクラブ、町体協所属などの、町登録団体の交流センターでの使用料減免処置を求め、町長は「関係者の声を聞いてみたい」と回答しました。5月15日、町は関係者の声を聞き、「検討する」旨の回答をしたと聞いております。その後の検討状況をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

○副町長（小田切 隆君） それでは、町の対応について御説明申し上げます。

当日、社交ダンスクラブのほうから3名お越しいただきまして、詳しい事情をお伺いしております。そのときの町の答えといたしましては、ただ単に検討するということだけではな

くて、もう少し踏み込んだ話をさせていただいております。

内容といたしましては、以前ありました減免団体登録制度を復活させるということでございます。ただ、その減免率につきましては、今後検討の余地がありますねということでお答えをさせていただいております。

ただ、この問題につきましては、交流センターのみならず、全公共施設全体にかかわってくる問題でございますので、今後につきましては、政策会議の中で十分に揉みながら、同センター供用開始までには何とか間に合うように、結論づけを出していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 町長、具体的に減免率の関係なんですけれども、その辺の考え方というのはどうなのでしょう。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、副町長答えましたとおり、これから検討して、どの辺が適正なのか考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） これから検討するということですが、今1時間当たり、社交ダンスクラブ、350円ですか、いう形で使っておりますけれども、やっぱりそれに近い額で使えるような形の減免率を、ぜひ検討してもらいたいと思います。

実際に、ほかのいわゆる施設との関係が出てきますので、これを実際にやる、もう9月からの開始という形になりますので、今後やっぱりその条例改正的なものが多分出てくるんじゃないかと思いますが、その関係についての町の取り組み、考え方というのはどうなのでしょう。

○議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

○副町長（小田切 隆君） まず1点目は、要綱上の整備、当然必要なことになってまいります。

ただ、町につきましては、使用料の減免につきまして、1つの要綱で各施設を列記をして

いるような形になっておりますので、その要綱整備自体は、方針さえ固まれば、そう問題はないかなと思っております。

一番時間のかかるのは、こういう制度にしましたよということを、いかに早く周知できるかということ。そして、登録して、当然こちらのほうからは許可を出さなければいけないということがありますので、恐らく募集には1カ月くらいの時間をかけないと、なかなか集まってこないだろうというようなことがございますので、要綱のほうは、もう早く整備をさせていただきまして、あとは募集、そして実際の通知、その結果をまた一覧表にして各公共施設にも配付しなければならないということがありますので、一見、秋口にオープンするのでそれまでにというようなこともありますけども、実際そんな悠長なことをしていれば、当然間に合わないという危機感、私持っておりますので、早目に動き始めていきたいと思っております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 一応9月開館ということですので、恐らく議会にかけてこざるを得ないと思いますので、実際に早くやったとしても9月以降という形になりますので、議会の承認を得なければいけないので、それで、その辺で臨時議会を開けば、また話は別なんですけれども、もし9月議会にかけるとすると、実際に動き出すのは10月という形になりますので、9月は、前、ほかの議員からも提案が出ておりましたけれども、町民の皆様は大いに使っていただいて、楽しんでいただいて、今後の利用につなげたいという形で、9月についてはお試し期間ということで、一応交流センターについては使用料を無料にするという方向も、意見として出されていたと思いますけれども、その辺についてはそんな方向でお願いできませんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

○副町長（小田切 隆君） 以前からもありましたし、今も薄井議員からございました。

とりあえず、きょうは、御意見として伺うということだけでとどめさせていただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ぜひ、そんな方向でやっていただいて、それで、10月からは新たな減免率の方向で実施できるような、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

2 番目の、交流センターがより町民参画の運営となるよう交流センター運営協議会の設置を。に移ります。

3 月議会で、交流センターがより町民参画の運営となるよう、交流センター運営協議会の設置を求め、教育長は「検討する」と回答しました。その後の検討状況をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの薄井議員の御質問にお答えいたします。

交流センターの運営については、既存の組織を活用していきたいと考えております。具体的には、社会教育委員会より交流センター全体の運営について、公民館運営審議会からは公民館運営について、図書館協議会からは図書館運営について、それぞれ意見、御要望等をお聞きし、運営に反映させていきたいと思ひます。

議員の御提案の新たな運営委員会の設置を検討してまいりましたが、交流センターは、公民館と図書館の複合施設であり、それぞれ動いている組織のほかに、社会教育委員会とは別の新たな運営協議会を設定するのは、屋上屋を重ねるということになりますので、公民館運営協議会、図書館協議会による合同会議を開催するなど工夫し、効果的かつ総合的に御意見、御要望をお聞きしていきたいと思ひますので、御理解をお願いいたします。

なお、実際の利用者であります芸術文化協会の皆さんやかえでの会のみなさん等からも、折に触れ御意見を伺いたいというように考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9 番 薄井孝彦君 登壇〕

○9 番（薄井孝彦君） 新たな委員会というのは、立ち上げるとそれだけで人件費もかかりますし、そういうことも理由の一つじゃないかと私は思ひますけれども、ただやはり、先ほど言ひました、今、課長が言ひましたように、多くの人から、町民から運営について意見、要望を聞くということは非常に重要なことですので、ぜひ年 2 回くらい、町民の意見を聞く場というのを設けてもらいたいということが 1 点と、それとあわせて、やはり公民館の運営とか図書館の運営について、識者、知見を持っている人の話を聞いて、そして、参考にしていくというようなことで、講演会もあわせて、意見を聞く会とするようなことを計画してもらいたいと思ひますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） 薄井議員のおっしゃるとおり、やはりそういうような会議の

ほうも年2回ほど計画し、実際に始まって、動き出して見えてくる部分も多々あるかと思っています。皆様から実際に使っていただいて、貴重な意見も、これからどんどん出てくるかと思っていますので、そういうような意見を広く聞く場を設けていきたいというように思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） わかりました。

事前の策として、そういう形でとりあえずお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

3番、旧関邸にあった香川景樹の歌碑を有明山の見える交流センターに施設を。

3月議会で、旧関邸にあり、現在、町公民館南にある香川景樹の歌碑を、有明山の見える交流センターに移設するように求め、生涯学習課長は「文化財保護委員会で検討する」と回答しました。その後の検討状況をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

歌碑につきましては、交流センターの敷地内に単独で設置するのがふさわしいのか、または、石碑・歌碑が集まる現在の公民館の周辺に設置するのがいいのか検討してまいりました。

最終的には文化財保護委員会におきまして、北アルプスを望める交流センターの敷地内設置がふさわしいという判断をいただきましたので、直ちに移設場所を決定し、交流センター竣工までに移設をすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございました。そういう方向でお願いします。

あわせて、ぜひ香川の歌の意味だとか、あるいは関さんと香川景樹のつながりだとか、それと池田学問所の関係、それから、ちょっと忘れてしまいましたけれども、そういった歴史的な背景を書いた説明看板もあわせて設置をお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問ですが、場所も北アルプスが望めて、看板

に関しましても、最低限のことは説明を入れられる看板を設置するという予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございました。そういう方向でお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉科栄司君） 以上で薄井孝彦議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 大 厩 美 秋 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

5番に、2番の大厩美秋議員。

大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 2番、大厩美秋、これより一般質問を始めます。

私、新人議員としまして、本日が初の一般質問になります。町の気持ちをしっかりと伝えていけるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つあるうちのまず1項目めですが、各地区に設置された遊具施設の取り扱いについて始めます。ちょっと詳細、間違っていたんですけども、私の言葉のほう为正解ですので、このまま続けさせていただきます。

3丁目のやすらぎの里に隣接してあります町営住宅に屋外遊具があるんですけども、近隣住民の方々から使用禁止となっているんですけども、今後このままでは、特に安全面において

問題だという意見が出されています。

今回は、3丁目地区の屋外遊具使用禁止が発端なんですけれども、今回は同時に、現在の池田町各地区の屋外遊具全ての取り扱いについてお聞きしていきます。

まず現在、池田町の各地区に設置されている屋外遊具は、もちろん点検業者によって点検されていると思うんですけれども、その総合判定の現状も含めて、現在何カ所あり、あと滑り台とかブランコ等、幾つの遊具があるのかというところを、まずお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 宮本瑞枝君 登壇〕

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの大厩議員の質問にお答えします。

現在、池田町には16カ所で48基の遊具がございます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） あと、引き続き、また質問になるんですけれども、点検業者におかれまして点検の総合判定についても、すみませんが、引き続き回答をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 毎年、地区を区切って点検しているところなんですけれども、まず健全であり、修繕の必要のないA判定は1基もございません。軽微な異常があり、経過観察が必要のB判定は10基、異常があり、修繕または対策が必要のC判定は24基、危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要、または破棄し更新を検討のD判定は12基であり、全体の75%を占めるC及びD判定の36基については、使用禁止とさせていただいております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 遊具の数と、今の点検での現状の遊具の程度というか、そうしたところがわかった中で、75%がC、Dという判定について、現在は、もうCとDについては使用禁止という表示がされて、実際使われていないものが現状だということで、そちらのほう把握いたしました。

それでは、続いて、またこれも最初に戻るんですけれども、町営住宅の屋外遊具は、こちらのほう以前お伺いしたときには、平成5年に建設されたということで26年経過しています。

使用禁止に至るまでは、重立ったところでは老朽化が主な原因と思われるんですけども、同等の経過年数の遊具は何カ所あるか。同等というか、そのほかのところの経過年数、わかる範囲での回答をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 経過年数については、全部について把握はできておりません。

ほとんどが集落センター敷地内や神社の中に設置されておりまして、集落センターの建設時に設置したものであれば、大部分が20年以上は経過しているというふうに思われます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） では、大体のところが20年以上、遊具が経過しているというところわかりました。

自分も調べた中では、遊具業界では、言葉としては標準使用期間ということであってうたわれています。それで、町営住宅の遊具については、全てほとんど木製でつくられている遊具です。当時は自分も覚えているんですけども、木でつくられた遊具というものが貴重でもあるし、温か味もあるし、いいものだなと思っているんですが、これがやっぱり26年たつと、もう近寄るのも嫌なくらいな、景観を損ねるくらいのところまで来ちゃっているというのが、今現状です。

それとあと、鉄製の遊具については、15年ということが標準使用期間としてうたわれているというところ、一応参考とさせていただきます。

それで、今、宮本課長のほうからも説明ありましたが、現状、今、町の遊具につきましても、もうほとんどのものが老朽化されて、要はもう使われていない状況、使用禁止になっているという状況になっています。

こういった、あるのに使えない状況にある遊具について、安全面において私としましては、まず見た目の悪さもあるんですけども、まずは少なくとも撤去をしていかなければならないことだと思っております。

この程度からいきますと、もう撤去がずっと進んで、まずは撤去を進めていくことだけで手いっぱいなのかなといったような現状であるんですけども、そうは言っても、また子供が遊べる場所がなくなることも問題でありまして、そういったところも含めまして、町としての今後の取り組みについてお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 先ほど回答しました75%のCまたはD判定の遊具につきましては、補正等で対応して順次撤去する方向で考えております。

また、今後の取り組みについてですけれども、将来的には、池田町全体で数カ所程度に遊具を設置し、集中管理して、安全に子供が遊べるというところを視野に入れて考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 今、順次撤去を考えていると言われましたけれども、そこは最低限、こちらのほうもそういう思いなんです、期間的なところ、まずは、一度に全部取り組めというわけじゃないんで、やるとすれば1カ所ずつどこからやっていくかというところになってくると思うんですけれども、そういった一度にやるということまでは考えてはいないと思うんですけれども、順次ということで、まずいつごろから取り組んでいつごろまでにはというような、そういった計画はお持ちでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 今考えているスケジュールとしましては、9月補正で撤去の補正というところを検討してございます。

そしてまた、年内中に、各自治会の皆様であるとか神社の担当の方と詰めながら、順次撤去という形で、できるだけ1年ないしは2年の中ではという、スケジュールで検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） はい、わかりました。

こちら撤去等には、当然、費用が関係してくるところもありますので、そういった中で予算どりの段階で、直ちに対応のほうを要望いたします。

あと、ちょっと今この辺の話を聞いた中でも、今まで、もう、たまたまなのか、ことし、こういった遊具の全体のことで、私のほうを話させていただいているんですけれども、でも、この遊具というものは1つとっても、最低でも平成5年に建設されたものが、今26年経過し

ているんですけれども、その26年たつまでの中で点検が入りました。B判定というところが先ほども言われましたけれども、使用禁止にはなっていないんですけれども、部分的修繕が必要なものがBランクということで、そういったところで、遊具が設置されてからその遊具というものは、その点検によって修繕等は繰り返されてきたのでしょうか、その辺わかったら教えてください。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの質問ですけれども、修繕をしていたときもございました。

ただ、全容については、すいませんが把握のほうできておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。

それでは、要は現状はもう、C、Dで使用禁止があるといったところで、今後の対応についても今、9月以降ということで、そちらのほう迅速な対応をお願いいたします。

それでも、今までこういった遊具の取り扱いについては、毎年その修繕に当たる予算というものはあったと思うんですけれども、そちらのほうも、またそれが毎年毎年、適正な修繕に充てられていたかというところも、また調べていただければよいかと思います。

これは、ことしに限ってじゃなく、こういった状態が今日まで来たということは、そんなに管理をされずに老朽化が進んで、一度に今ここで使用禁止のものが出てきちゃっているんだなというところを感じられます。

それが今、これをきっかけにしまして、町の遊具を全体的に撤去して新しく設置するところの見直し、この辺のところ、大分もう予算的にもふえてくることだとは思いますが、少子化と言われてはいるんですが、こういった施設は今後も全部とはいえないかもしれないんですけれども、適正な箇所を検討した上で対応していかなければいけないと思いますが、この辺の今後の迅速な対応を本当に望むんですけれども、そちらについての考えを町長、お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 子供さんの遊具につきましては、非常に危険度の高いものについては、早急に撤去しなければならないということで考えております。

今、課長が答弁いたしましたとおり、1年ないし2年ということではありますが、危険な順から撤去ということで考えておりますし、また非常に規格が難しいというか大変厳しくなってきたので、安直にこれから遊具を設置ということもできません。

さっき答弁いたしましたように、ある程度場所を絞っていきながら、計画的に設置をしていくというところが、今、町の考えている方向でございます。よろしくお願いいたします。

以上です

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） それでは、今、言われましたように迅速な対応ということで、撤去のほう、そして今後の設置についても、慎重な検討をされた上で対応のほうを望みます。

それで、最後になりますけれども、現在75%でC、D合わせれば36カ所、使用禁止といった表示がされていると思うんですけれども、私もある程度、見られるところは見たんですが、そういった中で使用禁止の表示がされているんですけれども、場所によっては、もう外れかけていたり丸まっちゃったり、あとは使おうと思えば滑り台が上れちゃったりとか、そういったところで、少し不十分な対応かなという感じられるところがあります。

こちらについては、もう早急な対応で、少なくとも撤去されるまでの管理はお願いしたいと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 担当の職員のほうと見回りのほういたしまして、適正に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。対応のほうをお願いいたします。

私も、全ての遊具をまだ見られていないところもありますので、表示板取り付け等、協力できるところは同時にしていきたいと思っております。

それでは、2つ目の池田町社会資本総合整備計画で整備された道路安全対策について、移らせてもらいます。

町道739号線、要は1丁目交差点から旧県道線までの道です。それと町道740号線、旧県道線から高瀬中学校の校庭南側の道になります。そして、町道251号線、こちらは総合体育館

西側から県道上生坂信濃松川停車場線となっているんですけれども、要は3丁目の交差点から高瀬橋、松川につながる道になっております。

こちらが、今年度施工分を残してほぼ開通して、交流センター総合体育館、あづみ病院等の利用者に大変有効な道路整備になったと思われれます。これから池田町内外の人たちに知られていくことによって、交通量の増加が見込まれると思われれます。

今回は、これらの道路整備に伴い安全対策について確認も含め伺い、特に旧県道線との交差点について伺っていきます。

まず、この交差点ですけれども小・中学校に隣接しておりまして、特に登下校の時間帯は歩行者が多い道になっております。現在、豊町側は道路拡張工事のため通行どめの状態ですけれども、終了すれば、歩道も完成し、横断歩道の申請も必要かと思うんですけれども、歩行者の安全が守られるために実施すること、それと、横断歩道等の申請状況も含めて伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、社会資本総合整備計画で整備した道路と町道旧県道線との交差点の横断歩道についての御質問にお答えします。

現在、旧県道線の交流センター西側交差点から南側の道路を、昨年度と今年度の2カ年で、歩道付きの拡幅整備を行っております。また、本年度の社会資本整備総合交付金事業では、あづみ病院前から県道上生坂信濃松川停車場線までの整備を予定しております。

これらの道路が整備されますことによりまして、交通量の増加が想定され、特に旧県道線は、小・中学生、高校生の多くが通学に利用しており、現在工事を行っている旧県道線の道路拡幅で歩道が整備されますと、道路を横断する歩行者の安全確保から、横断歩道の設置が必要な状況となっております。

このことから、この交差点の構造及び安全対策として、昨年7月に、道路法に基づく交差点協議を公安委員会で行い、横断歩道を設置することで協議済みとなっております。

ただし、この横断歩道は、道路整備により必要となることから、町負担で設置をお願いしたいということでありましたので、現在進行中の社会資本整備総合交付金事業ではなく、町単独事業である旧県道線の道路整備の中で設置する予定でおります。

なお、設置後の横断歩道は、公安委員会の扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 横断歩道の設置につきましてはわかりました。

あと、こちらの交差点につきましては、子供、主に子供たちの歩行が多いといったところで、交差点となっているわけですがけれども、こちらが先ほど言いましたけれども、歩行者の安全が守られるための設備、設置するもの等いろいろあると思うんですがけれども、ガードポスト等もあるかと思ひますし、路面標示もあったりするかと思うんですがけれども、そういった安全対策についてお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） お答え申し上げます。

この交差点につきましては、横断歩道とは別に安全対策として交差点の角にガードポストを、ガードレールの柱でございますけれども、それを立てまして、緑と白の反射テープを巻いたガードポストを設置する予定であります。

それと、あとこの交差点、南北のほうかとまれということになってございまして、その関係で今現在は停止線とまれという形で路面標示してございますけれども、ここの部分につきましても、とまれの部分を赤色に囲いまして、特に目立つような標示、ベンガラ色と言いますが、赤色の四角で路面に囲って、その上にとまれという表記をして安全対策を図っていききたいと、そんなふうに今現在考えております。

また、公安委員会との協議によりまして、横断歩道のところには、横断歩道ありの標識も設置してまいりますし、あと警戒標識等もそれに合わせて整備をしていく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。

それで、ガードポストのほうに今触れていただいたわけですがけれども、具体的にこれ、ガードポスト、もう完全な交差点になっております。

それで私もここを見たところでは、交流センター側の旧道沿いの横断歩道に2カ所、白と緑のガードポストも設置されてありましたけれども、ほかのところが今、オレンジ色と白のラインの、触ると曲がる柔らかいタイプのものも設置されている状況ですが、要はここが変わるかと思うんですがけれども、ちょっと具体的にこのガードポスト、どちらのところに設置されるのかといったところ、あと本数的なところを説明お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） お答え申し上げます。

ガードポストの関係でございますけれども、ちょうど交流センターの反対側になりますから西側でございますけれども、その位置には今現在、オレンジ色のソフトのラバーポストといえますか、曲がるタイプのものが設置されております。

交流センター側のほうは、先ほど申し上げたガードレールの柱に反射テープを巻いたポストということで、ここの部分は、巻き込み防止ということで効果があるわけでございますが、西側のところにつきましては、今、曲がるような状況のポストということで、巻き込み防止には対応できておらないということで、横断歩道を今現在、南側に道路改良で行っておりますけれども、それがまだ未完だったために、仮設的に今現在のラバーポストというのを設置してございます。

その部分が4本ございまして、新規に設置するのが5本、そのオレンジ色の取りかえを予定するのが4本という形の予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。

私も現場に何回か見た中で、ガードポストの必要性は、最近の高齢者の交差点での事故等も、いつもニュースで流れているところを見た中で必要なのかなと思い、今の説明の中では、現状を考えれば、必要な本数設定されているのかなといった判断、私のほうもいたします。

それで今、豊町のところも大分、今、通行どめにはなっているんですけども、道のほう完成してきているところ見受けられます。そういったところの工事の進捗状況も踏まえた中で、こういった安全対策のガードポスト、標識関係等についての設置される時期的なところをお答えいただけますでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） お答えいたします。

今現在は舗装が終わっていて、今、通行どめという形です。今週末になりますが、路面標示の部分を施行するという予定になっておりまして、その路面標示に当たって、交通を開放していますと、うまくその上に、先ほどのベンガラ色の、交差点に赤色のマークを入れると、それが接着できないということがありますので、それまでの間は通行どめという形の措置のとらせております。

今週末には、区画線の間係を、それ以降にガードポストの間係を施工いたしまして、工期が6月末が工期となっておりますので、それまでには完成するという予定であります。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。

そちらの予定どおりの進行のほう、また見ていただくようお願いいたします。

そして、それでは続きまして、今度はその延長で西側に向かう町道740号線なんですけれども、今の交差点、旧県道線から高瀬中学校の校庭の南側に当たる道になりますけれども、こちらの道で西から東へ向かって、要は旧道線へ向かってなんです、走行する場合に急な右カーブと左カーブが連続し、すぐに旧県道線との、今、話していた交差点に差しかかるという道になっています。

こちらの道、高瀬中の校庭の南側はストレートの道で一気にカーブというところで、その先には横断歩道、交差点があるといったところで、十分な減速を促す対策が絶対に必要と思われまゝ。道路標識のほかに、路面標示の減速マークであるV字、でこ等の標示も必要と考えられまゝ、この辺の町の対応をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、町道740号線における、旧県道線との交差点手前の減速対策についての御質問にお答えいたします。

大口議員のお話のとおり、町道740号線を西側から走行した際、2つの連続したカーブの先に、旧県道線との交差点がある道路となっています。交差点手前から交差点内の安全対策や、先ほどの横断歩道の設置においても、通行車両が横断歩道の手前で安全に停止できるよう、減速を促す対策が非常に重要となってまいります。

この件につきましても、公安委員会に意見聴取を行い、交差点手前での減速を促す路面標示につきましても、740号線を西側から走行してくる車両に対し、カーブから交差点にかけて、センターラインと路側ラインの内側に破線を引く減速標示で、車線幅を狭く見せる視覚効果による減速対策を行う予定であります。また、道路標識につきましても、交差点ありの警戒標識を設置し、注意を促す対策を行ってまいります。

今後、社会資本整備総合交付金事業で実施している町道251号線の道路整備が完了し、全線利用可能となった際には、通行車両の増加など、交通の流れが変化するものと予想されております。交通の状況を注視し、対策が必要となった場合には、警察署と協議しながら安全

対策への対応に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 今の説明でわかりました。

私の思っているところも、今説明の中には含まれておりましたけれども、こちらのカーブの中での、要はドットマークといった対策だと思うんですけども、センターラインと路側のラインの内側に、点線のまた白いラインが引かれるということでもいいかと思いますが、そちらのほうの対応も迅速にお願いしたいと思います。

それとあと、こちらの740号線、今度は逆に、この交差点から西へ向かうときには、こちらの緑地帯のところ右カーブがあるんですけども、そちらのほうは、私も以前これは確認した中で、ガードレールが2カ所設置されますよということで伺っているんですけども、まだ、きょうも見たときに設置まだされていません。駐車場のほうも舗装終わっているところも見受けられますけれども、こちらはもうちょっと車に対応しての安全策なんですけど、こちらのガードレール、具体的にいつの設置か教えてください。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） お答え申し上げます。

先ほどの交差点に設けるガードポスト、それと同時に施工する予定であります。来週中になりますか、今月末までには完成する予定であります。

ここのカーブの部分にガードレールをということで、前々から町民の方々からいろいろ御指摘をいただいていたわけですが、この740号線の施工に際しましては、まずはこの公園の設置といいますか、その設計がまだできておりませんで、どういう入り口、どこの部分で入り口になるのか、その公園がどのぐらいの高さになるのか、その辺が不明でありましたので、この740号線の道路改良では施工を見送りまして、今現在、単独事業で行っております旧県道線の中で出入り口の部分が確定しておりますし、高さの関係も公園のほうが高くなっていることで大変危険な状況になりますので、公園の進入路の左右に、町道でいいますと南側と西側になりますか、左車線側です。そちら側のほうの進入路の左右のところにガードレールを設置する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。

こちらも引き続き、6月末、今月末ということですので、作業のほう進捗お願いいたします。

それで、あと最後になりますけれども、今こちらのほうを伺った中でも、交差点においても、今できる安全対策としては、できることとすれば本当に最大限の対応かなと、自分のほうも思っておりますが、ただ、道路整備によって交通量増加に伴いまして、中では今後、信号機の設置の要望も出てくることも考えられます。

しかし、私もこれ、大町警察署交通課等行って、説明、そういったところの基準等のお話は伺ってきたわけですが、設置基準がありまして、現状では厳しい状況ですといった回答の中で、可能性としてはゼロではないですよというところまでの話は伺ってきました。

こういったところも踏まえまして、今後のところ、動向調査は必要と考えるんですけども、町の対応をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 大厩議員の御質問にお答えいたします。

信号機の設置につきましては、交通の安全と円滑を図ることを目的に、県公安委員会において交通量や道路形状、緊急性、必要性等を総合的に判断し設置するものとなっております。

その判断基準として、平成27年に警察庁が定めた信号機設置の指針が制定されており、設置の条件として、全ての条件に該当しなければならない5つの項目と、いずれかの条件に当てはまらなければいけない4つの項目が定められております。中でも、自動車の交通量につきましては、主となる道路の交通量が最大となる1時間に300台以上であること、また、交差する道路につきましても一定の交通量が必要であることなど、条件が規定をされております。

現状では、交通量も少なく設置の対象とならない状況ですが、今後、全線開通した段階で交通の流れも変化していくと思われますので、状況を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 今後の、確かに設置基準、そういったところをクリアしなければいけないというところがあると思うんですけども、そのためには交通量の増加といったところ、そういったところの動向は定期的、常に調査をしていただきながら、今後の対応に、スムー

ズに対応できるような体制は整えていっていただきたいと思います。

ということで、私の一般質問、以上とさせていただきます。

○議長（倉科栄司君） 以上で大厩美秋議員の一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時50分

令和元年6月定例町議会

(第 3 号)

令和元年6月池田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月19日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	竹内延彦君	総務課長	宮崎鉄雄君
企画政策課長	丸山光一君	会計管理者兼 会計課長	伊藤芳子君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長 補佐兼 総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長 塩川利夫君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議をこれから開きます。

開議に入る前にお願いを申し上げます。

発言をされる際は、できるだけマイクに近づいて発言をされるようお願いを申し上げます。

宮本健康福祉課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

宮本課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

きのう、大厩議員より質問のありました件について回答をさせていただきます。

遊具の修繕につきましては、平成25年度以前は点検とあわせて実施してきましたが、平成26年度になり基準が一層厳しくなりましたこと、及び遊具の老朽化により、修繕より撤去という方針をとってきております。平成29年度は7基、平成30年度は23基撤去しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎一般質問

○議長（倉科栄司君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 大 出 美 晴 君

○議長（倉科栄司君） 6番に、7番の大出美晴議員。

大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） おはようございます。7番、大出美晴です。

2日目、1番ということで、よろしくお願いいたします。

まず、昨夜、新潟、それから山形と大きな地震があって、けが人あるいは被災された方もおられると思います。この場をかりて、お見舞い申し上げたいと思います。

それにつけても、池田町でも防災について、これからもしっかりと取り組んでいかなければ、いつ何が起きるかわからないという戒めになったのではないかなというふうに思います。中国のほうでも大きな地震がありましたし、今、日本海側のほうが、ちょっとどんなふうになっているか心配するところであります。

前置きはさておきまして、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つとして、ふるさと納税制度を利用し財政面に反映する町長の意気込みはということで、現在、寄附金は2,800万円ほどで、前年に比べると40%近い伸びであります。また、寄附件数は8割ほどの増加があるということです。これは、ひとえに町職員の努力のたまものと感謝をし、評価するところです。

ところで、ふるさと納税制度を利用し、池田町もさあやるぞと意気込んだころは、目標も5,000万円とし、気合いが入っていたように感じますが、今はどうなのか、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問2日目、御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの大出議員の質問にお答えさせていただきます。

平成30年度のふるさと納税の状況につきましては、先般御説明をいただきましたが、件数及び金額とも、前年度よりふやすことができました。これにつきまして、町職員への努力について評価していただきまして、ありがとうございます。職員も励みになり、より一層の努力をしてくれると思っております。

平成28年度は寄附額の目標を5,000万円として取り組みましたが、自治体間での返礼品競争が加熱する中、高額な返礼品等の自粛を求める総務省からの通達もあり、しかし、その一方では、制度の趣旨に反した返礼品の送付を続ける一部自治体が、多額の寄附を集めるなど影響もありまして、なかなか寄附額を伸ばすことができませんでした。

そのような状況の中で、情報の発信等を強化する中で、平成30年度途中から、新たにポー

タルサイトを2社ふやしましたところ、その結果、前年度の寄附額を上回るとともに、過去最高の実績となりました。

今後の意気込みとしましては、新たな総務省通達が出されたことにより、もう一度ふるさと納税に関しての見直し、例えば寄附目的の明確化を図るなどして、多くの皆様からの賛同をいただき、平成28年度当初目標にしていた5,000万円に届くよう、さらに力を入れていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ポータルサイトをふやしたことによって、今まで以上に寄附額がふえてきたということは、非常に町の努力を認めたいというふうに思います。ただ、今、町長が、目標をまた5,000万円と言っていましたけれども、寄附を募る方法はいろいろあると思います。

その中で、本当に5,000万円でもいいのだろうか。目標はもう少し大きく持ったほうがいいのではないかと思いますけれども、その点、もう一度お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えしますが、はっきり言いまして、なかなか魅力のある返礼品というのは、池田町、なかなか見出せない。当然、魅力があるから、前年度2,800万円というところまで行きましたけれども、四苦八苦しながら今取り組んでいるというさなかであります。

そういう点から分析しますと、この目標をさらに高めるとするのは、なかなか難しいかなと。1段階として、とにかく5,000万円を目標に何とか取り組んでいくというのが、今の現状となっております。

そんなことで、1段階、5,000万円を達成する、それに向かって努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） そうですね、一番問題になるのは、特産品が少ない、あるいは明確とか、はっきりとした、他と差別化できる特産品が少ない、あるいは乏しいといえますか、

季節的な部分でしか収穫できない、あるいはつくれないというもののしか、今のところ池田町ではないというところが、非常に苦しいところだとは思いますが。

じゃ、目標を5,000万円ということで、確実にこれをなし遂げるという気持ちでお願いをしたいと思います。

続いて、2018年9月、総務省が豪華な返礼品を用意して寄附金額を奪い合う競争が激化していることを受け、還元率の高い返礼品や地場産品でない返礼品を用意している自治体を、ふるさと納税制度から外すことも視野に入れ、制度の見直しを検討してきた。そして、ついに2019年に、還元率3割超え、または地場産品でないものを返礼品としていると、6月以降の寄附控除の対象から外れるという改正地方税法が成立しました。

総務省は、昨年11月以降の返礼品の送付状況等を鑑み、5月中旬を目途に、控除対象となる自治体を指定した。そして、除外対象となったのは大阪泉佐野市、静岡小山町、和歌山高野町、佐賀みやき町の4市町である。また、同様に過度な返礼品で一定程度の寄附金を集めた43市町村は、指定期間が2019年9月いっぱいまでに制限され、改めて申請を求める形となっている。

いずれにしても、国は返礼品の足かせを強化しようとしているが、池田町にとっては、これは厳しい面でもあるが、チャンスでもあると考えます。これからどのように進めていくのかお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） おはようございます。

それでは、ただいまの大出議員の質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税は制度改正により、本年6月より、新たなふるさと納税指定制度が始まっています。指定対象となるためには、募集適正実施基準、返礼割合3割以下基準、地場産品基準が設けられ、これらの基準に適合しなければならなくなりましたが、当町につきましては、基準に適合しているため、ふるさと納税の対象自治体として指定を受けました。

しかしながら、決められた条件の中で返礼品を充実させていくことは必要であると思います。新たな返礼品の掘り起こしに加えて、発送月を選べるサービスの活用や、既存の返礼品を組み合わせでセットとして提供するなど、今までの実績も踏まえながら、返礼品についての取り扱いについて、改めて考えていきたいと思っておりますし、あわせて、実際に池田町へ足を運んでいただき、町の魅力を肌で感じていただけるような、いわゆる体験型の返礼品の提供につきましても、積極的に検討していきたいと思っております。

とかく返礼品に関心がいきがちではありますが、町の知名度及びイメージアップがなされなければ、全国から寄附を集められないと考えますので、各種インターネットサイトからの池田町へのリンク及びSNS等の情報発信などについて努めるとともに、ウォーキング等のイベントで県内外から池田町を訪れた方によりイメージを持っていただくためにも、真心のこもった丁寧な対応をしていくことも必要であるかと思えます。

今後、状況をよく把握しながら、ふるさと納税に改めて取り組んでいけるよいタイミングであると捉えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ぜひ積極的に取り組んでいってもらいたいことと、前向きにお願いをしたいと思います。

それから、さっきも言いましたけれども、特産品がどうしても薄い、細いという中で、いつもこれ、町の体制というか行政の体制なんですけれども、横のつながりがどうしてもないという中で、ふるさと納税、これを積極的に進めている中で、どうしても物は農産品あるいは農産品に関するものが多い。それから、食べる物が多いということ、それから、外の状況を見ても、例えば肉だったりとか魚だったりとか、そういうものが多いということ、それから、それが一番注目されるという、今言ったような、泉佐野市も含めて、ほかのものでかなりの寄附額を上げたところもありますけれども、平均化すると、やっぱりそういう食べ物が多いのではないかなというふうに思います。

その中で、ちょっとお聞きしますけれども、今、お米もふるさと納税の返礼品の対象として、かなり注目をされているみたいですが、池田町の状況は、ちょっと足りないということもあるように聞いていますけれども、その点どうですか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

お米の足りないという状況について、細かいところはちょっと私も把握していないんですが、以前につきましては、少しやはり足りないというような話をお聞きしたことがございます。ですので、先ほど大出議員さんがおっしゃられたように、ふるさと納税の返礼品、一部のサイトの調査を見ますと、やはり9割以上の方が食料品等の返礼品に目を向けているという事実がございます。また、1回だけじゃなくて、そういったものに対して、2回以上寄附

をしてくださるというようなデータも出ております。

そういった食料品の中でも、お米に対しては、やはり日常食べる物ということで魅力があると。また、きちんとしたところから品物が送られてくるというところで、安心感が消費者にはあるかと思いますので、このお米の部分というところにつきましては、やはり大事な部分だとは捉えています。

また、供給量といいますか、きちんと希望に対して返礼ができるかどうか、そちらのほうにつきましては、きちんと調査して、希望される方がいたら、必ずその方には返礼できるというような体制はつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） お米については、そうですし、ほかのものについても、いろいろと、今言われたように調査をしていただいて、どれだけの量が不足しているのか、あるいはどれだけ希望する人たちがいるのかということもしっかりと把握していただいて、結局余ってしまったりは、また、それはそれで使い道がなくて安くなってしまったり、また、生産者がやっぱりつくらないほうがよかったというような思いになってしまう可能性もありますので、そこら辺のところ、指導するほうはしっかりと指導していただいて、最終的には足りなくなるような状態で、きちっと返礼品に使えば、もっと寄附額も上がってくるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いての質問です。

私は、一つの文章を目にしました。それは、「ふるさと納税は、自分が働いたお金で払った税金の使い道を選べる制度である。それから、返礼品をもらうだけでなく、自分のふるさとや応援したい自治体の町おこしや子育て支援、高齢化対策など、使い道を指定して寄附することもできる制度です。また、返礼品はあくまで自治体からのお礼です。お礼の品に翻弄されるのではなく、ふるさと納税を通して各地の名産品を知り、その町の取り組みを知って応援するきっかけとなるように、一人一人が考えていける制度になってほしいと思う」、こんな文でしたが、普通に当たり前と感じるか、それとも建前と本音とを感じるか、人それぞれですが、町として、この制度を使い、やりたい事業を前面に出し、もっとPRしてはどうかと思いますが、どうですか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの大出議員の質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の申込書には、寄附金の使い道について、希望する項目を大きく6項目に分けて、寄附していただける方が選択できるようになっております。町としてやりたい事業を前面に押し出して寄附を募ることも一つの方法であると思います。ただし、この手法をとる場合は、幾つかの要件を満たさなければならないかと思われます。

まず、1点目は、町民が望んでいること、2点目は、事業を必ず実施すること、3点目は、町外の方が共感していただけるということが重要であると考えています。

事業選定に当たっては、どうしてもやりたい事業であるため、寄附金が思ったように集まらなくても事業を実施するという強い意志を持っていかないと、寄附していただいた方の意に反することになってしまいますし、町外の方から見た場合、他の自治体でも同様の事業を行っていたり、必要性が余り感じられないと思われた場合は、思ったように寄附をいただけないといったことも想定されますので、慎重に行っていく必要がありますし、基本的には単年度で完了する事業の財源として充てていくことが望ましいと思われます。

これらの点を踏まえながら、制度改革がされたふるさと納税を今後進めていくに当たって、町内外の皆様共感を得られるような事業を打ち出し、寄附を募っていけるかどうか、実際に行っている自治体等の状況も参考にしながら、よく検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） やりたいことの中で、やはり私もちょっと調べたんですけれども、確かに項目を挙げると、そこをピンポイントでなくて、その市町の考えていること、やりたいことに丸をするということが結構多いようです。やっぱりそのときに、市町がどういうふうにこれからやりたいことを進めていくのか、その中にふるさと納税をどう使っていくのかということが非常に大事になってくると思います。

ですので、そのところに、今回もそういった災害がいつ何どき起きるかわからない。その災害に、防災とかそういうことばかりじゃなくて、池田町として、そのときに町民に対してどんなことができるのかということをしっかりと考えて、それも寄附に対する使い道の条件の一つにしていただきたいと思いますけれども、今、私が言ったことは、非常に大ざっぱで雲みたいな話ですぐにはわかりませんが、そのつもりは町長、ありますか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 使い道についてという御質問ですけれども、はっきり言いまして、今年度の目標、私も1年、1年いろいろ目標がありますが、そういう点から考えまして、今年度は、今回の質問で随分出てきましたけれども、遊具がこれで池田町からほとんどなくなります。クラフトパークだけというぐらいに遊具がなくなってしまう。本当に遊具がないということでも言われている中でありますけれども、全部調査しました結果、さきにお答えしましたように、ほとんどが老朽化と危険状態ということで、これから撤去、今年度は相当な数を撤去していくという計画になっておりますと、町の中から遊具がほとんど消えると。今度つくります緑地公園にも遊具を設置する予定がまだありません。

そういう点から、今年度は遊具に絞って、とにかく訴えていこうというのが今、目標としております。池田町に何とか遊具を設置するための寄附をお願いしたいということで、本当に絞り込んで、皆さんに訴えて寄付を募っていくという方向で考えていきたいなと思っております。

どのくらいの方が賛同して寄附をしてくれるかわかりませんが、曖昧なものだと、やっぱり目的がはっきりしないということで、なかなか寄附する方にとっては、絞り込めないということになってくるかと思しますので、一つの方角性を持って、今年度は取り組んでいこうと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 今の町長の言葉、信じていますので。

確かに今言った子育ての中に含まれる部分だと思います。遊具も非常に大事な部分であると思いますし、同僚議員からもそういう質問も出ていますので、ぜひここに項目をふやしていただいて、寄附者がもっとふえるようお願いをしたいと思います。

それともう一つは、PRの中に、今度は返礼品の部分で、今お米が足りないとか足りるとか、そういう話もしたんですけれども、やっぱり差別化ということが非常に大事なことで、例えば魚沼産だというと、みんなもうそこへ集中してしまうと。ですので、宣伝する中で、宣伝するというか、それぞれのネットで宣伝する中で、顔の見える商材とかお米をどうつくっているのか、あるいはそのものが池田町の特産品としてどういうふうにつくられ、要は生産されて出荷までされるのかということも出していく。あるいはほかのワインにしてもそうなんですけれども、それから、ほかのみそにしてもお酒にしてもそうなんですけれども、もっと

町としてそれぞれの業者から資料は提供されると思うんですけども、それをもう少し精査して、見える化をしていく方法をもう少しアドバイスできるような形をとっていけないかどうか、ちょっと質問します。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに返礼品の関係、特産品で、もう既に誰もが知っているようなブランド力のあるものについては問題ないと思うんですが、特にそういったブランド力のないものにつきましては、やはりどこを見るかという、そのものがどのような生産過程を経てでき上がっているのか。例えばお米だったら、誰がどのようにつくっているのか。よくホームページ等も、よそのところを見ますと、誰々が心を込めてつくったお米ですとか、そんなようなことが出ていたりします。

やはり、そこら辺のところを、先ほど議員さんのおっしゃった見える化というような形をとりまして、やはり消費者に安心を与えるといたしますか、そういった面は非常に大きいですし、魅力があるところだと思います。

その点につきまして、今、返礼品があるわけですが、もう一度そのところをどのように紹介されているかどうか見直しをした中で、今後、関係の方と検討して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ぜひお願いいたします。

お米についても、全然やっていないということは、私は言いません。ホームページを見ると、寄附のところを見ると、それぞれ何人かで集合して、こんな人がつくっていますというのが出ていますのでいいんですけども、もう一工夫をしていただければと思います。そうすれば、もっと上がってくるのではないかなというふうに思います。

もう一つ、その中で、ちょっと変えてもらって、これ資料ないから後でもいいんですけども、池田町の町民がほかの自治体にどれだけ寄附をしているのかというのがわかれば教えてもらいたいんですけども。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） ただいまのお話でありますけれども、当町の住民が他自治体への

ふるさと納税、どのくらいあるかということですが、今、手持ちの資料ございませんので、税のほうで、今年度変わりました特例控除寄附金がどの程度あるかというのは、調査をさせていただいての御返答ということでお願いをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 関連ですけれども、質問になかったことなので、項目になかったことなので、すぐに回答できないと思いますけれども、ぜひこれ調べていただいて、75%の控除率があるのか、そこら辺も含めて回答をお願いしたいと思います。

続いて、移住希望者の受け入れを池田町は積極的に進めるのかということで、今、移住を進める中でネックになっていることは、住む場所や働くところについて直接、より深く町が介入できないことが問題ではないかということを推察します。

ある調査をここで紹介します。まず、調査の前に想定したことは、典型的なUターン者のイメージとして、シニア夫婦で、もともと就職で上京し、定年間近のふるさとに対する気持ちが高まってくる時期、折しも子供は独立し、夫婦は身軽になっている。戻る人が多いのは南の地方が多く、スローライフを期待してUターンに至るといったものでした。

しかし、実際に調査をしてみると、これは大きな誤りであったということです。内容を見ますと、シニア夫婦ではなく、平均37歳独身者、就職ではなく学校に入学で上京、定年間近ではなく、バリバリの働き盛り、望郷の念よりも、東京生活へのストレスがきっかけ、子供が独立ではなく、まだ両親の家近くに住むことを望むステージ、南国よりも北国、スローライフを求めてではなく、会社員が別の企業に転職する。

東京への憧れから状況した人が、東京生活も一段落し、新鮮さも薄れていく中で、首都圏はずっと住める場所ではないという思いに至る。東京のせわしない生活や人間関係にストレスがたまっていく中で、両親の近くに帰る選択をするといった調査もあります。池田町が取り組む中で、独自の調査をし、町として何ができるか、もっと考えていくべきではないのかということを質問します。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの大出議員の質問にお答えさせていただきます。

移住に関する調査は幾つもの調査があり、対象、前提、結果、分析はさまざまですが、地方移住を推進する認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの利用者の年代割合の推移を見ますと、20代の利用者数は10年前の約5倍、30代では倍以上に増加し、20代、30代で全

利用者の半数を占めるようになってきていることから、若年層の移住希望者の増加傾向が顕著であり、町でもこの動向を把握しております。

町独自での調査に関しましては、都市圏での移住セミナーやその他の相談のときにアンケートをお願いしております。このアンケートから移住希望者の障壁となっているのは、仕事、住居、子育て等の地元コミュニティの3点があるように、町では考えております。

これらの課題につきましては、池田町移住定住推進協議会で検討しており、協議会での意見を集約する形で、よりわかりやすい説明資料の一つとして移住ガイドブックを作成いたしました。また、就業に関しては、本年度から県のU I J ターン就業・創業移住支援事業に伴うマッチングサイトが開設されますので、これを注視していきたいと考えております。

ガイドブックの活用もあわせ、希望者に寄り添った形での相談を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 協議会がどんなメンバーで何をやっているのかというのが、私もしっかりと把握していないので申しわけないんですけども、やっぱり就職、20代、30代が移住することを希望しているという結果が出ている限り、そういう人たちが、例えば池田町に住みたいということであることも多々あると思うんです。

そのときに、やっぱり今言ったような就職の問題、それから、住むところがどんな感じなのかということも問題になっているということです。その点について、町の中で就職できる、あるいは近隣の中で、割とそれでも15分から20分ぐらいの範疇なら、仕事の現場に通勤してもいいのかなというふうに思います。そうすると、大町、安曇といったところの企業も交えて話を聞いていくべきではないかなというふうに思いますし、それから、住むところに関しては、町の中の不動産屋さんを含めて、建築屋さん、いろんな業者がいますので、そういうところをもっと深く協力し合っていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに20代から40代にかけては、やはり就職、転職する方が多いという傾向がある中で、やっぱり移住をしていくということでもあります。ですので、やはり今おっしゃられたように、

企業の関係、子育ての関係、いろいろ出てくるんですが、就職のほうに関しましては、一応公共職業安定所のほうに求人等出ていますので、そんな情報も交えながら紹介するんですが、近隣にどんな企業があるかということは御紹介できて、その方が具体的にどのような職種を希望しているかという中で、紹介はしていくということはあるかだと思います。

あとその先なんですが、どのようにつなげていくかということは、今後検討していかなければならない部分だと思っております。

また、住居等に関しましては、空き家の関係とか、あるいはその方が新築で建てるとか、いろんな希望があるかと思うんですが、それにつきましては、移住・定住の連絡協議会とか、あるいは空き家バンクで登録で御苦労をいただいています不動産関係の方が中心メンバーとなっております。空き家の関係の協議をしておりますが、そちらのほうにも紹介しながら、住むところのほうの相談に乗っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 町がどういうふうにかかわるかというのは非常に難しいところがあると思います。最初に私も書きましたけれども、どこまで深くかかわれるか、介入できるかということは非常に難しいところで、子育ての問題についてとか、それから、町で所有している住居の関係とか、そういうものだったら直接話はできると思いますけれども、それがマッチングするかといえば、そうとも限らないので、いろいろと難しいところもあって、それ以上介入できないという部分もあるので、非常に移住・定住のところの部分は難しいところもあるし、苦しいところもあると思いますけれども、ぜひ今言ったような話の中で、いろんな形で町がどうかかわれるかということをもっと深く考えていただいて、進めていっていただければありがたいかなというふうに思います。

続いて、買い物弱者に対する町の考えはということで、大北広域で行っている買い物サポート事業がありますが、池田町でも具体的な補助事業はできないかということを質問いたします。

今取り組んでいる買い物サポート事業は、買い物弱者にとっては非常にありがたいことだと思います。ただ、内容がタイムリーではなく、買った物が到着するのが次の日になってしまうおそれがある。現在、試行錯誤しながら取り組んでいる最中とは考えますが、担当者の苦労もわかります。しかし、私も少し疑問に感じるのは、買いたい物はほとんどが生鮮品

だと思います。きょう、これが食べたいと思うから店に行く。これが大筋ではないかと思います。

そうしたならば、その日のうちに届けるのが当たり前だと思います。考え方を变えて、重たい物を頼むときにこのシステムを使うのであればわかりませんが、そうすると、この買い物サポート事業は余り機能しないのではないかと感じます。できれば、町独自のサポート事業を考えてほしい。例えば登録された買い物弱者となるお客様に配達すると、ここにちょっと書いてありませんけれども、事業者、商店が燃料代等の経費を補助するといったシステムを使って、そういうところに補助をするということを考えられないかと。問題は出てくるかもしれませんが、進めてもよいのではないかと思います。お聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの大出議員の質問に御回答させていただきます。

昨年度から、北アルプス広域連合で実施しています北アルプス買い物サポート事業は、昨年の12月から3月までの3カ月間で、池田町ではモニターが11名、39回の利用がありました。おおむね1カ月10回の利用となります。

本事業は御存じのとおり、買い物に行くことで歩くこと、そして、買い物をする楽しみというところなどから介護予防の推進、そして、日常生活を支援する体制整備の2つの施策をあわせて推進するために実施したものです。

具体的な事業の内容としましては、加齢による体力の低下などにより、買い物した荷物が重く、みずから運べないなどの理由により、外出を控えてしまいがちな高齢者に対して行うサービスで、登録されている方が協力店舗で買い物し、持ち帰りが困難な冷蔵、冷凍食品や生鮮食品を除く食品や日用品などを、自宅へ配送する支援を行うものです。

大北全体の参加者の利用者アンケート結果を見ますと、回答者のうち6割は利用していますが、4割は利用していないこともあり、議員の御指摘のとおり、本サポートの課題を掘り下げていく必要があります。また、昨年度、町独自の取り組みとしまして、地域支え合い推進委員等が総合事業対象者、要支援者のひとり暮らし、高齢者のみ世帯に訪問して、生活実態、ニーズ把握調査を実施してきました。今年度は、協議体において、この結果をベースに、ひとり暮らし、高齢者世帯の買い物のための移動支援について、優先事項として検討していきたいと考えております。第1回目の協議体は6月27日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） これから考えていくということで、非常に買い物弱者にとってもありがたいことかなというふうに思いますが、ここに書いてあるとおり、やっぱり買い物弱者が何を考えているかと、私もちょっと調べたわけではないですけども、いろんな人からお聞きした中で、子供たちが帰ってきたときに、買い物に行くから、こういう制度を使わなくても十分だという人、それから、子供たち、親戚の方が、頼めば買ってきてくれるというようなこともあります。

それから、今言ったように、体力的なところ、これ以上高齢化というか、動けない状態にするのを防ぐための一つの手段とするところも、この広域で行っているサポート事業の中には含まれていると思いますけれども、やっぱり実態は、それぞれ弱者が何を求めているかというところももう少し深く追求して、その人たちのニーズに合った形で、例えばさっきも言いましたように、生鮮品は次の日というわけにはいかないし、その日に持っていかなきゃいけない、あるいは買い物に来て持っていけないから、買うんだけども次の日となると、生鮮品はどうしてもやめてしまうというようなことがありますので、そのところももう少し考えていくように、今度のところでも、その問題点を取り入れていっていただきたいんですが、その点はどうですか。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員のおっしゃるとおり、結果の中では、今回は40世帯という結果だったんですけども、やはりその方のニーズには、親族には頼んではいるものの、できれば自分で見て買いたいというような声がとても多くあるということで聞いております。ですので、今回、そういう目線も含めて、協議体の中でしっかり協議して、皆さんの御意見をもらいながらつくり上げられたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） それともう一つ、業者といいますか、スーパーも含めてなんですけれども、町独自で、例えば配達することができるよというようなところがあれば、やっぱりそこに燃料代ぐらいな補助を出すから、そこに配達してもらえないだろうかという、そういう取り組みも入れてもらいたいんですが、その点はどうですか。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 大出議員の御意見についても、協議体の中ではお伝えをして

いきたいと思ひますし、協議体のメンバーの中に商工会でありますとか、いろいろな事業者の方も入っておりますので、また、その方の御意見も聞きながら深めていけたらいいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） やっていけばやっていくほど、細かい問題も出てくるかと思ひますけれども、ぜひそこら辺を含めて、積極的に取り組んでいただければありがたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（倉科栄司君） 以上で大出美晴議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 矢 口 稔 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

7番に、5番の矢口稔議員。

矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） お疲れさまでございます。5番の矢口稔でございます。

令和元年6月の定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問といいますか、今定例会から、インターネットの配信のサービスもハイビジョン化されました。また、あづみ野テレビでの中継が始まったということで、インターネットの中継を見てみますと、きのう、平均40名ほどの方、以前よりもふえてごらんになっているのかなと。また、あづみ野テレビの方もごらんいただけているのかなと思ひますので、もうこの議会も議場だけではなく、さまざまな方がこの場でごらんいただいている、この傍聴席に来られなくても見ていただけるということになっておりますので、そういったところを加味しながら、真剣な議論ができるようお願いをいたしたいと思ひます。

今回は、4つのテーマにおいて質問させていただきます。

まず1つ目、長野県も導入している持続可能な開発目標SDGsにおける町の取り組みについてお伺いをいたします。

初めに、SDGsの認識と町民への広報、周知についてであります。

持続可能な開発目標、SDGs、サステナブル・デベロップメント・ゴールズとなっておりますけれども、とは、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された、2016年から2030年までの国際目標であります。持続可能な世界を実現する17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない、リーブ・ノー・ワン・ビハインドのことを誓っております。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り込むユニバーサル、いわゆる普遍的なものでありまして、日本としても積極的に推進している状況であります。

最近では、政府を初め、民間企業でもこの考えを尊重して取り組んでいる組織も多くなりました。長野県も今回のしあわせ信州2.0の一つの中心的な総合計画の中で位置づけられております。池田町にとっても、このSDGsの考え方は、町長が標榜している美しい町づくりにもつながるものだと思います。この考え方の認識と町民への広報、周知についてお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

〔企画政策課長 丸山光一君 登壇〕

○企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまです。

ただいまの矢口議員の質問にお答えさせていただきます。

SDGsは2016年から2030年の15年間で達成すべき目標で、国連で世界の国々が話し合っ
て決められたものでありますが、ある会社で昨年行った調査では、日本でのSDGsの認知度は約15%で低いということでありました。

ただし、SDGsにある17の目標、あるいは169のターゲットは、どれも正しいものであり、人々にとっての社会、生活、環境等をよくしていくためには必要な目標であります。また、それぞれの分野における目標を達成した場合、あるいはゴールに近づいた場合は、他の目標にもよい方向で波及効果があると考えられます。

それによって私たちの生活の質の向上や意識が高まることで、環境問題など、さまざまな問題の改善などが見えてくるのではないかと考えます。そのためには、しっかりした行動計画をつくっていくことが必要となってまいります。

また、その目標に向かってみんなで実行していくことも大切であります。それ以上に、一人一人が目標に向かって行動することがとても重要となります。

SDGsの考え方は正論であり、矢口議員のおっしゃるとおり、美しい町づくりにもつな

がると思いますし、第6次総合計画の考え方にも共通するものが多々あると感じています。

SDGsについては、先ほど申し上げたように、まだ認知度が低いということもありますので、町民へのホームページあるいは広報等で知っていただき、町民一人一人がさまざまな目標に向かって、まず自分から行動を起こすという認識に持っていけたらよいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ようやくさまざまなところのデータを出していただいて、少しは勉強されたのかなと思いますけれども、実際、なぜそういうことを言うかといいますと、この第6次の総合計画のときに、私からも議会として提案をさせていただいた中に、その当時の答弁では、総合計画に、ちょうど2030年まで、ちょうど2019年から池田町も10年の総合計画を立てたわけですが、ちょうどこれ、2030年に近い状況でうまく合致するということと、国がSDGsを推進して、それに対する交付金措置もあるということも示されておまして、そういったところも踏まえて、それには総合計画にのせなければ、そういったところがなかなか見えてこないよということの研修等も踏まえまして、町長にも、私、提案させていただいたんですけれども、当時の担当者は、SDGsはまだ住民に浸透しておらず、今総合計画に位置づけても、町民は混乱し違和感があると判断しているため、今回の総合計画に入れる予定はありません、今後、計画改定などの際は取り入れる必要があると考えておりますという町の考え方が示されました。

これは、いわゆる、ちょっとそこら辺のところはどうなのかなというところで、SDGsはまだ住民に十分浸透しておらずという前に、これは置きかえるならば、SDGsはまだ町の担当者に十分浸透しておらず、今回位置づけると、町の担当者が混乱して違和感があると判断したからではないかと読みかえることがある、できるのではないかなと、私は考えております。

やはり、15%と先ほど数字がありましたけれども、今、ことしに入ってもう目覚ましく、町長も今バッジつけていますよね。もう理解をしているということで私は認識しておりますけれども、やはり、この波といいますか、流れに、町も率先的に、県も推奨しておりますし、先日、県の担当者といいますか、話をしましたけれども、池田町さん、残念ですと、そんなにも要するにこの位置づけることは難しくはないんです、総合計画にはということで、県も

推し進めているので、ぜひこれ総合計画の中に入れていただければありがたかったということもお聞きしております。

また、松川村、来年度、総合計画策定で、今年度議論して来年度策定の予定なんですけれども、もちろんこのところも要するに入っていくということで、松川、白馬、小谷の3町村の議会でも、この7月に開催される勉強会では、SDGsの勉強をするということでもございました。もう周りがどんどんその波に入っているわけですね。

そんなところで、やはり先ほどありましたように、SDGsの候補、大事なんですけれども、それとともに今、私がお聞きしたいのは、総合計画に要するにもう一回入れることはできないのか、早急に入れることはできないのかというところです。これ10年待ったら、このSDGs自体がもうないので、もう間に合いませんので、この入れるべきところは、やはり早急に、こういう、国の施策とともに変わっていくものは入れるべきだとは思いますが、その点、バッジをつけている町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、認知度がまだまだ全国でも15%程度と、池田町はさらに低いだろうと私は考えております。

ここに来て、県が非常に会合のたびにこの言葉が出ますので、だんだん認知度が、我々には高くなってきたということでもありますし、また、この方向性についても理解をしてきたというのが、今の現状かなと思います。

総合計画にうたうという問題でありますけれども、SDGs、言葉とか方向は、それはいいんですけれども、要は中身であろうと、これから町は総合計画を通して、このSDGsの実践をしていくというような心構えであります。

実際に美しい町づくり計画ではその辺をうたいまして、いわゆる環境問題を大いに取り入れていくということで取り組んでおりますし、もう既に第6次総合計画ができ上がっておりますので、現状からいきなり入れても、なかなか理解するのに難しいという点も私も感じておりますので、このところは、その都度、6次の総合計画を説明する中で、この世界の方向、また、国の方向、県の方向、そんなところへSDGsという言葉を使って説明をしていくと。そして、町民の皆さんに浸透させていくということでこれから取り組んでいこうということでは考えております。ということで答弁いたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） 時を、さまざまな機会を使って、そういったSDGsの考え方等を、県が推奨しているものですから、そういったところを含めて、ぜひ広めていただければと思います。

[illegible]

国もSDGsに取り組む積極的な自治体向けに、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業として認定して、施策について財政措置等も行っております。残念ながら、本年度の募集は終了していますが、来年度に向けて準備を進めていくべきではないでしょうか。SDGs未来都市制度へのエントリーについてお伺いをいたします。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

S D G s のモデル事業となっている自治体は、平成30年度では、全国で10自治体あり、国から補助金の交付を受けられることとなります。また、S D G s の達成に向けて、すぐれた提案を行って未来都市の選定を受けている自治体は29自治体がありますが、事業実施に向けて国からのフォローアップを受けられるということになります。いずれの事業の場合も、3年間の事業計画を策定する必要がございます。

町では、第6次総合計画を策定し、基本構想をもとにスタートしたところでありますので、まずは策定した計画をしっかりと進めていきたいと考えています。

未来都市選定のためのエントリーにつきましましては、何を事業として提案をしていくのか、総合計画との関係等について検討していく時間、予算的なことも考えますと、エントリーすることには少し無理があるのではないかと考えております。

しかしながら、S D G s の考え方は、第6次総合計画と通ずるものが多々あると思いますので、現在、未来都市のモデル事業となっている自治体や未来都市に選定されている自治体の施策、活動も参考にして、第6次総合計画の施策を進めていくこともよいことであるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 29自治体で、町としては今の段階では難しいという判断でございました。

しかしながら、要するに、じゃ、社総交事業がほぼ今年度で終わりますよね。その中で、何を今度目指していくのかというところが、やはり先へ先へ行かなければいけないのが丸山課長の担当のところだと思います。今が終わったからこれでよかったというんじゃなくて、もう先へ、要するに3年、5年の先の、こういうエントリーをするとか、そういうことをやっていかないと、結局、社総交の後の事業は何かあるんですかといったら、実際は大きな目標になっている事業はないわけでありまして、こういったところの準備段階として、1年かけようが2年かけようが、この事業は多分10年間は続くと思いますので、やはり、そういったところにエントリーをしていくということも非常に重要ではないかなと思います。

これ以外に、例えば社総交、例えばS D G s のエントリーが難しいとなれば、ほかに何か町として次の社総交事業に続く、何か国の事業でもいいですし、県の事業でもいいですし、池田町の財政規模から見て、なかなかそういったところに援助を求めなければ事業が遂行で

きないと思いますけれども、何か今当てがあるんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） 事業に関しましては、社総交事業が平成31年度までということで、これで終了するわけなんですけど、ただ、先ほど矢口議員さんおっしゃったように、財政的な部分もございます。これが100%補助であれば、どんどん進めていくことができるかと思うんですが、どんな事業も必ず市町村の自治体の負担が生じるというものがほとんどでございます。

社総交事業は終わるんですが、まだ会染西部地区の圃場整備の関係あるいは中鶴地区で行われている遊休桑園の関係、こちらのほうも結構大きな事業費を伴っていると。また、先般説明もありましたが、穂高広域施設組合の焼却場の関係の負担金も非常に大きいということで、そういった、もう既に始まっている事業あるいはわかっている負担金に対して、財政的にどれぐらい池田町として負担になっていくのか、そこも考えながら、次の事業を考えていかなければいけないと思っています。

今、具体的に、先ほど申し上げました事業のほかに、これもやっていくんだというものが、まだ大きなものとしては明確にはなっていませんが、いずれにしろ、財政的なものを考えながら選定していかなければならない。また、選定に当たっては、基本的には町民が求めている事業ということが基本になってくるかと思いますので、そこをよく勘案しながら検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 私はたまたまこのSDGsのエントリーはどうかという提案だったんですけども、さまざまなパッケージとして国から出てきているんですよ。やはり、それを5年、10年先のスパンで見たいというところであります。

特に、今、注目点は、2020のオリンピックが終わりますと、2020のオリンピックの予算が今度どこに振りかえられるかということは、今もう争奪戦が始まっております。やはり、そういったところも踏まえて、池田町も、例えば生坂までのトンネルの問題とか、松糸道路の問題もあるかもしれませんが、そういったところもやはり視野に入れていかないと、さあオリンピック終わったというときには、もう既に予算獲得なり何なりがほかのところにもういつてしまっているという状況、それを要するに今からぜひ先見の明を持って調査して

やるべきだと。私はそういうところでこのSDGsという一つのパッケージを紹介したまでですので、ぜひそういった先見の明をぜひ持っていただいて、次のプロジェクトには、社総交みたいな事業で、この事業をやったらどうだろうかということを、組み合わせだと思しますので、ぜひそういったところは引き続き、先の長い話ですけれども、取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続いて、SDGsの最後の質問ですけれども、SDGsの考え方についてでございます。

SDGsについて、県内各地でも研修会が開かれております。中には、お笑い芸人がわかりやすくSDGsを紹介するワークショップもあり、私も実際に参加をしましてまいりました。17の目標は、まさしく池田町における持続可能な社会を目指すものと通じるものがあると思います。今後の町づくりの位置づけとして、何らかのSDGsの考え方に基づいた町づくりを進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今後の町づくりの基本となるものが、池田町第6次総合計画であり、SDGsの考え方は町の総合計画に通ずるものが多いと思います。

SDGsは、一つのものに重点を置いて考えていくものではなく、総合的に考えていくものであると考えておりますので、町の総合計画の主要施策を進めていくに当たっては、他の事業との関連性も考えながら行っていきたいと思っております。また、関連性を考える中で、それに相当する課ですね、所管する課のほうから意見、提案等をいただき、総合的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 各課にわたるわけでございますので、この資料としてつけさせていただきましたが、17の目標を、まずは第6次総合計画に、要するにこれはこういうところに当てはまりますよと、それだけでもいいと思うんですよ。それが一番町民にわかりやすいところだと思いますけれども、そういったところにリンクをして公表するということは可能でしょうか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それについては、可能かどうかこれで検討させていただきた

と思います。また、SDGsの17の目標ですね。これは第6次総合計画の冊子に、それぞれの基本目標等ございます、幾つかに分けて。そこにはSDGsの最低でも1つは当てはまるかなど。多いところでは4つぐらい、私の中では、こういうふうにちょっと振り分けているんですが、例えば海の関係とかも17の目標の中にはあるんですが、これは池田町、長野県、当然海はないわけなんです、じゃ、海というもののその資源とか環境についてどのように考えていくかということにつきましては、これは教育の関係にも波及すると思いますので、そういったところで取り上げる。全然関係ないというものはないと認識しておりますので、また、町民への意識啓発の中で第6次総合計画のこの部分は、SDGsとしたらこの部分に当たっていくというような示し方ができたらいいかなとは思っております。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、2番目の質問にいきたいと思います。

時間が迫っておりますので、また短めの答弁でお願いしたいと思いますが、池田町の自然保育やまほいくの現状と課題と今後の展開についてであります。

やまほいくの現状と課題について、現在、当町の2つの保育園では、長野県より信州型自然保育認定制度、信州やまほいく認定制度により、普及型の認定を受けております。このやまほいくの認定は、今年度当初において、県内では公立、私立合わせて185の施設が認定されております。

さて、当町も認定を受けた平成29年10月から1年半が過ぎました。以前に比べて、外から見ていると、園外へ出かける子供たちの姿も多くなり、保育環境の変化も感じられます。やまほいくに取り組んでいる現状と課題、そして、これからの展開について、ちょっと短目をお願いしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 自然保育信州やまほいくの池田町における現状と課題、今後の展開についてのお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県が推進する信州やまほいくは、昨年度末現在、制度創設4年目にして、県内33市町村の保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等185園が認定されるまでの広がりを見せており、今年度の認定予定を加えると200園を確実に超えると聞いています。

池田町の2つの認定こども園も一昨年に認定され、保育のさらなる質の向上と充実に取り組んでいるところですが、今年度は町内の認可外保育施設も認定申請をしたということであり、自然保育の受け皿はさらにふえる予定です。

自然保育の理念は、屋外を中心に自然体験と生活体験を日常の保育に意識的に取り入れることを大切にするものです。池田町でも豊かな自然環境等を活用した子供の自由な遊びを通して、子供たちの生きる根っこである自己肯定感や想像力、コミュニケーション力といった非認知的能力を幼児期から育むために、保育者や保護者が子供たちと一緒に意識的に外に出て、リアルな自然と触れ合ったり、また、屋外でなく、園舎の中で行う表現活動やものづくりなどの生活体験も大切にしています。

自然保育は決して特別な保育ではなく、従来、池田町が実践してきた保育を否定したり、変えることでもありません。池田町の保育士の皆さんは、県が主催する自然保育の研修にも意欲的に参加するなど、日常の保育に自然保育の理念や取り組みを生かそうと努めておりますが、やはり、慢性的な保育者不足が深刻でありまして、屋外での自然保育の安全性を担保する点からも、保育者の確保が最重要課題であると考えています。

今後は、園児たちが安心して思い切り遊んだり自然体験ができる活動場所を地域の中に確保しつつ、自然保育の質の向上と実践の充実を図るため、県とも連携しながら、子供の育ちや学びに対する自然保育の効果検証などにも取り組みたいと考えています。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） さまざまな効果が生まれて、県内でも広がっているということでございますけれども、池田町として、やはり竹内教育長をお迎えしたということもあって、やまほいくの、本当にパイオニアみたいな存在の方なものですから、やはり、ほかの市町村から一目置かれているのは事実であります。一つに例は、これから秋に向けて、県内の地方議員を中心に、県議、市町村議、有志の議員が集まって、このやまほいくをさらに進めていこうという議員連盟も発足する予定でございます。その中で、やはり池田町は、もう先進的な取り組みを、これからも積極的に続けていく必要があるかと思っています。

その中で、次の質問にいきますけれども、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークの活用という問題がございます。先ほど説明があったように、やまほいくへの取り組みと同時に、長野県は森と自然の育ちと学び自治体ネットワークを通じた自然保育の充実及び普及を呼び

かけております。個々の自治体によるやまほいくの取り組みを、自治体間の交流と学び合いの機会を創出することを設立の趣旨としてうたっております。

現在、国内113自治体、県内で51市町村が参加しており、当町も既に参加していることとありますが、どのような形でネットワークの活用を考えているのか、池田町としてですね。お尋ねしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 森と自然の育ちと学び自治体ネットワークの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年10月に、都内で総会と記念シンポジウムを開催しました同ネットワークは、議員御指摘のとおり、現在、全国113自治体、これは16県97市町村が参加しており、その半数近くの51市町村、長野県内19市全てと32町村が、長野県内の自治体として参加しています。

同ネットワークは、長野県、鳥取県、広島県の知事が発起人となって創設された経緯がありまして、設立時の代表自治体は長野県が務めており、鳥取県、広島県を含む全国9の自治体、5つの県、1政令市、2町1村ですが、が副代表を務めていますが、池田町もその一つ、副代表として同ネットワークの活動に中心的に携わっております。

同ネットワークは、自然保育の普及と質の向上を目的とした自治体間の情報やノウハウの共有、自治体担当者や自然保育に携わる保育者等の研修、さらには自然保育の学術的な研究の推進や国への政策提言等にも取り組むことを目指しており、参加希望の自治体からの問い合わせもふえております。

池田町としても当町の自然保育の実践の質がさらに向上するよう、同ネットワークの自治体との連携を広げる中で、地方の魅力拡大に関するノウハウ等を研究することを通して、池田町の子育てや教育環境の充実と、それに魅力を感じる子育て世代の移住促進等を積極的に図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 副代表であるというお話がございました。数ある自治体の中で、副代表というポストは、非常に大きな役割を果たしていく必要があろうかと思います。

その中で、例えばこういう竹内教育長、さまざまところで今、講演に行ったりとか、お忙しい中だと思いますけれども、ぜひそれを少しでも池田町に還元してといいますか、実際、

池田町のやまほいくを見ていただいて、そして、池田町に人を呼び込むといったことも、全国各地からできるかと思います。

そんなことで、この池田町が取り組んでいるこの姿を、やはり発信していくべきだと思いますけれども、どのように具体的に発信して、また、池田町に人が訪れて、さまざまな交流が生まれて、経済効果があれば非常にありがたいわけですが、そんなところは視野に入れているわけでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

御指摘のように、全国さまざまな自治体や民間団体からお声をかけていただきまして、長野県の自然保育の御説明やアピール等をさせていただいております。1月以降は、私、池田町の立場で行かせていただくということになりますので、もちろん事例としては、池田町の実際の保育の様子を紹介したりとかということで、池田町ファーストという、そういう立場で話をさせていただいております。

また、その結果、実際にほかの自治体からの視察の申し込み等も入っておりますので、そういったことも積極的に受けながら、SNSも活用しながら、しっかり池田町の特徴を、よさを発信していきたいと考えております。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ぜひ引き続き取り組んでいただきたいのと、注目を浴びている自治体でもあります。間違いありません。そういったところで、さらに一步、二歩進むべきところで、私的には池田メソッド、要するに池田方式とも言えるようなやまほいくのオリジナリティー、県の進めるのはこういうことです、池田町はさらにこの部分に特化していますというところが見えてくれば、なおさら本当にありがたいなといいますか、池田町にとっても、実際、移住希望者もいらっしゃいます。やはり、そういう教育が充実しているというところですね。それは、他市町村でもできない、池田町だからできる、人口1万人弱の自治体だからできるこういうもの、身の丈に合ったものができると思うんですね。ぜひ要するにそういったところを中心に展開をお願いしたいと思います。

最後に、信州やまほいくの関係なんですけれども、先ほど説明が半分あったので、大体わかりかと思いますが、保育料の減免事業措置の、保育料の負担軽減事業についてでございます。

県は本年10月より施行される国の幼児保育・保育の無償化に合わせ、県が進める自然保育に積極的に取り組む認可外保育施設の利用世帯に対し、保育料の軽減措置を行うこととなりました。この制度は、県の補助率が2分の1となり、残りは市町村での負担となります。当町にも認可外保育施設があります。今回はエントリーしているということではございますけれども、この制度への町の取り組みと援助についてお伺いをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 本年10月より施行予定の保育・幼児教育の無償化に伴いまして、自然保育に取り組む認可外保育施設への財政支援についてのお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県は保育・幼児教育の無償化の対象から外れてしまう認可外保育施設のうち、信州やまほいくの認定を受けている認可外保育施設に対し、幼稚園における無償化に係る補助上限額2万5,700円の2分の1相当を県が独自に補助する制度を、今年度創設しております。

池田町には自然保育に取り組む認可外保育施設が1園ありますが、同園は現在、信州やまほいくの認定を今年度申請中というふうに聞いておりまして、8月ぐらいまでに、恐らく認定されると思うんですが、認定されれば、今年度より県の同補助制度の対象になるというふうに聞いております。

その上で、池田町として、県同様の2分の1相当の補助ができるかどうかということにつきましては、同様の園が所在する県内の他の自治体とも情報共有しつつ、同園の池田町の認可外保育施設の今後の経営状況などを総合的に勘案しながら、町の財政状況に基づいて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 8月に認定予定となれば、ぜひこれはやまほいくとしても、特化型といますか、普及型ではない、さらにまた踏み込んだオリジナリティーあふれるやまほいくになろうかと思しますので、私も現地に何回か行かせていただいたんですけども、やはり、その辺のところは町としての支援も必要ではないか。特に少人数ですので、経済的負担は比較的町への負担も少ないと思えますけれども、今はどちらかというと、普及型よりもそういう特化型に保育を希望する、移住を希望するという方も多いので、やはり、そのいい、特化型のよさというものをアピールしていただいて、町としても、もちろん園独自で募集をか

けるわけですが、池田町が窓口となって、選択できますよと、池田町の保育園はと、そんなスタンスでも十分いけるのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。

議員おっしゃいましたとおり、池田町の自然保育の、特に特徴的な実践ということで、現在もいろいろな形で応援をしていきたいということで、私自身もそうですし、教育委員会としても、同園と連絡をとりながら、私も何度も現地に赴いたりしております。ですので、基本的な考え方とすれば、町としてぜひ応援をするという方向で検討を進めたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 私は本当にやまほいくの町、池田町というのが、本当に一つのこういうキャッチフレーズ、以前は福祉の町、池田町というキャッチフレーズも他町村から言われましたけれども、これからは教育の町、また、やまほいくの町として、ぜひそういったところの、こういう池田町の代名詞的な取り組みとして取り組んでいただければと思いますので、これは池田町独自の、本当に施策ですので、ぜひそういったところを中心に取り組みを進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番目、子供たちが安心して遊べる公園遊具の改修計画についてに移ります。

同僚議員からも何度も質問があって、これはやはり関心の高さもあろうかと思います。町民の方も、ふだんの遊具が並んでいるよりも、テープが張っていると、やはり何かあったのか、どうしたのかなという関心の高さも出てまいりました。

そんな中で、先ほど説明がありましたので、ある程度省いて質問をさせていただきたいと思いますが、現状と設置基準については、先ほど説明が多々あったもので省かせていただきますけれども、利用できない遊具の改修計画、要するに遊具は以前に比べて安全基準が高くなっているというところ、また、より高額になっているというところでもありますけれども、町の財政が厳しさを増す中で、先ほど町長はふるさと納税を活用したいということで、これ本当に私としてはありだと思います。それに伴う改修計画の必要性を私は訴えたいと思いますけれども、計画的に更新を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） ありがとうございます。

今後の改修計画につきましてですけれども、大口議員の時にも御回答させていただいたとおり、このC、D判定については、全面的に撤去をしていく、それも早急にやっていきたいと思っております。それは、やはり子供がそこに登らないとは限りませんので、その危険性のことも考えますと、まずは早急な撤去、そして、今後の遊具の置く遊園地というものにつきましては、町内に数カ所設置していくということで検討していきたいと思っております。

それは、今回、ニーズ調査を昨年度実施したところにも、アンケート結果の中にも、遊具の必要性というところもございましたので、その辺をしっかりと協議しまして、設置のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 数カ所程度設置ということなんですけれども、その具体的にどうやって数カ所絞っていくんでしょうか。人数割なのか、地区割なのか、どのような形でそういう数カ所に絞れるものなのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） そのことも含めて、どのようなところにどういうふうに置いたほうが効果的なのか、利用しやすいのか、そういうところも踏まえて考えますことと、それから、一つは、クラフトパークにあるということも視点に置きながら、検討して計画的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 続いて、補助金の活用と予算獲得についてであります。

町費での予算投入が難しいとすれば、何らかの補助金や寄附金等で賄わなければなりません。先ほど町長もふるさと納税の活用といったところもありますけれども、補助金等の獲得についてお伺いしたいと思います。

その中で、やはりふるさと納税も一つですし、今あるところでは日本財団、モーターボートの収益金からもらう日本財団さん、あと宝くじの助成事業もございます。宝くじの助成事業では、実際、今、子供たちの遊べる遊具という視点なんですけれども、南台地区では、もうシニアの人の健康づくりの遊具を宝くじで、5年くらい前でしょうか、導入した経過がございます。そういったところの自治体のニーズというものも必要だとは思いますが、その補助金の活用と予算の獲得について、本当に動いていくときに来ていると思えますけれ

ども、ふるさと納税以外にはどんなような動きがあるのか、教えてください。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 児童福祉法による児童遊具による県の補助金というのは、今のところございません。その他の部署と、先ほど議員がおっしゃいました宝くじであるとか、いろいろなものについて、今後洗い出ししまして、連携して制度のほうを模索してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） そういったところの検討を早急にお願いしたいと思いますけれども、ふるさと納税におけるこの活用なんですけれども、実際、目的を絞ることは非常にいいことなんですよね。やはり、納税する方もやった感がありますし、どこにどう使われたかというのが一番明確にわかりますので、そういったところではいいんですけれども、そこへのアプローチをどのようにするのか。例えばふるさと納税もサイトにいくのか、それともSNSを活用するのか。

実際私が思うには、私も実際SNSをやっていて、池田町はこんな課題があります。ぜひ個人が池田町に寄附をしてくださいと呼びかけると、やはり、何名かの方は寄附をしていただけました、実際。なので、私がそのくらいです。もっとほかに、SNSにたけた、池田町の中にもSNSのフォロワーの方も多くいる方もおりますので、ぜひそうした人たちを囲んで、ぜひ池田町にふるさと納税をしてください。目的は子供たちの遊具を、この一、二年間で何とか全部直したいんですということをやはり発信していく必要性もあろうかと思います。

そんなときに、ぜひそういったフォロワーの方に呼びかけることによって、単なるサイトに登録をして待っているよりも、もう明らかに人と人がつながっていますので、この人のことだったら信じてみようか、この人のことだったらちょっとやってみようかということのハードルが非常に下がりますので、そういった活用も一つの点だと思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） 先ほどふるさと納税で質問について御回答させていただいた部分で、ちょっと重なる部分もあるかと思いますが、一応その点について、何か一番有効な手だてについて、今、はっきりと言えることはできませんので、今後どのようなやり方がい

いのか、検討したいと思います。

また、ふるさと納税を遊具にというところで、先ほどの質問の回答の中でも6項目があるんですが、最近の傾向としまして、ふるさと納税をされる方、ほとんど町外の方なんですけれども、目的を、以前と違って絞って納税される方が少なくなってきた、町長の、要するに思ったように自由に使ってくださいという部分でチェックを入れる方が非常に多くなっているというところもあります。

そんな中で、何をここに出していくかということは、よく考えていきたいと思いますが、今の遊具の部分を出していくとしたならば、どのような出し方をしたら有効なのかは、しっかり検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ふるさと納税は他市町村どこでもやっているんですけども、返礼品に視野がいつているんですけども、使い方が今、どういうふうにするのかというところが、やはりすごくスポットが当てられていないところなんですよね。なので、やはりマスコミ等活用するにも、1つはこんな使い方をしている、意外な使い方、こんなところで使いたいということをするによって、マスコミからの誘導も図られますし、そのサイト頼みだと、みんな同じことを書いてあるので、そこに余り重きを置かないほうが、結局はそのポータルサイトにいくんですけども、その誘導へのアプローチを、やはりSNSなり、そういう有効な人づてのものをやったほうが、よりこういう具体的な数字につながっていくのかなと思いますので、そういったところの検討をぜひお願いしたいと思います。

SNSをやっている、本当にフォロワーも多い教育長もいらっしゃいますし、そういった特徴をつかんでいらっしゃいますので、そういったところで発信することによって、当たらないものにボールを投げて、それよりも、やはり人づてで、この人のことだったらやってみようかというところで、やはり確実に池田町的には、支援者といいますか、ふるさと納税をふやしていったほうが、絶対ほかは広告費とかで来ますので、勝てませんので、池田町としては独自の方策を持っていたほうが私はいいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後の質問にきたいと思います。

最後は、最近の防犯対策の実態と改良型さすまたの導入についてであります。

最近の犯罪事例を参考にした防犯訓練についてということで、悲惨な事件が昨日もございました。これは、原稿の提出日時点でございますので、去る5月28日の事件でございますけれども、川崎市で発生した刃物を使った悲惨な事件は、大きな社会的な事件として報道されておりました。

このような事件は、いつどこで発生するのか予想できず、画期的な防止策はまだありません。そのため、日ごろの訓練が重要と言えます。もしものときに備えて、町民一人一人が自分の身は自分で守るという原点に立ち返り、訓練等機会を設けて定期的に行うべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 矢口議員の御質問にお答えをいたします。

防犯訓練につきましては、施設や事業所単位では、状況を想定しそれぞれ行われていると思いますが、一般的な訓練となりますと、予見できない通り魔的な犯行に対して、どのような想定をした訓練ができるかということも、犯罪を未然に防ぐ対策と同様に、難しい問題だと思います。この点につきましては、警察と相談する中で、効果的にできることがありましたら対応してまいりたいと思います。

また、各地区の防犯組合の支部長さんが防犯指導員という立場であります。会議や研修の中で防犯対策等の啓発を行うことにより、地域の皆さんに伝えていただき、防犯意識の向上を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 訓練をやっていくということなんですけれども、そんな中で、毎年9月の第1週末には、池田町防犯交通安全町民大会が開かれております。歴史を数える大会でありまして、県内でも珍しい取り組みということで、他町村からも、池田町ってこんなことをやっているのということで言われております。

やはり、そういったところ、毎回、カラーガード隊と警察音楽隊に来ていただいているんですけれども、それは非常にありがたいことで、町民の皆さんも関心が高まる一つなんですけれども、その前の段階で、やはり防犯訓練、要するに警察官の人の、防犯に対して対応しましょうとか、ほんの10分、15分くらいの時間ででもできると思うんですよね。やはり、一堂に会して、毎年1回はそういったことを見るということで、意識を高めるといったことも

可能だと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 交通安全防犯町民大会につきましては、そういった啓発をするよい機会でありますので、そういったメニューも取り入れていければと思います。今年度につきましては、既に昨年同様、カラーガード隊をお願いをして計画をしておりますので、ちょっとできるかどうかまだわかりませんが、来年度以降の課題としていきたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） また、カラーガード隊や警察音楽隊の方も警察官の方ですので、せめてそういったところで触れていただくということも大事ですし、昨今、本当に頻繁ですよね。もう1週間に一度ぐらいはこういった事件、本当に耳にする状況でございますので、我が町にもいつかはやっぱりやってくるという危機感は持っていなければいけないのかなと思います。ぜひそういった啓発の機会を有効に活用していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのところで、改良型さすまたの導入についてということをお願いしたいと思います。

町内の教育施設を中心に、暴漢対策としてさすまたが整備されています。しかし、従来のさすまたは江戸時代のままで、基本的に押すことしかできません。相手の背後に壁などがないと、確保することは難しいと言われております。また、この種のさすまたでは、女性などではかえって危険なので、まずは逃げたほうがよいと警察では指導を行っているとのことでございます。

そこで、改良型のさすまたの導入についてお伺いします。改良型といっても、資料をつければよかったんですけれども、このように普通のさすまたに比べて、下ががちゃんとこういう、押すと挟まるというタイプでございますけれども、この改良型のさすまたでは、暴漢の背後に壁などは必要なく、手錠式に囲んでしまうので、暴漢は無力となる仕組みとなっております。

県内では多くの自治体が導入を既に開始しておりまして、近隣では生坂村も3年前に保育園と小・中学校に導入されております。当町でも訓練と合わせて導入すべきと思いますが、町の考えをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの矢口議員の御質問にお答えいたします。

議員御提案の改良型のさすまたにつきましては、昨年、教育委員会のほうへ業者の方より紹介がありまして、実際に教育会館においてデモンストレーションを行ってもらったことがございます。

改良型のさすまたの特徴は、背後に壁がなくても、手錠型のような形状により侵入者を拘束できるつくりということになっておりますが、そのデモでは適切な使用ができなかった場合は、かえって危険な状況になるという心配な点もあったというお話をお聞きしております。実際の安全面をより精緻に検証し、費用対効果の面からも検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 私が危惧するのは、効果のない道具を置いておくよりも、そういったものはかえって危険ですので、置いておかないほうが良いと思うんですね。かえって逃げたほうが良いですね。

なので、やはりそういった物があれば大丈夫ということの考えがちょっと危険なので、やはり改良型のさすまたをせめて1本や2本、要するにそれは全てではないと思います。順次更新していくことが必要だと思いますけれども、やはり、今明らかに警察では推奨していないさすまたが配備されている。その点にはやはり課題を感じますが、その点はいかがですか。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいま議員御指摘のとおり、従来のさすまたがかえって危険を高めるという心配、危惧がありますので、その点につきましては、順次撤去できるような、そういう新しい改良型のほうに移行できるようなことを検討させていただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） この改良型のさすまた、値段的に6万円少しということでございます。さらに、これ、元警察官の方が開発されているということと、デモンストレーションもそのままやっていただけるということをお聞きしております。それが県内各市町村、下諏訪町もそうですし、こうやって議会で提案されて導入された経緯もございます。

やはり、あっても使えない器具を置いておくというのは、やはり先ほどの遊具と同じで、危険を増長するだけですので、やはり年1本、2本の単位で、全部変えろということは難しいと思いますので、講習を受けて、さらに1本か2本ずつでも、保育園や小学校、中学校、そして、役場庁舎も含めて、公共施設に配備していくことが町民の安心・安全につながることをだと思いますので、最後に、担当が教育長だと思いますので、そのお考えをお聞きます。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） ただいま御指摘いただきましたように、おっしゃるとおり、あっても使わないというそういった器具については、速やかに更新をするということは必要だというふうに考えておりますので、先ほど課長が答弁させていただきましたとおり、それと合わせて、新型のそういった防犯器具等の導入も、教育委員会として迅速に検討を進めたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 本当に迅速にしていきたいと思います。こういった関心が高いときこそ、議会としても承認もしやすいと思いますし、町民の安心・安全につながるものですので、ぜひ訓練とともに、この池田町が安心・安全で、また、将来にわたってそういう防犯意識が高い町としていくためにも必要だと思いますので、ぜひ導入、また、訓練等をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了します。

○議長（倉科栄司君） 以上で矢口稔議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

なお、宮崎総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、本日の大出美晴議員の一般質問の関係でお尋ねいただきました、池田町民の皆さんが他市町村へのふるさと納税をどのくらいやっているのかということで調査をお出しいただきまして、直近数字、平成30年度のものについては、まだ現在、6月に所得が確定したところでございますので、1年前の平成29年度のものについて御報告をさせていただきます。

当町の中でふるさと納税をされた方は28名でございます。寄附金額につきましては、124万1,000円という形になっております。また、昨年度のものにつきましては、6月末をもって調査が終了となりますので、委員会、協議会の折にまたお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

◇ 松 野 亮 子 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

8番に、1番の松野亮子議員。

松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 1番、松野亮子です。一般質問をさせていただきます。

私の質問は、池田町の教育施設における除草剤の使用についてです。

2015年に世界保健機構の専門組織、国際がん研究機関が除草剤ラウンドアップの主成分であるグリホサートを発がん物質に指定いたしました。以降、世界中でラウンドアップを禁止する国や地方自治体が増加しています。ヨーロッパだけでなく、最近ではベトナムでも輸入禁止の措置がとられました。世界中でその毒性の研究が進んでいます。発がん性だけでなく皮膚炎や不妊症なども含む生殖毒性など、健康に悪影響を及ぼすデータが次々とあらわれています。

グリホサートは腸内細菌にダメージを与え、脳、神経系の発達障害、自閉症などの発達障害の原因になるとも言われています。また、深刻なアレルギー症状で悩んでいた子供が、グリホサートを取り入れないようにしたところ、症状がなくなったという報告もあります。

このように深刻な健康被害を及ぼす可能性のあるグリホサートですが、日本の現状では、最も入手が簡単な除草剤です。池田の教育関係の施設で除草剤が使用されているのかどうか、

特に、グリホサート系除草剤が使用されているかどうかについて御回答願います。もし使用されている場合は、いつ、どこで使用しているのかについても、あわせて御回答ください。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

〔学校保育課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの松野議員の御質問に対しまして御回答いたします。

現在の教育施設におけるグリホサート系除草剤の使用状況についてお答えいたします。

まず、グリホサート系除草剤の使用有無につきましては、会染小学校の校舎周りの草刈り機が入らない部分、また、グラウンドの一部で年2回、5、6月の時期と8月、9月の時期に、長期休みの期間を利用し、子供たちへの影響を最小限に抑える形で散布をした実績がございます。次に、高瀬中学校でも、年1回、春の時期に校舎周りのコンクリートのすき間など、草刈り機が入りにくい場所にグリホサート系の除草剤を散布いたしました。

グリホサート系の除草剤の使用をしていた施設につきましては、以上の2施設でございます。

次に、グリホサート系除草剤でないものを使用している施設として、認定こども園2園が年1回、グリホサート系除草剤ではなく、粒剤、粒状のものですけれども、こちらを利用している認定こども園2園につきましては、粒剤のものをゴールデンウィーク中に散布しております。それ以外は、草取り作業を子供たちと一緒にやったり、夕方、保育士のみで行ったり、年3回、保護者の方に園庭整備をお願いするなどの方法で除草作業を行っております。

また、他の施設、池田小学校、池田児童センター、会染児童センターにつきましては、除草剤は使っておりません。

回答のほうは以上になります。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） グリホサート系除草剤につきましては、限定的に使用されているという御回答だったと思いますけれども、安曇野市の子供支援課と学校教育課、あと松川村の教育委員会に確認しましたところ、安曇野市と松川村の教育関連施設では、除草剤は全く使わずに除草を行っているということを聞きました。安曇野市と松川村でできるのであれば、池田町でも除草剤を使用しないという選択が可能なのではないかと思います。

子供がなるべくいない時期に使うようにしているということでしたが、そもそも子供たちのための施設ですので、そのような環境では、除草剤は使わないでほしいと思います。

海外、特にヨーロッパでは、人の健康や環境を守るために、予防原則に基づいた施策がとられています。池田は子供の数も少ないので、数少ない子供の大切な健康を守るために、何か問題が起きてから対策をとるのでは手おくれだと思います。予防原則にのっとって、深刻な健康被害が起きる前に対策を講じるべきではないかと思います。

以上の理由で、池田町の教育施設での除草剤使用、特に毒性の際立つグリホサート系除草剤の使用をやめる方向で検討するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの松野議員の御質問に対しましてお答えいたします。

現在、先ほども申し上げましたグリホサート系除草剤使用2施設につきましては、池田町の未使用の施設の状況を踏まえまして、より人体に与える影響が少ないものを選択していくような形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 先ほどの答弁の中で、8月、9月にもまかれるというお話があったと思うんですけども、これからまだ使う可能性があるということなので、いつまでに何を使うかという決定をするのか、教えていただきたいんですけども。今シーズン中にどうするか教えていただけますか。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問ですけれども、先ほどの答弁の中で、会染小学校につきましては、年2回の中で8月、9月にという答弁をさせていただきましたのでお願いします。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 寺嶋課長の回答については理解いたしました。

今度、町長にお尋ねしたいんですけども、今後、池田町はオーガニックのものに力を入れていくというお話を伺いまして、それを踏まえて、今後、池田町として教育施設における除草剤の使用についてどのようにお考えか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 除草剤の件でございますけれども、先ほど課長のほうからお話ししま

したように、どうしても草刈り等、また、あるいは手の入らない部分については使用しているということでもあります。

しかし、もう除草剤、農薬自体が多かれ少なかれ人体に影響するということはかなり言われておりますので、極力そういうものを使用しない、あるいは人体に影響がないというのは、どこが証明するかということになりますので、除草剤等、農薬等、使用しないというような方向で、農業関係の皆さん、また、学校関係の皆さんとも調整を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 農薬は極力使わないと、除草剤は極力使わない方向でという町長の言葉、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

私の質問は以上で終わりとさせていただきます。

○議長（倉科栄司君） 以上で松野亮子議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問の全部を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（倉科栄司君） これで本日の日程は全部終了であります。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時13分

令和元年6月定例町議会

(第 4 号)

令和元年6月池田町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和元年6月21日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
日程第 2 議案第36号について、討論、採決
日程第 3 議案第37号について、討論、採決
日程第 4 議案第39号について、討論、採決
日程第 5 請願・陳情書について、討論、採決
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発議第4号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 2 食育推進特別委員会委員の選任について
追加日程第 3 議案第40号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 4 同意第18号について、上程、説明、採決
追加日程第 5 同意第19号について、上程、説明、採決
追加日程第 6 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
追加日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
追加日程第 8 議員派遣の件
-

出席議員（12名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	10 番	服 部 久 子 君
11 番	那 須 博 天 君	12 番	倉 科 栄 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕 聖 章 君	副町長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総務課長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長 補佐兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	塩 川 利 夫 君	事務局書記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

5番、矢口稔議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） おはようございます。私のほうから一言申し上げます。

過日の私の一般質問の中で、一部不適切な用語がございました。それは、第6次総合計画におけるコンサルタントへの丸投げの件、また、魂が入っていないのではないかという発言でございます。これは、不適切な発言として取り消しをさせていただき、おわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口議員に確認いたしますが、議事録からの削除もしていいですね。

はい、わかりました。

◎各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程1、各担当委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、那須博天予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 那須博天君 登壇〕

○予算決算特別委員長（那須博天君） おはようございます。

予算決算特別委員会総合審査の報告をいたします。

日時、令和元年6月14日午前9時20分から9時45分、場所、協議会室、参加者、議員全員の12名であります。

審議結果について報告をいたします。

議案第39号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）について、総合審査を行いました。

特別にこれといって意見はなく、採決の結果、全員の賛成で本議案は賛成で可決すべきと決定をいたしました。

なお、今回、プレミアム商品券事業が盛り込まれておりますが、受給者対象等の検討を十分行っていたきたいとの意見もございました。

以上で、予算決算特別委員会の総合審査の報告を終わります。

なお、総合福祉、振興文教各委員会関係の審議内容につきましては、各委員長に行っていただきますのでよろしくお願いします。

他の委員に補足がありましたら、お願いをいたします。

以上。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

次に、総務福祉委員会関係の審議内容の報告を求めます。

矢口稔総務福祉委員長。

矢口稔委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

○総務福祉委員長（矢口 稔君） おはようございます。

それでは、総務福祉委員会関係の質疑について報告をいたします。

まず、予算決算特別委員会の関係でございます。

開催日時は、令和元年6月12日水曜日午前9時30分より、場所は、池田町役場3階協議会室において、議会側、予算決算特別委員会12名、行政側、町長、副町長並びに企画政策課、総務課、住民課、会計課、健康福祉課の各課長及び係長、議会事務局長であります。

事件は、議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第2号）について、総務福祉委員会関係分について質疑を行いました。

以下、説明を省略し、質疑について御報告いたします。

企画政策課関係について。

問、花とハーブで町を彩る修景促進と薬効ハーブの普及促進事業について県の補助金は得られなかったのか。

答、当初見込んでいた補助金より減ったが、採択になった。花とハーブの講座は行う。災害時避難済み表示取り組み事業は不採択となった。

議会事務局関係については質疑がありませんでした。

総務課関係について。

問、災害時のイエローカードの表示については、泥棒が入る可能性も考えられる。避難時に、戸締まり、電源を切るなど知らせる取り組みを考えたかどうか。

答、町民の方からも指摘をいただいているが、いざということを考え、防災訓練時に戸締まり等徹底するような対応を考えたい。

問、一つの敷地内に別々に住む家もあり、イエローカード1枚では対応できないという声を聞く。どのような対応をしていかれるか。

答、自主防災会を通じて対応していきたい。

問、町の単独事業となった災害時避難済み表示取り組み事業で、イエローカードにかわるエコマイバッグはどのタイミングで配布される見込みか。

答、ことし、町の総合防災訓練の8月25日に使用できるよう間に合わせたい。

健康福祉課関係について。

問、プレミアム付商品券事業について、消費税が上がることにより、低所得者と子育てへの支援は今回だけなのか。

答、消費税が10月から上がることによるもので、その後のことについて国からの情報は入っていない。

問、プレミアム付商品券事業は、住民税非課税者と、2016年から2019年の間に生まれた子供に属する世帯約2,000人を対象としている。生活保護者は対象外としているが、矛盾を感じる。町として対象に入れる考えはないか。

答、生活保護者は、生活保護制度において、生活扶助分を含み、最低生活費を計算した上で保護されている。また、この事業は国が行う事業である。

問、町長の考えは。

答、国の制度であり、今回はこのような形で進めていく。

問、骨髄等提供者支援事業助成金で、1人の提供者でオーバーすることはないという解釈でよいか。

答、その方の容体や治療で変わってくる。県でも人数や予算を詰めていく。今のところ答えができない。

問、骨髄移植ドナーをふやす取り組みは。

答、町のホームページ等を使い、周知を図っていきたい。

問、感染症風疹事業で、成人男性を対象としているが、その詳細は。

答、今まで、昭和37年から昭和54年の間に生まれた成人男性で1,000人以上が対象となっている。今年度は、昭和47年から昭和54年の方500人が対象となっている。

問、健康管理システムの「健康かるて」はどのようなものか。

答、住民の予防接種や各種健診データを入力するためのパソコンのシステムである。

補正予算全体について。

問、ブロック塀の危険箇所点検の進捗状況は。

答、自主防災会へお願いしていく。これからできるだけ早く地図を配布されたい。

その他の問と意見を申し上げます。

問、日本アルプス国際学院へ、週1回学校へ出向いているが、状況は。

答、打ち合わせを行っている。自治会からさまざまな苦情をいただいている。他人の敷地への侵入、花を折る、たばこの吸い殻、ごみの出し方などである。その都度指導をお願いしている。

問、学生と町民との融和を図り、夏祭りに参加を呼びかけたりする働きかけの考えは。

答、ふるさと祭り参加への呼びかけや、夏休み前に学校参観を提案している。

意見、学生寮に管理人がいない。野菜など持っていきたいが、対応をお願いしたい。

問、新交流センターの安全対策として、幹線道路に囲まれた学校周辺について、ゾーン30の設定をする方向で警察や公安委員会に申し入れをしてほしいが。

答、その方向で進めていきたい。

問、財政調整基金について、今年度末で1億9,000万円になると聞くが、平成30年度を含めてふえると思うが、把握していたら教えてほしい。

答、平成30年度で取り崩した財政調整基金は2億950万円。5月末で約6億5,000万円の基金がある。ただし、決算剰余金積立金がまだ算出されていないため、ここには含まれていない。取り崩しが今年度3億3,000万円で、今年度末では約3億2,000万円ほどになる見込みである。でこぼこ状態であるが、来年度は穂高広域施設組合のクリーンセンター大規模改修等の負担金もあるので、引き続き危機感を持って運用している。

以上であります。

他の委員に補足の説明がありましたら、お願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

矢口委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告をいたします。

日時、令和元年6月13日木曜日午前9時30分より、場所、役場3階協議会室、出席者、予算決算特別委員12名全員、行政側、町長、副町長初め振興文教に関係する課長及び補佐、係長、議会事務局長。

説明を省略し、主だった質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。

なお、今回、発言を重視しますので、その点も御了承ください。

議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第2号）中産業振興課関係。

問、国有農地草刈り業務委託料において面積は。

答、国有農地は2,500平米ほどあり、そのうち未貸付となっている650平米弱が対象となっている。

問、花とハーブの里ブランディング推進事業の意図は。

答、元気づくり支援金の事業となっており、その申請の中で事業を分けた。

問、花とハーブの里再ブランド化事業で、普通旅費で都市部への営業ということだが、予算20万円のできるのか。

答、ハーバルヘルスツーリズムを展開していく中で、委託先のさとゆめと協力しながら営業を行う。職員の旅費は対象外。

問、農業振興事業の中で、トラクターやハウス等、具体的にどのような方が対象か。

答、産地パワーアップ事業補助金については、ブドウ棚2件とコンバイン購入。農業用ハ

ウス強靱化緊急対策事業補助金は、認定農業者が対象。経営体育成支援事業補助金は、融資を活用することが条件で、残りの金額は農業用機械等に使う。

問、花とハーブの里再ブランド化でトレーナーの育成は。

答、現在登録されたトレーナーがおり、36万円の予算が既についている。

問、ホームページ改修委託料を詳しく説明してほしい。

答、昨年から行っており、日本酒カクテルの普及として、メニューの開発をしてホームページを作成。また、ホームページを利用してイベントを行う。

問、ものづくり産業クラスター形成事業での講師はどんな方を呼ぶのか。

答、オーガニック関係を進めていきたいという町長の考えで進行中。講師は中石さんという方をお願いする予定。

問、オーガニックといっても幅が広いが、具体的に目指していることは。

答、円卓会議では、オーガニックに限らず、環境と農業を考えると、持続可能な社会と農業への関わり方をテーマに進めていく。

問、総合支援事業において、新規就農の場合も対象となるのか。

答、農業の方は対象外だと思う。確認する。

問、総合支援事業は、県で指定された企業はあるのか。また、池田町に該当した企業は。

答、県で定める企業へ、インターネットのサイトを通してマッチングという形で申し込みをして就職された方が対象となる。7月から募集予定。

問、森林環境譲与税基金積立金（159万7,000円）は、今後増加することは考えられるか。

答、徴収自体は平成36年度から開始。平成31年度から平成33年度は約160万円、平成34年度から平成36年度は240万円、平成37年度から平成40年度は340万円、平成41年度から平成44年度は440万円、平成45年度以降は540万円といった現段階での試算値となっている。

建設水道課関係について。

問、通学路の歩道に面してあるブロック塀は補助の対象になるか。

答、道路法に基づく、道路もしくは建築基準法による位置づけの道路であれば対象となる。

問、通学路に指定されている道路で、傍らに危険なブロック塀があった場合について、特別な要綱の中で該当する文章があったと思うが。

答、赤線ですとか位置指定道路については補助金対象外であるが、危険とみなされ町長が認めたものについては、補助交付申請書が提出された段階で職員が現場を確認して判断する。

問、お宮の周りのブロック塀は対象か。

答、氏子からの申請は対象外であるが、自治会とした形での申請は対象と考える。

問、ブロック探査機の貸し出しは、すぐに借りられるのか。

答、探査機は2台あり、予約制となっているが、あればすぐ貸し出しできる。貸し出し期間は2日間。

問、ブロック塀除却補助金のパンフレットで、2項道路とは何か。

答、建築基準法で2項道路とは、道路幅4メートル未満のことをいう。

学校保育課関係について。

問、幼児教育無償化事業が10月から始まるということで、保護者の方への周知はどのように行い、スケジュール等は。

答、保護者の方への周知はリーフレットのようなもので7月から8月くらいにお知らせしたい。市町村への説明会が来週あるので、内容をしっかり理解して進めたい。

問、3歳以下の幼児は無償化の対象になるのか。

答、3歳未満児の子供に関して、住民税非課税世帯の子供は無償化になり、あと、第3子の子供も無償化となる。

問、給食費の負担については。

答、副食費というが、今までは保育料に含まれていたが、国の方針により副食費は支払いいただく。ただし、年収360万円以下の低所得者は無償化となる。

問、金額は。

答、月額4,500円。補足として、今までは1号認定の子供からの給食費はいただいていたが、今回の制度変更により1号、2号変わらず負担するようになる。3号認定は、保育料が無償化にならないため負担となる。

以上、予算決算特別委員会における振興文教関係の質疑の報告を終わります。

他の委員に補足があれば、お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

大出委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了いたします。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

矢口稔総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

○総務福祉委員長（矢口 稔君） 総務福祉委員会の委員会の審査の状況について御報告申し上げます。

総務福祉委員会の開催日時ですけれども、令和元年6月12日水曜日、予算決算特別委員会終了後、場所は池田町役場3階協議会室において行われました。出席者は、議会側、総務福祉委員6名、行政側、町長、副町長、総務福祉委員会に関係する各課長、課長補佐及び係長、議会事務局長であります。

今定例会で本委員会に付託された事件は、議案1件、陳情4件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告をいたします。

議案第36号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について。

問、交流センターのバス停位置による安全対策はどのように考えているか。

答、玄関前は混雑すると思うので、少し通過したところで停車するように、工事完成した後に検討したい。

問、町営バスの余裕ある時刻表が設定できないか。

答、時刻表については、今まで運行する中で設定してきたもので、バス停の数も多くできない状況である。スピードの出し過ぎについては、運行会社をお願いをしたい。

問、運行会社が変更になり、それに伴うトラブルはないか。

答、4月より、安曇野市の安曇観光タクシーに運行を委託している。現在スムーズに回っており、運行管理者を置き、問題なく運行している。

採決の結果、挙手全員で可決すべきと決定をいたしました。

陳情5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について並びに陳情6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について。

この陳情5号と6号は、同様の内容により一括審査との意見があり、委員に諮ったところ、異議はなく、一括して審査することとなりました。

意見、沖縄問題は、日本全国で考えなければいけない問題だと思う。意見書を提出しても無理な部分があり、趣旨は理解するが、趣旨採択を提案したい。

米軍基地を国内には必要ないという考えから、趣旨採択でよい。

審査の結果、陳情５号、全員の挙手により、趣旨採択すべきと決定いたしました。

陳情６号、全員の挙手により、趣旨採択すべきと決定をいたしました。

陳情７号 米軍普天間飛行場の辺野古移転を促進する意見書に関する陳情。

意見、地元の方の気持ちはわかるが、だからといって辺野古へという考えにはならないので、採択には反対である。

意見、県民の意思と米軍基地を広げることは反対であり、不採択すべきである。

審査の結果、全員の挙手により、不採択すべきと決定いたしました。

陳情８号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について。

意見、内容の意味が見えてこないで、不採択でよいのではないか。

審査の結果、１名趣旨採択、３名の不採択となり、本委員会として不採択とすべきと決定いたしました。

閉会中の所管事務調査について。

意見、第６次総合計画について策定は終了している。また、災害時における議会議員の災害対応マニュアルは既に完成していることから、新たな調査として、高齢者がふえてくる中で、デマンド交通を含めた公共交通のあり方、また、池田町の町づくりと住民福祉の向上について調査をしたらどうか。

よって、本委員会は閉会中の継続調査について、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、池田町のデマンド交通を含めた公共交通のあり方についての２点について継続調査することに決定いたしました。

以上であります、他の委員に補足の説明がありましたら、お願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了いたします。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） 委員会の審査報告を行います。

日時、令和元年6月13日木曜日、予算決算特別委員会終了後、場所、役場3階協議会室、出席者、総務福祉委員6人全員、行政側、町長、副町長初め振興文教委員会の議案に関する課長及び係長、議会事務局長。

当委員会に付託された案件は、議案1件であります。

説明を省略し、主だった意見内容と審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承ください。

議案第37号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について。

意見、国で決まったことなので基本的に賛成。

問、この森林環境譲与税は、3年後どうなっているのか。

答、森林環境譲与税が示された段階で、県では森林づくり県民税があり、重複しない形の中で進める。今後の動向についてはまだ情報はない。

問、お金の使用用途と今後の計画は。

答、森林経営管理法が施行され、それにより譲与税を財源として事業を進めることになるが、まだ具体的な使途は決まっていない。所有者不在の森林について市町村が管理しろといった部分もあり、こちらもまだ不透明な部分がある。

結論、委員会として全員賛成で可決した。

以上、当委員会における議案1件の審査報告とします。

閉会中の所管事務の調査について。

次のとおり継続調査の審議を行った。

意見、池田町第6次総合計画については、既に広報されているので削除してよい。

意見、児童センターの整備充実については、一定整備されたので削除してよい。

意見、保小中一貫教育の取り組みについて、追加すべきである。

意見、交流センターの活性化の取り組み、運営方法等の調査をすべきである。

意見、池田町のワインと地酒による「乾杯条例」設立への取り組みを委員会として調査検討すべきである。

以上の意見を集約した結果、継続調査の事件は次のとおり。

社会資本総合整備計画の進捗状況の見きわめについて。

少子高齢化に対応できる移住、定住、空き家対策の促進について。

里山整備と松くい虫被害木の撤去について。

花とハーブの町づくりについて。

保小中一貫教育について。

交流センターの運営方法について。

乾杯条例について。

なお、その他において、池田町の森林整備を求める意見書（案）についてを議題とし、検討した結果、委員会として次のとおりとした。

意見書の内容をさらに検討したい。

行政側との足並みをそろえたい。

池田町森林環境譲与税基金条例も勘案したい。

等々の意見を参考にし、委員会として、継続調査の里山整備と松くい虫被害木の撤去についての中で検討し、協議会に諮ることとした。

以上、振興文教委員会に付託された案件の報告を終わります。

他の委員に補足があれば、お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了いたします。

以上で、各委員会の報告を終了いたします。

◎議案第36号について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程2、議案第36号について、討論、採決を行います。

議案第36号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第37号について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程3、議案第37号について、討論、採決を行います。

議案第37号 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

10番、服部議員。

○10番（服部久子君） 池田町森林環境譲与税基金条例の制定について、反対討論いたします。

今回の森林環境譲与税基金条例は、2024年度から創設される森林環境税の徴収金を前提に制定する基金です。森林環境税は、年額1,000円を個人住民税から徴収するとしておりますが、住民税の均等割は低所得者からも徴収することになります。また、温室効果ガス排出企業に負担を求めていることも問題です。

森林整備は国の重要な課題で、国の森林整備予算は年々削減されております。削減分を補填するための税の創設は明らかです。本来、国の一般会計から林業予算として支出すべきだ

と考えるので、反対いたします。

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

5 番、矢口稔議員。

○5 番（矢口 稔君） 議案第37号について、賛成の立場から討論をいたします。

森林環境譲与税の基金条例についてでございますけれども、国のまだ方向が定まっていな
いのと、最初、この譲与税の基金条例を制定しないと、いわゆる明確な森林関係に関する基
金なり、池田町として明確にどの分野に使っていくかというところが明確にならないといっ
た点で、この条例は必要であると思います。

また、この森林環境譲与税についてですけれども、単なる里山の保全のみならず、本会議
でも質問させていただきましたが、子育て支援などの分野においても幅広く活用ができると
いった譲与税となっておりますので、この基金条例の制定については賛成すべきと考えます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了いたします。

議案第37号を挙手により採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程4、議案第39号について、討論、採決を行います。

議案第39号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決いたします。

この議案は原案のとおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情書について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程5、請願・陳情書等について、各請願・陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情5号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は趣旨採択です。この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。

陳情6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求

める陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 陳情7号について、不採択にすべきだという観点から意見を述べさせていただきます。6号か。すみません。失礼いたしました。

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情6号を挙手により採決いたします。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は趣旨採択です。この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。

陳情7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

9番、薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） それでは、陳情7号の不採択にすべきだという反対の考え方を述べさせていただきます。

今、世界に核兵器が約1万4,525基ありまして、核戦争が起これば人類の破滅という、そういう大変な危険な状況にあります。そのことは、国家間の紛争というものはもう武力による行使ではなくて、話し合いによって解決されなければならないということを示していると思います。したがって、それに伴う軍事基地というものはもう将来的に撤去していくものだというふうに考えるべきだと思います。

辺野古の新基地建設については、軍事基地の固定化につながり、世界の平和の流れに反するものですので、本陳情は不採択にすべきというふうに考えます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員、不採択にですか。不採択ですよ。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） いわゆる委員長報告に対しての意見という言い方でなくて、このいわゆる陳情に対して反対するか賛成するかと、その意見を求められたわけですから、反対しますということで意見を述べさせていただいたということです。

○議長（倉科栄司君） わかりました。

次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了いたします。

陳情7号を挙手により採決いたします。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔「不採択に賛成の人は手を挙げる」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉科栄司君） 採択ですよ。委員長の報告は不採択です。採択することに賛成の方の挙手を求めています。

〔「採択に賛成する人」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉科栄司君） 委員長の報告は不採択ですが、この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めています。よろしいですか。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手ゼロであります。

したがって、本陳情は不採択と決定いたしました。

陳情8号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書

の採択を求める陳情書について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情８号を挙手により採決いたします。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手少数であります。

したがって、本陳情は不採択と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時４４分

再開 午前１０時５７分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程の追加

○議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として、発議１件、議案１件、同意２件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎発議第４号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程１、発議第４号 食育推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番、那須博天議員。

〔１１番 那須博天君 登壇〕

○１１番（那須博天君） 発議第４号 食育推進特別委員会の設置について。

池田町議会会議規則昭和62年３月27日規則第４号第14条の規定に基づき上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

池田町議会議長、倉科栄司様。

令和元年６月21日提出。

提出者、池田町議会議員、那須博天、賛成者、同じく議会議員、矢口稔、同じく賛成者、議会議員、大出美晴、同じく賛成者、議会議員、和澤忠志、同じく賛成者、議会議員、薄井孝彦。

以上であります。

食育推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり食育特別委員会を設置するものとする。

記

名称、食育推進特別委員会。

設置根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第５条により。

目的、食育推進に関する事項及び食育条例制定に関する調査、研究。

委員の定数、６人。

設置の期間、委員の任期とする。

なお、閉会中も必要に応じ審議を行う。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了いたします。

発議第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

発議第4号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この発議に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第4号を挙手により採決いたします。

この発議は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決され、食育推進特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として、ただいま設置しました食育推進特別委員会委員の選任についてを議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、食育推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎食育推進特別委員会委員の選任について

○議長（倉科栄司君） 追加日程2、食育推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

食育推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

食育推進特別委員会委員の氏名を、職員をして朗読いたさせます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） 食育推進特別委員会委員は、ただいま朗読のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、食育推進特別委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

なお、食育推進特別委員会はその目的達成のため、今議会の任期中、閉会中の継続調査を認めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

◎議案第40号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程3、議案第40号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道251号線道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 6月定例会最終日、御苦労さまでございます。

それでは、議案第40号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道251号線道路改良工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事についての契約方法は、指名競争入札により実施してございます。

令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道251号線道路改良工事の契約金額は9,625万円、契約の相手方は、池田町大字池田2379、遠藤建設株式会社、代表取締役遠藤清門氏であります。

なお、仮契約は6月19日付で締結してあります。御承認いただければ、本議会の議決後、本契約とみなす予定でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第40号を挙手により採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

◎同意第18号について、上程、説明、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程4、同意第18号 池田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

吉澤監査委員の退席を求めます。

〔監査委員 吉澤暢章君 退席〕

○議長（倉科栄司君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 同意第18号 池田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

本件は、識見を有する方の専任案件でありまして、現在監査委員の吉澤暢章氏が6月28日で任期満了となりますので、吉澤暢章氏を再任したく、議会の同意を求めるものであります。

吉澤氏は、住所、池田町大字会染11221番地40内鎌で、昭和36年1月14日生まれ、57歳であります。昭和62年3月、国士舘大学大学院を卒業。同年4月より吉澤税理士事務所に入所。平成元年、税理士登録。平成20年1月より吉澤税理士事務所を引き継ぎ、現在に至っております。

また、平成27年6月29日より池田町監査委員として監査業務をお願いし、適切な御指導、御助言をいただいております。財務会計に堪能であることはもちろんですが、人柄も温厚で人望も厚い方であり、監査委員の職務を全うしていただける方と確信しております。

なお、任期は令和元年6月29日から4年間であります。

議会の皆様の全員の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

同意第18号を挙手により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第18号は同意することに決定いたしました。

吉澤監査委員の復席を求めます。

〔監査委員 吉澤暢章君 復席〕

○議長（倉科栄司君） 吉澤暢章君に申し上げます。

ただいまの池田町監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

◎同意第19号について、上程、説明、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程5、同意第19号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

小田切副町長の退席を求めます。

〔副町長 小田切 隆君 退席〕

○議長（倉科栄司君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 同意第19号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本同意は、地方税法第404条第2項及び池田町税条例第76条の規定により、御同意を願うものであります。

固定資産評価員の役割は、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町

村長が行う価格の決定を補助するため市町村に設置するものであります。

新たに、小田切隆副町長を評価員としてお願いするものでございます。

小田切氏は、昭和53年、池田町役場に奉職、平成30年10月に副町長職に就任し、現在に至っております。

御審議の上、御同意をお願いいたします。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

同意第19号を挙手により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第19号は同意することに決定いたしました。

小田切副町長の復席を求めます。

〔副町長 小田切 隆君 復席〕

○議長（倉科栄司君） 小田切隆君に申し上げます。

ただいまの固定資産評価員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（倉科栄司君） お諮りします。

各常任委員会より閉会中の所管事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

○議長（倉科栄司君） 追加日程6、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（倉科栄司君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（倉科栄司君） 追加日程7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（倉科栄司君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（倉科栄司君） 追加日程8、議員派遣の件を議題といたします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定いたしました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

◎町長あいさつ

○議長（倉科栄司君） 甕町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 6月定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

6月10日から21日までの12日間にわたる長い会期の定例会で、大変御苦労さまでございました。提案いたしました案件について、それぞれ慎重に御審議、御検討いただきまして、まことにありがとうございました。

御審議の中でいただきました御意見や一般質問での事項について、お答えに沿って最善の努力をまいります。

これからは本格的な暑さもやっております。健康には十分御留意されますことをお願いいたしまして、御礼のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎議長あいさつ

○議長（倉科栄司君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月10日より本日までの12日間にわたり、熱心に御審議をいただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたことは厚く御礼を申し上げます。

今後、行政側におかれましては、審議中にありました意見、要望等に十分配慮をされ、適切な事務事業の執行に当たられますようお願いを申し上げます。

暑さも厳しさを増してまいります。体調管理には十分御留意をいただき、公私にわたり充実した日々をお送りくださいますようお願いを申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（倉科栄司君） これをもって、令和元年6月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月21日

議 長 倉 科 栄 司

署 名 議 員 松 野 亮 子

署 名 議 員 那 須 博 天